

人はひとりでは
生きていけない。
だれもが幸せに
暮らせるまちをつくる。

みんなの幸せづくり計画

牛久市地域福祉計画・
成年後見制度利用促進計画・
地域福祉活動計画

2022年度(令和4年度)～2027年度(令和9年度)

令和4年3月

牛久市

社会福祉法人
牛久市社会福祉協議会



はじめに

近年、急速な少子高齢化による人口減少や個人の価値観の多様化、家族や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもの貧困やひきこもり、高齢者等の社会的孤立といった、既存の福祉サービスのみでは対応が難しい課題が顕在化するなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。

牛久市においても、平成30年1月まで人口が増加しておりましたが、徐々に人口減少が進んできており、複雑・多様化する福祉的なニーズにどのように対応していくのか、大きな課題となっています。

国は、このような背景を踏まえ、様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民やボランティア、行政など多様な主体が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築いていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を進めています。

市においても、「地域共生社会」の実現を目指し、平成28年に「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画 地域福祉活動計画」を策定し、「自助」「近助(互助)」「共助」「公助」による支え合いを軸としたまちづくりを推進してきました。

このたび、これまで築いてきた取り組みを継承するとともに、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みのさらなる進展を目指し、地域の人々の権利擁護支援の充実を目的とする成年後見制度利用促進計画を新たに加えた「牛久市地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画の取り組みの推進にあたりましては、市民、地域、行政が協働して取り組むことが大変重要となりますので、今後とも引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、計画を策定するにあたり、ご指導、ご尽力いただきました牛久市地域福祉計画審議会及び牛久市地域福祉活動計画策定委員会の皆さまや市内8小学校区で地域支えあい懇談会にご出席いただきました各地区社協の皆さま、市民満足度調査やパブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。



令和4年3月

牛久市長 根本 洋治

地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画・地域福祉活動計画の策定について

牛久市では、平成28年から市の地域福祉計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を協働で策定し、地域福祉の推進にむけた取り組みを行ってまいりました。

また、平成31年には、他市に先駆けて成年後見制度利用促進計画を策定し、判断能力が不十分な人に対する権利擁護支援を実施してまいりました。

今回の改定では、前回計画に引き続き、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を協働で策定し、両計画の特性をあわせもつとともに、「成年後見制度利用促進計画」を加えることで、牛久市総合計画が示す地域福祉の理念「無理なく、ほどよく助け合える地域づくり」や方向性「あらゆる世代の多様な個性や特性を持った市民が互いを認め合い、それぞれの役割を持って、無理なく、ほどよく助け合える地域づくりを進めます」を具現化していく計画といたします。

目次

第1部 地域福祉計画..... 1

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 地域福祉に関する制度や動向.....	3
3. 地域福祉における役割.....	6
4. 計画の位置づけ.....	8
5. 計画の期間.....	9
6. 計画策定過程での市民参加.....	10
7. 推進体制と進行管理.....	11
第2章 地域福祉をめぐる状況.....	12
1. 牛久市の状況.....	12
2. アンケート調査結果.....	21
3. 地域支え合い懇談会.....	28
4. 前回計画の評価結果.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	34
1. 基本理念.....	34
2. 基本的視点.....	35
3. 基本目標.....	36
4. 施策の体系.....	38
第4章 各施策の内容.....	40
基本目標Ⅰ.....	42
基本目標Ⅱ.....	50
基本目標Ⅲ.....	66
基本目標Ⅳ.....	90

第2部 成年後見制度利用促進計画..... 103

第1章 計画の策定にあたって.....	105
1. 計画策定の趣旨.....	105
2. 計画の位置づけ.....	106
3. 計画の期間.....	109
4. 推進体制と進行管理.....	110

第2章 成年後見制度をめぐる状況	111
1. 国の状況.....	111
2. 牛久市の状況.....	112
3. 前回計画の評価結果.....	114
第3章 計画の基本的な考え方	116
1. 基本理念.....	116
2. 基本的視点.....	116
3. 基本目標.....	117
4. 施策の体系.....	118
第4章 各施策の内容	119
基本目標Ⅰ.....	119
基本目標Ⅱ.....	123
基本目標Ⅲ.....	127

第3部 地域福祉活動計画	131
---------------------------	------------

第1章 計画の策定にあたって	133
1. 計画策定の趣旨.....	133
2. 計画の性格.....	133
3. 計画の期間.....	134
4. W i t hコロナ／ポストコロナの視点.....	135
第2章 地域福祉プラン	136
1. 地区社会福祉協議会について.....	136
2. 各小地区地域福祉プラン.....	138

資料編	154
------------------	------------

第 1 部 地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年3月に「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、自助・近助(互助)・共助、公助の4つの視点に立った地域福祉を推進してきました。

この間、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、8050問題やダブルケアなど、私たちが生活するうえで、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

また、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

国では、このような暮らしや社会構造の変化を踏まえ、人々がさまざまな生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めています。

地域共生社会の実現は、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトです。地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法が改正されました。

こうした国の制度改革や社会情勢、地域の現状を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、今回計画の改定を行い、「人はひとりでは生きていけない。だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。」を基本理念とする本市の地域福祉をより一層充実させていきます。

2 地域福祉に関する制度や動向

①地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (2020年(令和2年)6月成立、2021年(令和3年)4月施行)

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が 2020 年(令和 2 年)6 月に成立しました。

市区町村においては、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

②自殺対策基本法(2016年(平成28年)4月施行)

日本の自殺率は近年減少傾向にあります。年間2万人を超える方が自殺で死亡しており、更なる対策を進めていくため、2016(平成28)年に自殺対策基本法が改正されました。

改正自殺対策基本法では、都道府県・市町村に地域自殺対策計画の策定義務化、自殺総合対策推進センターの設置による地域の自殺対策の支援機能強化などが定められました。これに基づき、牛久市でも「いのち対策計画～牛久市自殺対策計画～」を策定し、より当市の実態に沿った自殺対策を推進しています。

③児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 (2020年(令和2年)4月施行)

親権者等の虐待が喫緊の課題となっていることを受け、児童相談所(児相)の機能強化などを図るため、2019(令和元)年6月に児童虐待防止法と児童福祉法が改正されました。改正法では、「体罰の禁止」の明記や、児相での「介入対応(一時保護等)」と「保護者支援(家族関係の再構築等)」を行う部署を分けること、児相と配偶者暴力相談支援センターの連携強化など児童虐待防止に向けた体制の構築を目指し、2020(令和2)年4月に施行されました。

④生活困窮者自立支援法(2015年(平成27年)4月施行)

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層に対し、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援を実施し、また、生活保護から復帰した人が再び生活保護受給者とならないように支援をしていく法律として、2015(平成27)年4月に施行されました。牛久市においても、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給を行っています。

⑤住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律 (住宅セーフティネット法)(2017年(平成29年)10月施行)

日本では近年、空き家の増加が大きな問題となっています。民間の空き家・空き室が増加しており、これらを活用して新たな住宅セーフティネットの仕組みづくりを行う法律が2017(平成29)年10月に施行されました。空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が登録を行うことで、今後10年間で100万人の増加が見込まれる高齢単身者等の住宅の供給促進を図ることとしています。

⑥再犯の防止等の推進に関する法律(2016年(平成28年)12月公布・施行)

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が2016年(平成28年)12月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。また、この法律に基づき、2017年(平成29年)12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。

⑦持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版、SDGsアクションプラン2020 (2019年(令和元年)12月20日決定・策定)

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをめざし、17のゴールと169のターゲットを設定しています。日本においても、SDGsの実施のため、2016年(平成28年)12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が打ち出され、令和元年12月に実施指針を改定し、その後「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。

「SDGsアクションプラン2020」では豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現につなげる政府の具体的な取り組みが盛り込まれています。

市町村においてもSDGsの達成に向けて各種取り組みの促進が求められています。



⑧新しい生活様式への順応

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、これからは「新しい生活様式」に順応していくことが求められています。一人ひとりが基本的な感染対策を実践するほか、日常生活の中で新たな生活様式やスタイルを取り入れていく必要があります。

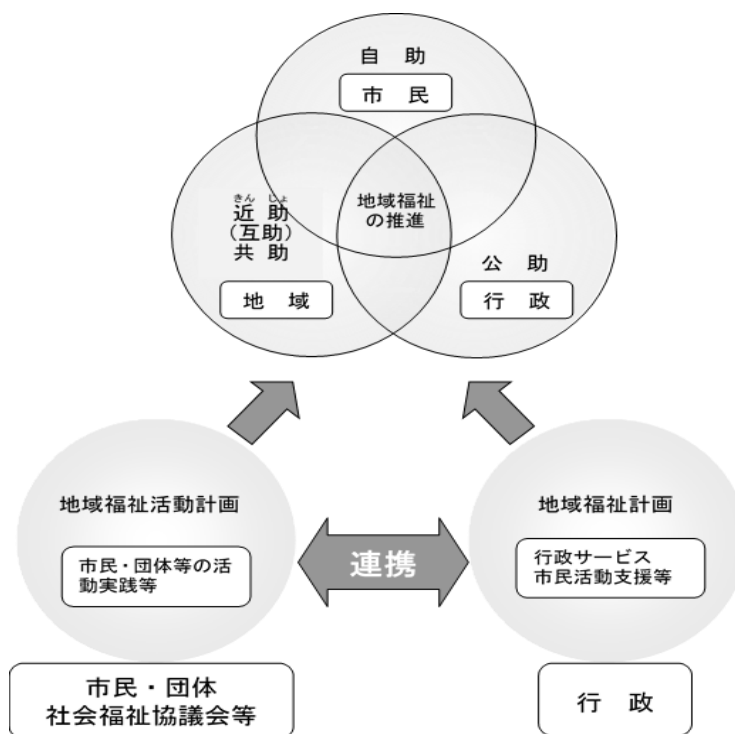
3 地域福祉における役割

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、それぞれの地域において、人と人、公私の社会福祉関係者がお互いにつながり、支え合い、助け合うための取り組みです。

地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられるものです。

＜地域福祉の役割イメージ ～みんなが主役の地域づくり～＞



自助

一人ひとりが地域の中で、自分でできることを積極的に取り組みます。

近助 (互助)

向こう三軒両隣の近所の人たちの中で、困ったときはお互いに助け合える関係づくりを進めます。

共助

地域の中で、人と人との心の絆を強め、助け合い、支え合いの輪を広げていきます。

公助

地域福祉の基盤づくりをするとともに、市民協働を推進します。

(2)地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、市が策定する行政計画です。

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を一体的に定めることが明記されています。

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域福祉を進めるための理念や方向性を明らかにする計画です。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

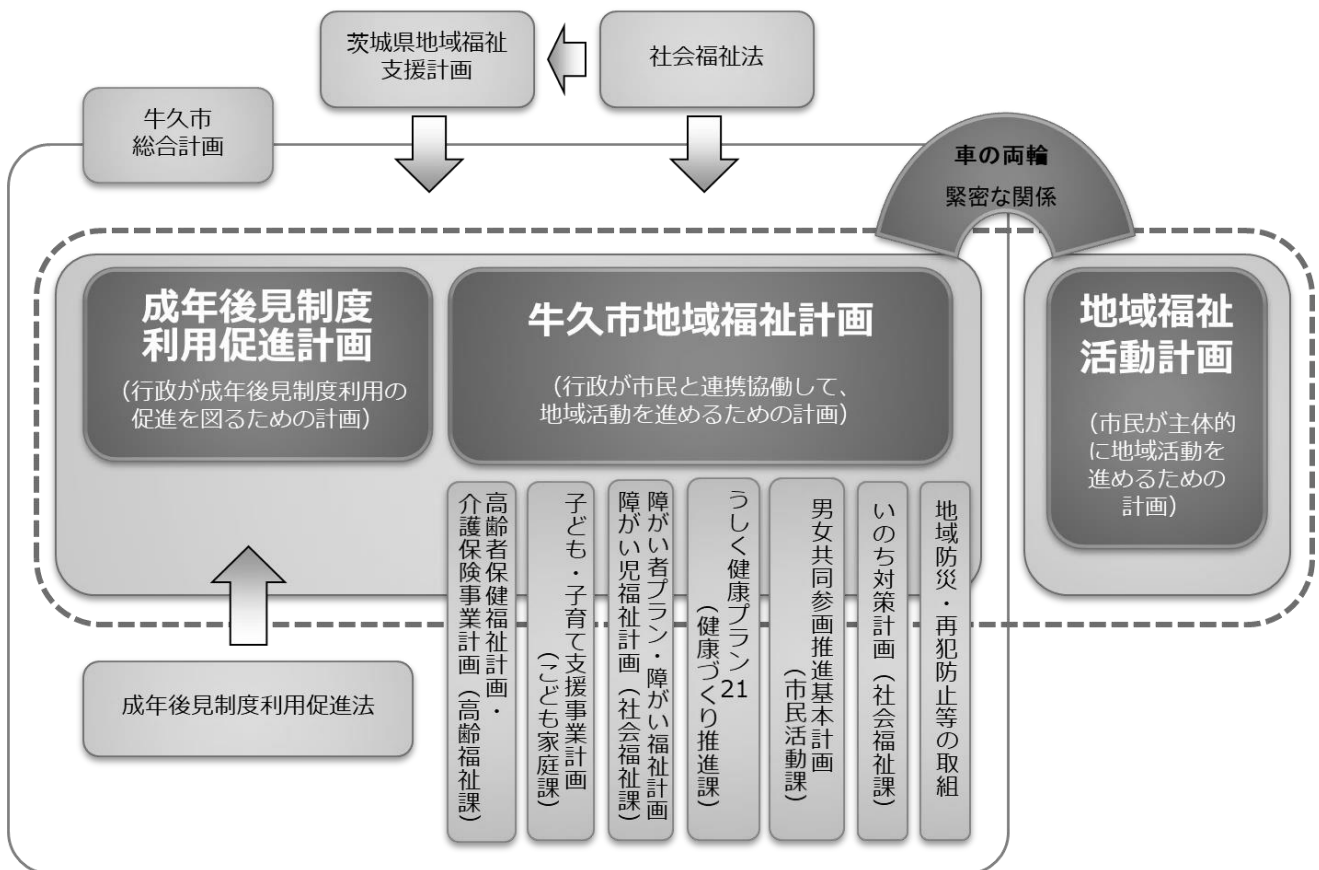
地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を目的とする団体」とされている社会福祉協議会が、地域住民や関係機関と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示すものです。市が策定する地域福祉計画の理念やビジョンを踏まえて策定されます。

地域福祉推進のための理念や方向性を明らかにする「地域福祉計画」と、それを具現化するための市民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、車の両輪のようなものであり、これらが連携して策定されることにより、地域にかかわるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となっています。

4 計画の位置づけ

- ① 本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、策定されます。
- ② 「茨城県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、「牛久市総合計画」を上位計画とし、その基本構想に掲げる目指すまちの姿「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」を実現するため、地域福祉の将来像や基本方針を定めるものです。
- ③ 本計画は、「牛久市第4次総合計画 第1期基本計画」の重要な柱である「すべての人が生き生きとした人生を送るまち」の方向性と地域福祉の理念「無理なく、ほどよく助け合える地域づくり」に対応する内容となっています。
- ④ 本計画は、保健・福祉の各分野で共通して取り組むべき事項を定める福祉部門の上位計画です。分野別の視点を大切にしながら、市民、行政、地域みんなが主役となって、自分の住む地域を住みやすくするために、福祉、保健、防災等の多様な地域の課題の解決に向けて取り組みます。

<計画の位置づけのイメージ>



5 計画の期間

「牛久市地域福祉計画」は、2022年度(令和4年度)から2027年度(令和9年度)までの6か年を計画期間としていますが、法改正等の状況を踏まえ中間年である令和6年度に見直しを行います。

なお、計画期間中は、牛久市総合計画との整合性を図りながら、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

計画の名称	令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
総合計画・ 第1期基本計画	令和3年度～令和6年度						
地域福祉計画・ 成年後見制度利用促進計画 地域福祉活動計画	令和4年度～令和9年度						
			中間見直し				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度						
障がい者プラン・ 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	令和3年度～令和5年度			令和3年度～令和8年度			
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度						
健康プラン21		令和4年度～令和8年度					
男女共同参画推進基本計画	平成30年度～ 令和4年度						
いのち対策計画	平成30年度～令和8年度						

(1)地域福祉審議会

この計画の策定のため、令和3年5月から「牛久市地域福祉計画審議会・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議を進めてきました。

この審議会は、市民代表4名、福祉関係者代表7名、保健医療関係者代表2名、学識経験者2名、学校2名、行政2名の計19名の委員で構成されています。(令和3年度)

審議会では、会議形式で地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画及び地域福祉活動計画の審議を進めるほか、「地域支え合い懇談会」を、市社協及び地区社協と協働で開催しました。

【地域支え合い懇談会】

令和3年7月に、市内8小学校区で開催しました。これは、地域福祉活動等の現状を把握するため、地区社協の皆さんの意見や要望を聴き取り、まとめていくものです。開催後、市でまとめた資料を基に、本計画に掲載される内容が検討されています。

(2)地域支え合い懇談会の実施

令和3年7月に、市内8小学校区において、延べ約124名の地区社協関係者・行政区長・民生委員児童委員の方を対象に、「地域支え合い懇談会」を開催しました。

今回は、懇談会の手法により、地域の人々の課題、地域の支え合いを進めていく上での課題、今後の地区社協の取り組みの方向性等、幅広い分野について、掘り下げた意見を聴き取ることができました。運営は、牛久市社会福祉課・高齢福祉課、牛久市社会福祉協議会により行いました。

(3)市民満足度調査

牛久市では、住み心地や行政に対してのご意見を市民の皆さんからいただくため、市民満足度調査を毎年実施しています。この調査のうち、地域福祉に関わる設問について、その結果を地域福祉計画を策定するうえでの参考にしています。

(4)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

保険者が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定(地域診断)に資することなどを目的として実施します。調査は、3年ごとの状況を採用しており、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査します。

(5)パブリックコメントの実施

令和4年1月5日から1月31日まで、地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画の素案についてご意見を募集したところ、17件のご意見が市民の皆さんから寄せられました。これらのご意見についても、計画策定の参考にしています。

(1) 推進体制

① 庁内の推進体制

庁内の関係各課における職員一人ひとりが横断的な連携や情報共有を図る意識を持って、地域における切れ目のない支援を推進するために、関連施策や取り組みを着実に進めます。

② 地域との協力体制の構築

本計画の推進に当たっては、地域の協力体制が不可欠です。地域福祉に関わる団体等と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

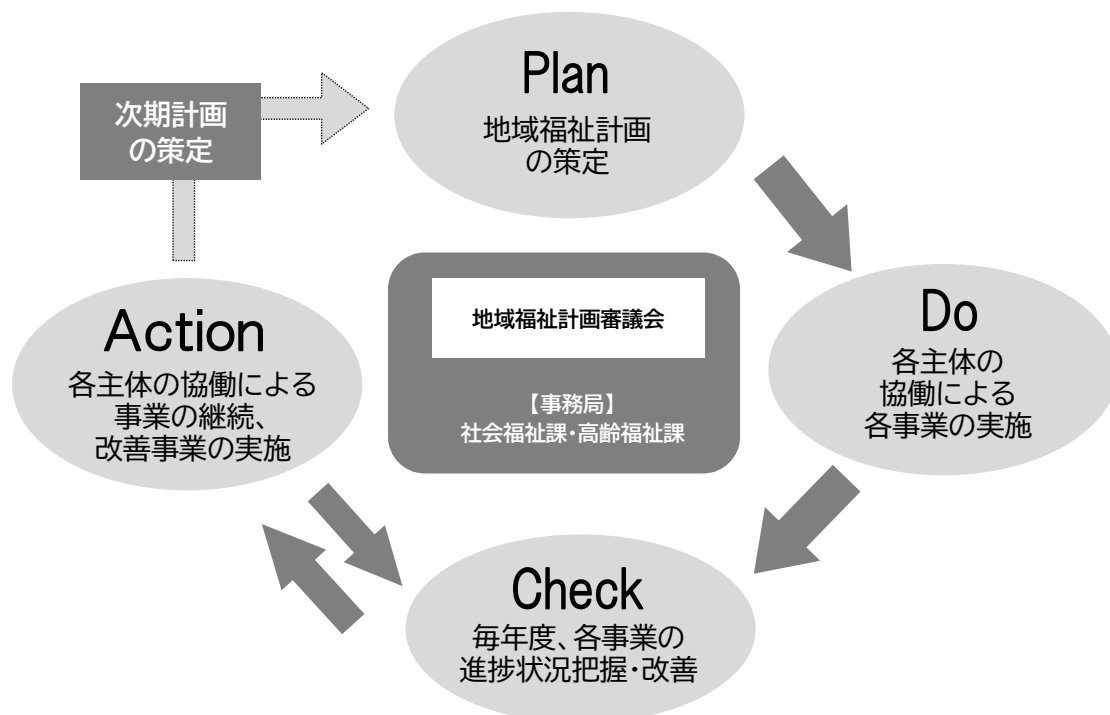
③ 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページや概要版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。

(2) 進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。そのため、分野別に実施状況を把握、点検し、PDCAサイクルを確実に回り、計画の着実な推進をめざしていきます。

計画の進捗については、各種団体代表や学識経験者などで構成する「地域福祉計画審議会」において、管理及び評価を行います。



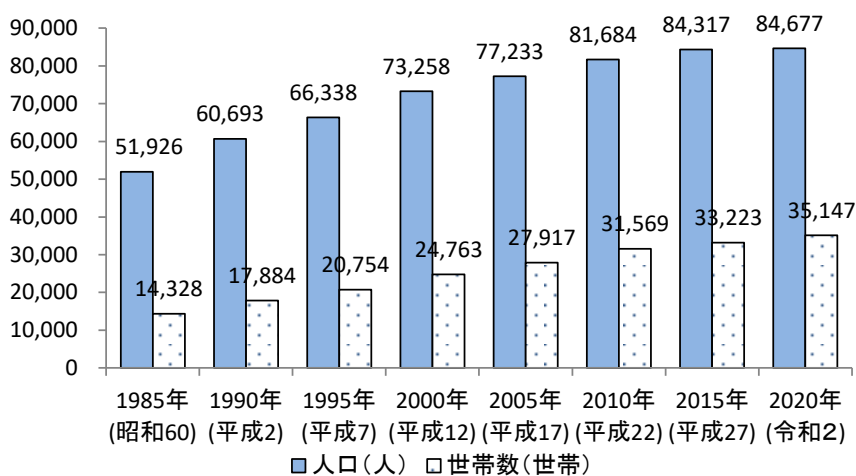
第2章 地域福祉をめぐる状況

1 牛久市の状況

(1) 牛久市の人口と世帯数、人口構造の推移

■人口の推移

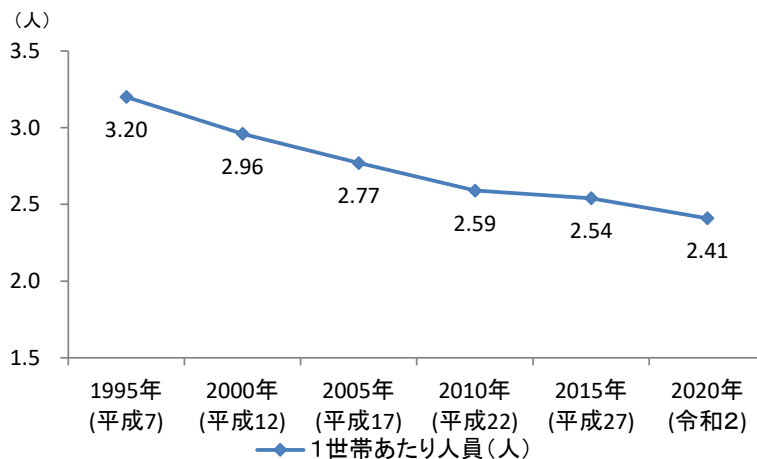
牛久市の人口および世帯数は増加を続け、2010年(平成22年)以降、人口で8万人、世帯数で3万世帯を超えており、2020年(令和2年)では人口84,677人、35,147世帯となっています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

■世帯人員の推移

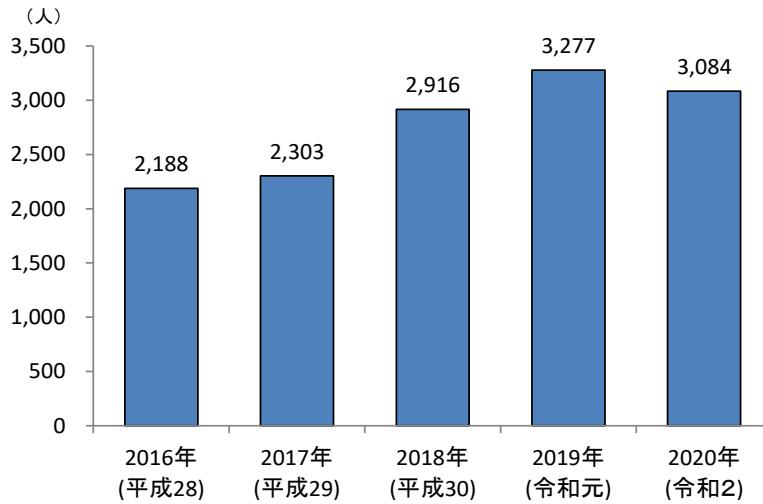
1世帯あたりの世帯人員は、人口の増加率を世帯数の増加率が上回っているため、減少傾向となっています。1995年(平成7年)には3.20人でしたが、その後3人を下回り、2020年(令和2年)には2.41人となっています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

■65歳以上のひとり暮らし

ひとり暮らしの高齢者は、2019年(令和元年)には3,000人を超え、2016年(平成28年)から3年で1,000人増、約1.5倍となっています。

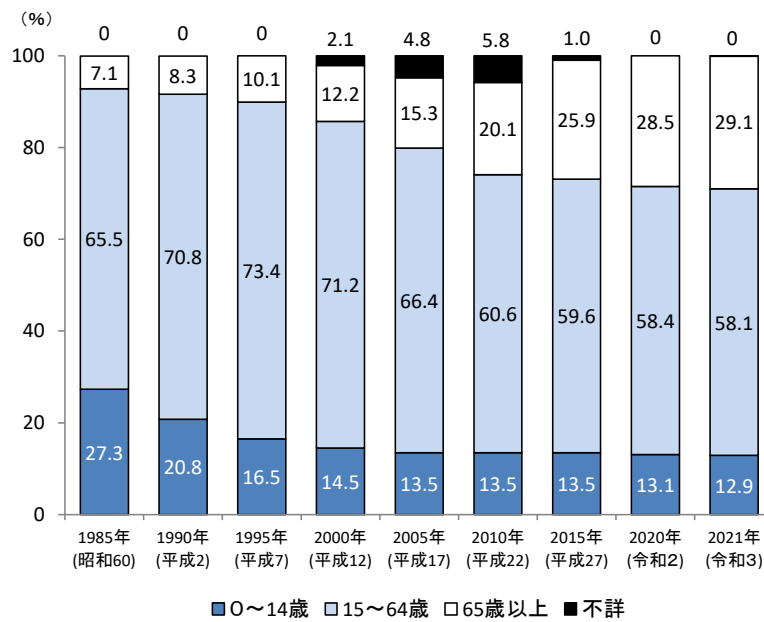


資料:高齢福祉課(各年度3月31日現在)

※令和2年度より、施設入所者は対象とせずに算出

■人口構造の推移(少子化高齢社会の進展)

65歳以上の人口は増加を続け、2020年(令和2年)には高齢化率は約3割となっています。一方、0～14歳は平成17年以降、ほぼ横ばいで推移しています。



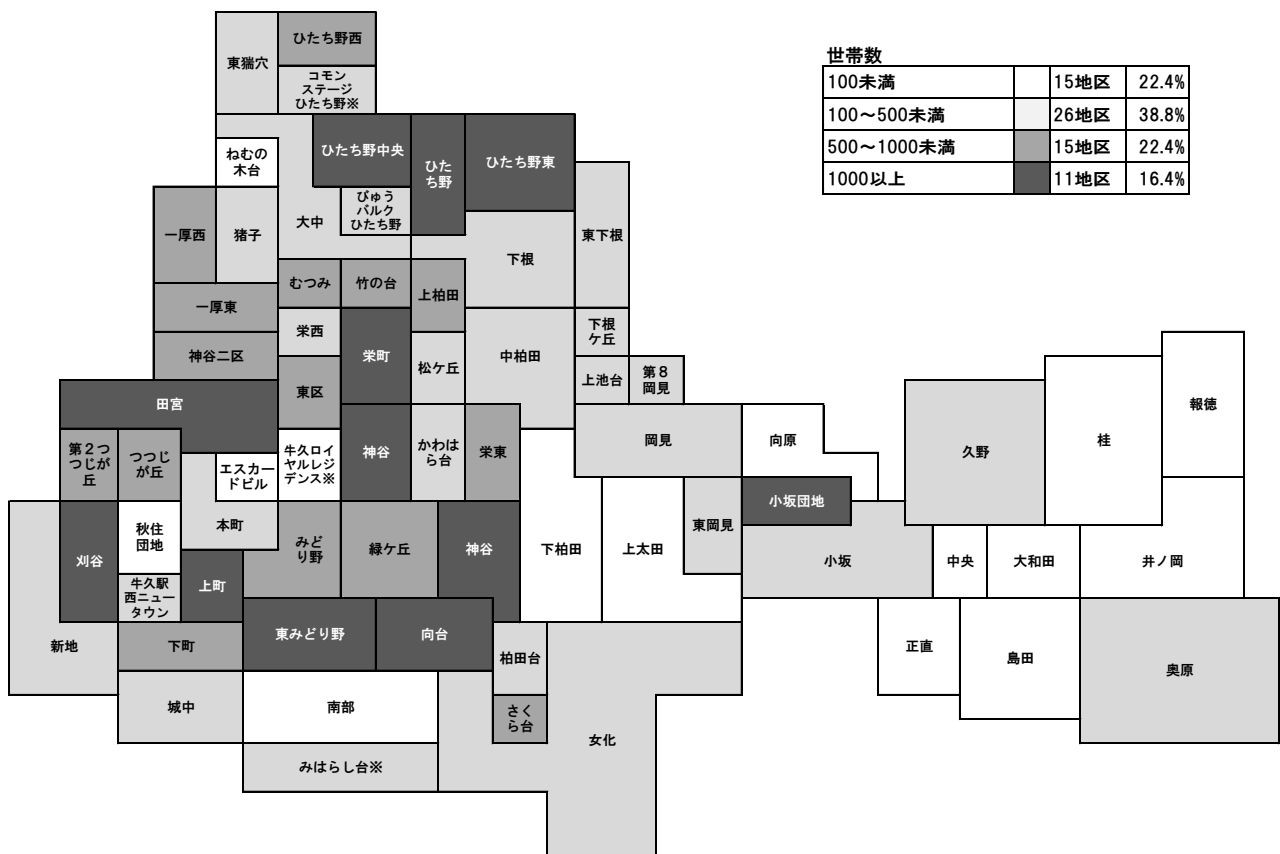
資料:国勢調査(昭和60～平成27、各年10月1日現在)

住民基本台帳(令和2・令和3年、各1月1日現在)

■行政区(準行政区を含む)ごとの世帯数と人口構造の特徴

世帯数、年少人口割合、高齢人口割合は、地域により特徴があります。行政区単位の地域間で比較してみると、同じ牛久市でも一様でないことがわかります。これは、市街地か農村部か、住宅団地の造成時期など、それぞれの地域の成り立ちによって、世帯数や人口構造に地域の特徴が現れたものと考えられます。

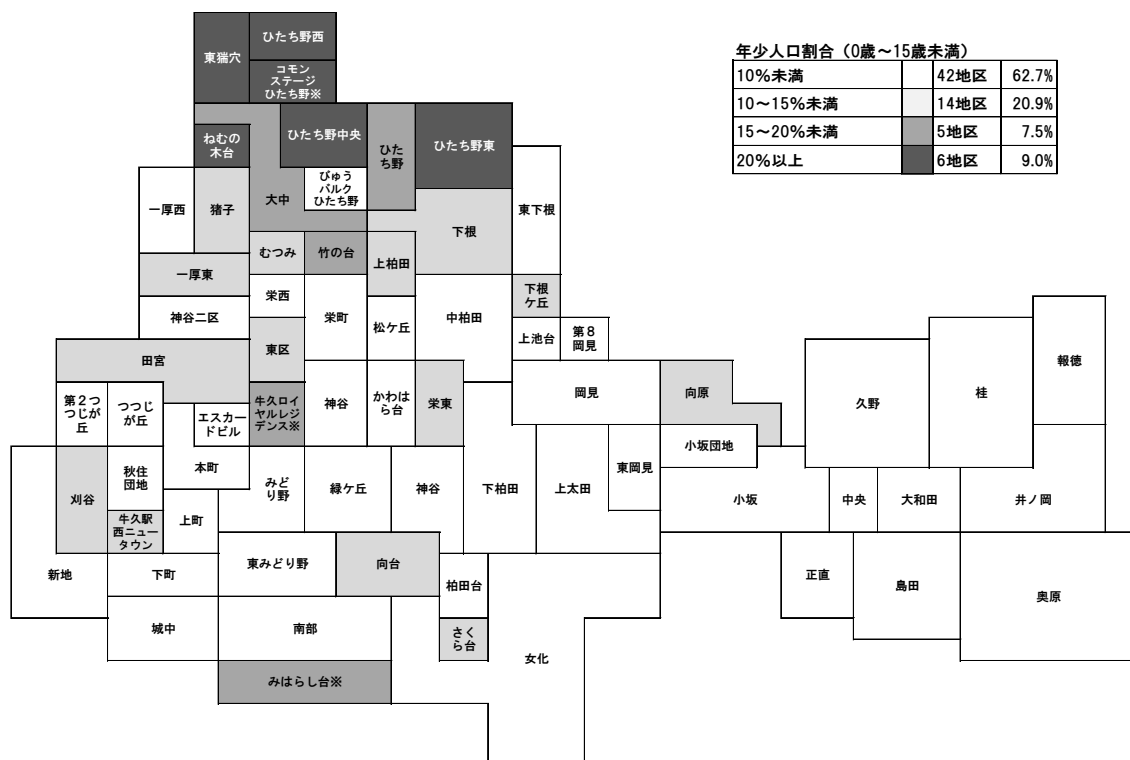
<行政区(準行政区を含む)の世帯数>



資料:住民基本台帳(令和3年10月1日現在)

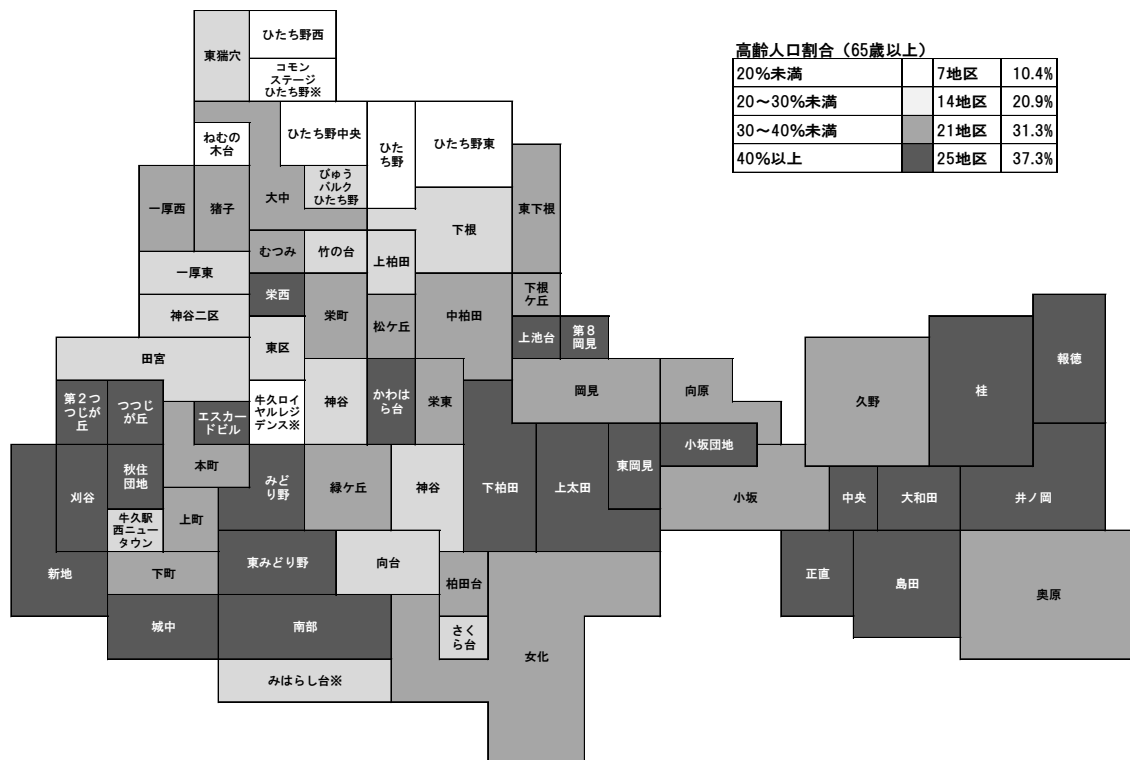
※みはらし台、牛久ロイヤルレジデンス、コモンステージひたち野は準行政区

<行政区(準行政区を含む)の年少人口割合>



資料:住民基本台帳(令和3年10月1日現在)

<行政区(準行政区を含む)の高齢人口割合>



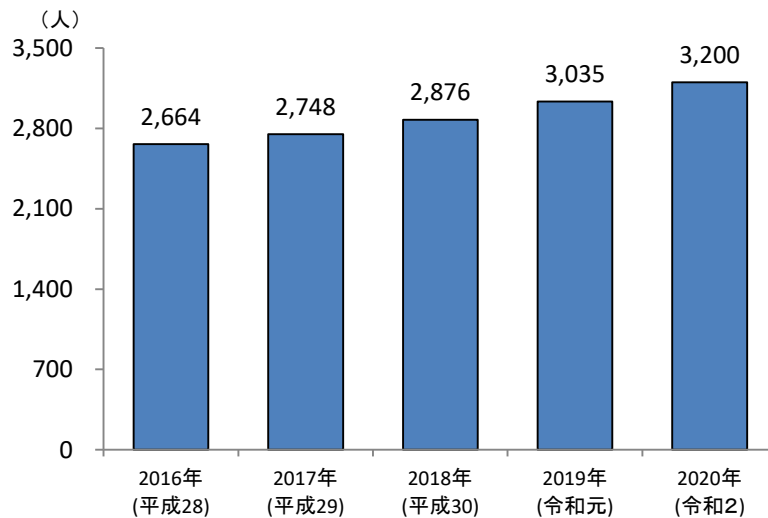
資料:住民基本台帳(令和3年10月1日現在)

※みはらし台、牛久ロイヤルレジデンス、コモンステージひたち野は準行政区

(2)地域で支援を必要とする人の状況

■介護認定者数

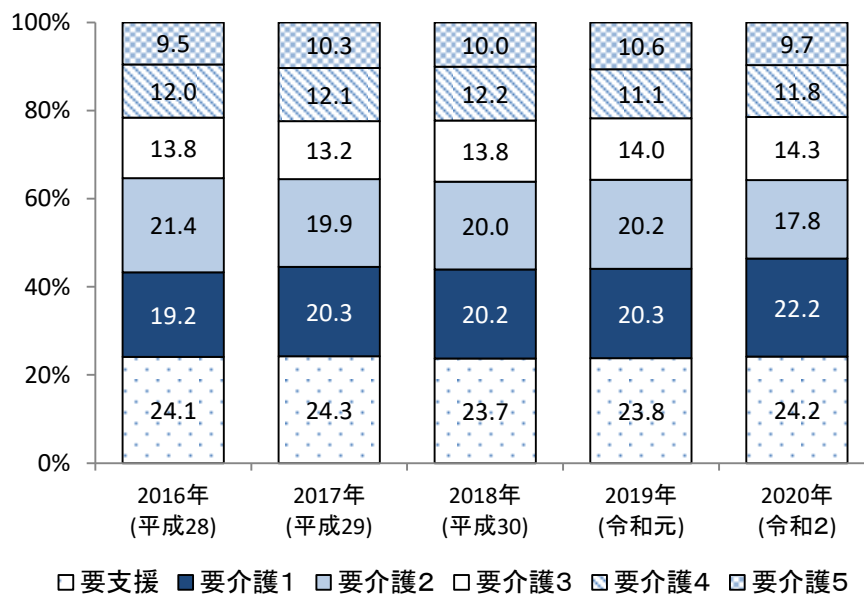
要介護(要支援)認定者数は増加傾向にあり、2019年(令和元年)には3,000人を超えています。



資料:高齢福祉課(各年度3月31日現在)

■介護認定区分

要介護度別の構成比は、平成28年度以降、要支援1・2が23～24%台、要介護1・2が40%台、要介護3～5が35～36%台で推移しています。



資料:高齢福祉課(各年度3月31日現在)

■障がい者数

障害者手帳所持者は、2020年(令和2年)現在で3,158人(身体1,979人、知的577人、精神602人)です。ほかに、精神疾患での通院などによる自立支援医療受給者が763人います。

(人)

年	合計	障がい者			自立支援医療受給者
		身体 (身体障害者手帳)	知的 (療養手帳)	精神 (精神障害者保健福祉手帳)	
2016年(平成28)	2,946	1,968	503	475	1,151
2017年(平成29)	2,998	1,959	521	518	1,210
2018年(平成30)	3,039	1,973	535	531	1,305
2019年(令和元)	3,086	1,959	562	565	1,340
2020年(令和2)	3,158	1,979	577	602	763

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

障がい福祉サービスの受給者(実利用者)を年齢別にみると、18歳以上、18歳未満ともに増加傾向にあり、2020年(令和2年)には843人となっています。

(人)

年	合計	障がい者	
		障がい者 (18歳以上)	障がい児 (18歳未満)
2016年(平成28)	553	384	169
2017年(平成29)	614	404	210
2018年(平成30)	698	425	273
2019年(令和元)	799	499	300
2020年(令和2)	843	538	305

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

■子育て支援の状況(就学前児童・小学生)

事業	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)
ファミリーサポートセンター/箇所	1	1	1
子育て広場(常設)/箇所	3	3	3
子育て広場(出張)/箇所	3	3	3
通常保育事業の規模拡大/定員:人	2,014	1,993	2,039
延長保育の充実/箇所	17	18	20
休日保育の拡充/箇所	1	1	0
一時保育事業の拡充/箇所	14	14	13
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)/クラス	29	28	28

資料:こども家庭課・保育課・教育企画課(各年3月31日現在)

■外国人

外国人登録者数は2020年(令和2年)現在1,400人となります。国籍別にみるとブラジル、中国、フィリピンの上位3か国で792人、全体の56.6%を占めますが、その割合は年々減少し、ベトナムなどが増えています。

(人)

国籍名	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)
ブラジル	306	329	348	365	359
中国	250	230	234	233	229
フィリピン	164	183	181	180	204
韓国	81	81	74	68	74
タイ	76	86	85	90	92
ベトナム	30	71	103	162	156
その他	203	215	230	263	286
合計	1,110	1,195	1,255	1,361	1,400

資料:月別・国籍別外国人登録者数(各年3月31日現在)

■生活保護受給者

生活保護の受給世帯は漸増傾向にあり、受給者としても2019年(令和元)から再び増加を示しています。

(人)

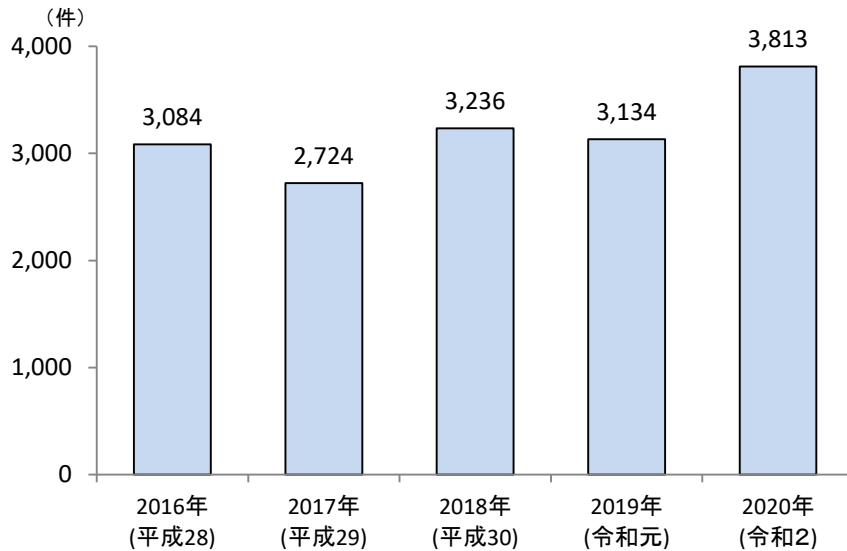
項目	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)
受給世帯／世帯	375	395	399	407	416
受給人員／人	512	540	519	528	543
保護受給率／%	6.0	6.3	6.1	6.2	6.4

資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

(3)地域福祉の担い手の状況

■民生委員児童委員の状況

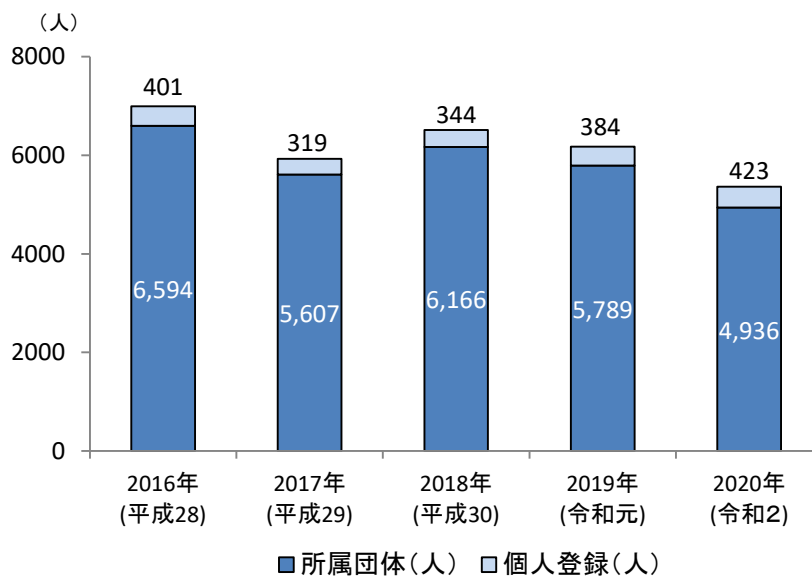
2020年(令和2年)の相談・支援件数は3,813件と、近年では多かったことがわかります。



資料:社会福祉課(各年度3月31日現在)

■ボランティア活動の状況

ボランティア団体の登録状況は、2020年(令和2年)4月現在で4,936人(236団体)、個人登録423人で、合わせて5,359人がボランティア活動をしています。



資料:牛久市社会福祉協議会(各年4月1日現在)

■ボランティア登録状況

<団体数>

活動分野	(件)		
	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)
福祉	65	50	41
地域福祉	24	77	74
子育て	30	26	24
環境	14	14	13
趣味芸能	35	38	34
市民活動	65	67	50
合計	233	272	236

資料:牛久市社会福祉協議会(各年4月1日現在)

<人数>

活動分野	(人)		
	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)
福祉	770	817	707
地域福祉	1,205	1,172	981
子育て	483	439	306
環境	686	645	460
趣味芸能	756	693	748
市民活動	2,266	1,973	1,734
個人ボランティア	344	384	423
合計	6,510	6,123	5,359

資料:牛久市社会福祉協議会(各年4月1日現在)

■NPO法人の活動

2020年(令和2年)では、特定非営利活動計画の資格を持つ団体のうち、「保健・医療・福祉」分野を中心に活動している団体が22%、「まちづくり」が21%、「社会教育」が19%となっており、近年大きな変動はありません。

活動分野	(%)		
	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)
保健・医療・福祉	20	21	22
まちづくり	20	20	21
学術・文化・芸術・スポーツ	9	9	9
環境の保全	9	9	10
子どもの健全育成	13	14	16
各種団体の活動への連絡・援助	13	13	13
社会教育	18	18	19
地域安全活動	3	3	3
その他	29	29	30

資料:茨城県認証 NPO法人一覧表(各年3月 31 日現在)

2 アンケート調査結果

調査の概要

<牛久市市民満足度調査>

(1)実施時期	令和3年2月18日(木)発送 令和3年3月31日(水)締め切り
(2)対象	牛久市在住で18歳以上の市民から無作為に抽出した3,000人
(3)調査方法	「郵送」または「インターネット」によるアンケート調査
(4)回収標本数	1,268件(うちインターネット回答:283本) (回収率:42.3%)

<牛久市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

(1)実施時期	令和2年2月13日(木)発送 令和2年3月2日(月)締め切り
(2)対象	市内に在住する満65歳以上の要介護認定を受けていない方(要支援2の方まで対象)3,000人
(3)調査方法	「郵送」によるアンケート調査
(4)回収標本数	2,045件(回収率:68.2%)

1 住み心地への評価

牛久市の住み心地については、「非常に満足」、「満足」、「どちらかという満足」を合わせた《満足評価》は92.5% となっています。一方、「どちらかという不満」、「不満」、「非常に不満」を合わせた《不満足評価》は7.1% となっています。

市民全体の《満足評価》は9割を超え、前年度と比較すると2%以上増加しました。また、直近5年間において最も高い割合となりました。

<市民満足度調査 問2牛久市の住み心地>

	非常に満足	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	非常に不満	無回答
回答者数(人)	101	565	506	64	20	6	6
割合	8.0%	44.6%	39.9%	5.0%	1.6%	0.5%	0.5%

年代別で見ると、いずれの年代でも《満足評価》が9割を超えていますが、30代と60代では《不満足評価》が他の年代に比べ若干高くなっています。

また、地区別で見ると、多くの地区で「満足」と回答した人の割合が最も高くなっています。一方、「住み心地が良くない」(「どちらかといえば不満」・「不満」・「非常に不満」)と感じている方の割合が一番高いのは【久野町、正直町、島田町、桂町、井ノ岡町、奥原町】の地区で、19.4%となっています。

2 各分野への施策への要望

市の施策の中で、「もっと充実させてほしいもの」を選択してもらったところ、「夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する」が878件で最も多く、以下「牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり」(764件)、「交通事故の発生を防ぐ施設整備を推進する」(707件)、「緑を守り自然にやさしいまちづくりを推進する」(666件)、「安全で快適に利用できる道路環境を整備する」(622件)の順となっています。

特に、第5位の「安全で快適に利用できる道路環境を整備する」においては、第3次計画策定時の平成29年調査では第8位(578位)でしたが順位が上がっています。バリアフリー等地域共生の視点を踏まえて改善していく必要があります。

また、地域福祉の観点からみると、第6位となっている「だれもが快適に過ごせる「ひとにやさしいまち」をつくる」においては、市民と行政が連携し合いながら住み良いまちづくりを進めていくことへの期待が高くなっています。

<市民満足度調査 問4施策別の満足度>

順位	昨年度順位	分類番号	施策	件数
1	(1)	6-3	夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する	878
2	(2)	31-1	牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり	764
3	(3)	25-1	交通事故の発生を防ぐ施設整備を推進する	707
4	(5)	34-1	緑を守り自然にやさしいまちづくりを推進する	666
5	(9)	20-1	安全で快適に利用できる道路環境を整備する	622
6	(7)	1-5	だれもが快適に過ごせる「ひとにやさしいまち」をつくる	618
7	(6)	28-3	地域の観光資源を磨き上げ活用する	605
8	(8)	23-4	生活環境を良好に保つための空家対策を推進する	590
9	(4)	19-2	市民の足を支える公共交通の利用環境を整備する	588
10	(10)	26-3	まちの将来に必要な企業(産業)を誘致する	577

3 地域活動について

家庭生活や仕事と地域活動等との両立がしやすいか聞いたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた《思う》は38%となっています。一方、「どちらかというと思わない」と「そう思わない」を合わせた《思わない》は31.9%となっています。

<市民満足度調査 問5-⑥家庭生活や仕事と地域活動等との両立について>

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえば思わない	そう思わない	わからない	無回答・無効票
回答者数(人)	68	413	247	157	346	37
全回答者うち割合	5.4%	32.6%	19.5%	12.4%	27.3%	2.9%

高齢者の地域の会やグループ等への参加頻度については、全ての項目で「参加していない」が最も高く、特に“シニアクラブ”(62.6%)と“介護予防のための通いの場”(59.9%)で約6割と高くなっています。

「週4回以上」から「年に数回」までを合わせた、《年に数回以上は参加している》でみると、“③趣味関係のグループ”が35.9%で最も高く、“②スポーツ関係のグループやクラブ”が28.6%、“⑦町内会・自治会”が27.4%で高くなっています。

<日常生活圏域ニーズ調査 問5地域での活動について>

	年に数回以上参加					参加していない	無回答	
	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回			
①ボランティアのグループ	1.3	2.0	2.3	5.7	4.3	15.6	55.8	28.6
②スポーツ関係のグループやクラブ	5.2	11.1	4.6	4.5	3.2	28.6	47.0	24.3
③趣味関係のグループ	2.4	6.3	6.5	15.3	5.4	35.9	42.3	21.9
④学習・教養サークル	0.5	1.3	2.2	3.8	5.2	13.0	55.9	31.1
⑤介護予防のための通いの場	1.0	3.0	2.7	4.7	1.3	12.7	59.9	27.4
⑥シニアクラブ	0.8	0.4	0.7	4.1	1.6	7.6	62.6	29.8
⑦町内会・自治会	0.6	1.2	1.4	6.2	18.0	27.4	45.3	27.3
⑧収入のある仕事	8.8	6.5	0.7	1.6	1.1	18.7	53.5	27.9

地域の支えあいを広げていくためには、高齢者のみならず、若い世代、壮年の世代が地域に関心を持ち、地域の活動に積極的に参加していくことが大切です。しかしながら、市民の4割近くの人が「両立しにくい」と回答しており、地域活動に参加しやすい条件が十分に整っているとはいえない状況にあります。

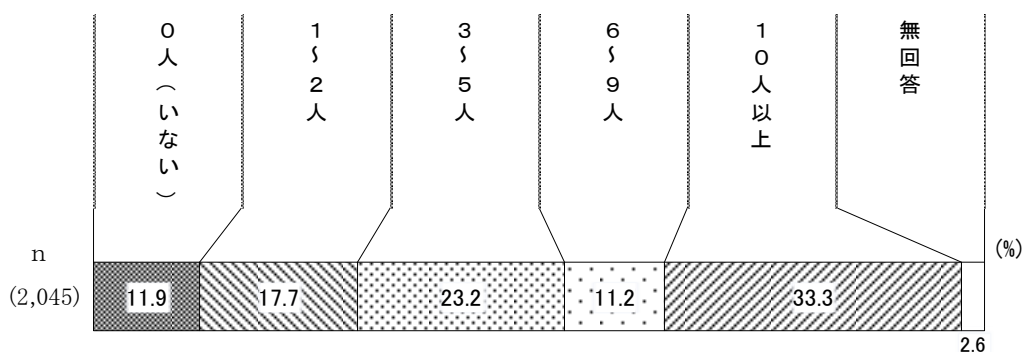
今後は、仕事や子育てで忙しい世代でも参加しやすいよう、地域活動の内容や活動日、時間を配慮するとともに、社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。

4 地域住民の交流や閉じこもりについて

高齢者のこの1か月間に会った友人・知人の人数は、「10人以上」が33.3%で最も高く、次いで「3～5人」が23.2%となっています。

一方、「0人(いない)」が11.9%、「1～2人」が17.7%あり、《2人以下》(29.6%)は約3割となっています。

＜日常生活圏域ニーズ調査 問6たすけあいについて＞



高齢者の「閉じこもり傾向あり」は13.6%となっています。

性別でみると、「閉じこもり傾向あり」は、女性の方が男性より約5ポイント高くなっています。

年齢別でみると、「閉じこもり傾向あり」は、年齢が上がるほど高くなり、85～89歳で31.5%、90歳以上で43.3%となっています。

認定状況別でみると、「閉じこもり傾向あり」は、要支援2で5割を超えています。

日常生活圏域別でみると、「閉じこもり傾向あり」は、おくの義務教育学校区で21.9%と最も高く、次いで牛久第二小学校区で16.0%、中根小学校区で15.0%となっています。

＜日常生活圏域ニーズ調査

問2からだを動かすことについて＞

		n (回答数)	閉じこもり 傾向あり	閉じこもり 傾向なし	無 回 答
全体		2,045	13.6	85.4	1.0
性別	男性	970	10.8	88.6	0.6
	女性	1,027	16.1	82.8	1.2
年齢別	65～69歳	432	6.3	93.5	0.2
	70～74歳	584	7.7	92.0	0.3
	75～79歳	489	12.1	86.9	1.0
	80～84歳	258	22.5	77.1	0.4
	85～89歳	168	31.5	65.5	3.0
状況別	90歳以上	67	43.3	50.7	6.0
	一般高齢者	1,962	12.2	86.8	1.0
	要支援1	32	37.5	59.4	3.1
日常生活圏域別	要支援2	51	51.0	49.0	-
	牛久小学校区	315	11.4	86.7	1.9
	牛久第二小学校区	256	16.0	83.6	0.4
	向台小学校区	419	12.2	87.8	-
	岡田小学校区	308	11.7	88.0	0.3
	中根小学校区	234	15.0	84.2	0.9
	おくの義務教育学校区	151	21.9	76.8	1.3
	神谷小学校区	260	12.7	85.0	2.3
	ひたち野うしく小学校区	55	10.9	89.1	-

高齢者が誰かと食事をとる機会を聞いたところ、「毎日ある」が57.1%で最も高くなっており、「週に何度かある」が8.3%、「月に何度かある」が17.8%となっています。一方、「年に何度かある」は9.2%、「ほとんどない」は5.3%となっています。

性別でみると、「月に何度かある」は、女性の方が男性よりも約7ポイント高くなっています。

年齢別でみると、いずれの年齢層でも「毎日ある」が最も高くなっていますが、65～69歳(67.4%)と70～74歳(62.3%)では6割台となっています。一方、85～89歳では「ほとんどない」が11.9%と他の年齢層に比べて高くなっています。

認定状況別でみると、「ほとんどない」は、要支援2で13.7%と最も高くなっています。

日常生活圏域別でみると、いずれの圏域でも「毎日ある」は高く、神谷小学校区が62.7%と最も高く、逆に、ひたち野うしく小学校区は5割を下回っています。

<日常生活圏域二エズ調査 問3食べることについて>

		n (回答数)	毎日 ある	週に 何度か ある	月に 何度か ある	年に 何度か ある	ほと んど ない	無 回 答
全体		2,045	57.1	8.3	17.8	9.2	5.3	2.3
性別	男性	970	57.7	8.6	13.9	10.1	7.3	2.4
	女性	1,027	56.0	8.2	21.2	8.5	3.7	2.4
年齢別	65～69歳	432	67.4	9.0	13.0	5.3	3.5	1.9
	70～74歳	584	62.3	6.3	16.8	8.6	3.9	2.1
	75～79歳	489	51.7	9.6	20.9	10.0	5.5	2.2
	80～84歳	258	45.3	6.2	22.9	13.2	8.1	4.3
	85～89歳	168	44.0	13.7	17.9	10.7	11.9	1.8
	90歳以上	67	53.7	7.5	13.4	16.4	4.5	4.5
状況別 認定	一般高齢者	1,962	58.0	8.0	17.7	8.7	5.1	2.4
	要支援1	32	43.8	12.5	25.0	15.6	3.1	-
	要支援2	51	31.4	15.7	13.7	25.5	13.7	-
日常生活 圏域別	牛久小学校区	315	55.9	8.6	19.4	9.8	4.8	1.6
	牛久第二小学校区	256	57.4	9.0	15.2	10.9	5.9	1.6
	向台小学校区	419	57.5	8.1	17.2	8.4	5.7	3.1
	岡田小学校区	308	55.5	6.5	21.4	8.4	5.8	2.3
	中根小学校区	234	52.1	8.1	21.4	11.5	4.3	2.6
	おくの義務教育学校区	151	58.3	6.0	15.2	8.6	6.6	5.3
	神谷小学校区	260	62.7	11.5	11.5	7.3	5.4	1.5
	ひたち野うしく小学校区	55	49.1	9.1	23.6	10.9	5.5	1.8

閉じこもりや孤食の傾向にある高齢者が地域に1割以上いることから、改善策を進める必要があります。

地域の住民同士の交流は、地域福祉を推進する上で重要な役割を果たすものであり、市内すべての地域において地域の人々の交流を促進していくことが重要です。

5 支援が必要な高齢者について

《手段的日常生活動作の低下している高齢者》は13.0%となっています。

性別では、特に大きな違いはみられません。

年齢別でみると、《手段的日常生活動作の低下している高齢者》は、年齢が上がるほど高くなり、85～89歳で33.4%、90歳以上で55.2%となっています。

認定状況別でみると、《手段的日常生活動作の低下している高齢者》は、一般高齢者では11.1%ですが、要支援1で40.6%、要支援2で68.6%と極端に高くなっています。

日常生活圏域別でみると、《手段的日常生活動作の低下している高齢者》は、おくの義務教育学校区で21.2%と最も高くなっています。

<日常生活圏域ニーズ調査 問4毎日の生活について>

		n (回答数)	高い (5点)	やや低い (4点)	低い (3点以下)	無回答	低下している (4点以下)
全体		2,045	85.8	8.5	4.5	1.1	13.0
性別	男性	970	85.3	10.4	2.8	1.5	13.2
	女性	1,027	86.2	7.0	6.2	0.6	13.2
年齢別	65～69歳	432	93.1	5.1	-	1.9	5.1
	70～74歳	584	92.3	5.7	1.2	0.9	6.9
	75～79歳	489	88.3	8.4	2.5	0.8	10.9
	80～84歳	258	77.5	12.0	9.7	0.8	21.7
	85～89歳	168	65.5	18.5	14.9	1.2	33.4
	90歳以上	67	44.8	22.4	32.8	-	55.2
状況別	一般高齢者	1,962	87.8	7.8	3.3	1.0	11.1
	要支援1	32	56.3	15.6	25.0	3.1	40.6
	要支援2	51	27.5	29.4	39.2	3.9	68.6
日常生活圏域別	牛久小学校区	315	89.8	4.1	3.8	2.2	7.9
	牛久第二小学校区	256	87.5	8.6	3.1	0.8	11.7
	向台小学校区	419	84.2	9.8	5.0	1.0	14.8
	岡田小学校区	308	84.7	10.4	3.9	1.0	14.3
	中根小学校区	234	85.9	6.8	6.4	0.9	13.2
	おくの義務教育学校区	151	78.1	15.2	6.0	0.7	21.2
	神谷小学校区	260	85.0	8.8	5.4	0.8	14.2
	ひたち野うしく小学校区	55	94.5	5.5	-	-	5.5

※これらの設問は、手段的日常生活動作(IADL)の自立度を把握する設問です。

『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き』では、リスクについての判定については記載されていませんが、ここでは、老研式活動能力指標による判定を用いて評価しています。

具体的には、各設問について、「できるし、している」が「できるけどしていない」を1点と点数化し、5つの設問の合計で自立度を判定しています。判定の区分は5点が「高い」、4点が「やや低い」、0～3点が「低い」となり、「4点以下」は《手段的日常生活動作の低下している高齢者》と考えられます。

高齢者の「認知機能の低下あり」は40.6%となっています。

性別では、特に大きな違いはみられません。年齢別でみると、「認知機能の低下あり」は、80歳以上から5割を超えています。

認定状況別でみると、「認知機能の低下あり」は、要支援1で59.4%、要支援2で76.5%となっています。

日常生活圏域別でみると、「認知機能の低下あり」は、ひたち野うしく小学校区で47.3%と最も高くなっています。

手段的日常生活動作や認知機能の低下が見られる高齢者は、地域での見守りや支え合いを充実させていくとともに、地域包括ケアシステムの構築や成年後見制度の利用を進め、支援が必要な方へ適切なフォローができる体制を作っていく必要があります。

＜日常生活圏域ニーズ調査
問4 毎日の生活について＞

		n (回答数)	認知機能の低下あり	認知機能の低下なし	無回答
全体		2,045	40.6	57.3	2.1
性別	男性	970	39.7	58.2	2.1
	女性	1,027	42.1	55.8	2.1
年齢別	65～69歳	432	30.8	67.6	1.6
	70～74歳	584	33.0	65.6	1.4
	75～79歳	489	44.8	52.8	2.5
	80～84歳	258	51.2	44.6	4.3
	85～89歳	168	57.1	42.3	0.6
90歳以上	67	65.7	29.9	4.5	
状況別 認定	一般高齢者	1,962	39.4	58.6	2.0
	要支援1	32	59.4	37.5	3.1
	要支援2	51	76.5	21.6	2.0
日常生活圏域別	牛久小学校区	315	40.3	57.5	2.2
	牛久第二小学校区	256	42.6	54.7	2.7
	向台小学校区	419	42.0	56.8	1.2
	岡田小学校区	308	39.9	59.1	1.0
	中根小学校区	234	41.5	54.3	4.3
	おくの義務教育学校区	151	37.1	59.6	3.3
	神谷小学校区	260	39.6	58.5	1.9
	ひたち野うしく小学校区	55	47.3	52.7	-

6 防災対策について

牛久市として防災訓練を平成25年度から実施していますが、令和元年11月のシェイクアウト訓練(初動対処訓練)の実施状況は、「実施した」が18.1%となっている。一方、「実施しなかった」は39.9%となっています。「わからなかった」も39.4%となっています。

実施した層は、第3次計画策定時の平成29年調査では9.6%と1割未満にとどまっており、増加していることが分かります。

＜市民満足度調査 問5-⑧シェイクアウト(初動対処)訓練の実施状況＞

	実施した	実施しなかった	わからなかった	無回答・無効票
回答者数(人)	229	506	500	33
割合	18.1%	39.9%	39.4%	2.6%

災害時の高齢者、障がい者、子ども等の要配慮者の支援においては、初動の対処が重要であり、とくに地域の住民の役割には大きなものがあります。各避難所で実施する避難所開設・運営訓練や、各自自主防災組織が主催する地域での防災訓練、また、Jアラートの緊急地震速報のテストを利用したシェイクアウト訓練(初動対処訓練)の認知度を高め、参加者を増やすことにより、地域住民の防災意識を高めていくことが求められます。

3 地域支え合い懇談会

地域の福祉活動を把握し、地域での支え合いの輪を広げるため、市内 8 小学校区において、地域で支え合いを実践されている方を対象に、「地域支え合い懇談会」を開催しました。(令和 3 年 7 月)

懇談会は、すべての地区に共通のテーマで質問し、以下のとおりご意見を整理しました。

1. 地域福祉活動を進めるうえでの課題について

(1) 高齢者、子ども、障がい者等への支援

ア) 高齢者

- ① 高齢者世帯及び一人暮らし高齢者の見守り活動の体制ができていない。
- ② 認知症の方や家族を支援する体制ができていない。
- ③ 高齢者の親とひきこもりの子がいる世帯への支援が難しい。(8050 問題)
- ④ 通院や買い物時の移動手段がない高齢者への支援が少ない。
- ⑤ 日常生活でゴミ出しなど、ちょっとした支援を必要とする高齢者が増加している。

イ) 子ども

- ① 小中学生の登下校の見守り活動を行うボランティアが不足している。
- ② 小中学校と連携し、地域で子どもを育てる活動が必要である。

ウ) 障がい者

- ① 障がい者を見守る体制づくりが難しい。
- ② 災害時に配慮が必要な障がい者の情報がわからない。

エ) その他

- ① 若い年代(40~50 代)の社会的な孤立が進み、孤独死も増えている。

(2) 地域福祉活動の担い手不足

- ① 地域活動の担い手やボランティアが高齢化し、減少している。
- ② 若い世代の参加は少なく、定年延長等もあり、活動の担い手が不足している。
- ③ 行政区の役員等が不足している。
- ④ 地域活動の担い手やボランティアが固定化されている。
- ⑤ 民生委員児童委員の負担が増えている。

(3) 福祉や地域福祉活動への意識の希薄化

- ① 住民同士のつながりが希薄化し、顔が見えない関係になっている。
- ② 行政区の加入率が低下し、特にアパートやマンション居住世帯の未加入が多い。
- ③ 班長等の役割が担えないため、高齢者が行政区から脱退してしまう。
- ④ 特に若い世代の福祉に対する関心や参加意識が低い。

(4)地域福祉活動の周知不足

- ①行政区の活動や地区社協の活動を知らない住民が多く、認知度も低い。
- ②介護保険制度など、福祉に関する制度やサービスを知らない人が多い。
- ③シニアクラブの会員が増えない。

(5)地域や関係機関等の情報共有やネットワークづくり

- ①一人暮らし高齢者や障がい者等の情報が把握できていない。
- ②個人情報保護の壁により、個人情報の取り扱いが難しくなっている。
- ③住民が必要とする支援など、ニーズがわかっていない。
- ④小学校区域で活動を統一するのではなく、行政区の特徴を活かすことも必要である。
- ⑤お互い支え合えるネットワークづくり、地域コミュニティの構築が必要である。

(6)新型コロナウイルス感染症の影響

- ①家に閉じこもりがちになり、認知機能や運動機能が低下している。(フレイル状態)
- ②たまり場やふれあいサロンなど、住民同士の集まる機会がなくなっている。
- ③シニアクラブやふれあいサロンなどへの参加者が減少している。
- ④住民同士つながることができず、協力を呼び掛ける機会もなくなっている。
- ⑤民生委員児童委員など、コロナ禍での訪問活動が難しくなっている。
- ⑥感染防止を考慮した地区社協事務所の活用方法を考えなければならない。
- ⑦社会福祉施設ではボランティアなどの受入れ、イベント等ができない状況である。

2. 今後力を入れていきたい地域福祉活動について

(1)地域福祉活動の拡充

ア)居場所・相談の場づくり

- ①地区社協で気軽に集い、相談できる場所をつくる。
- ②コロナの感染防止を対策して、交流活動を再開したい。
- ③行政区のたまり場活動をさらに充実していく。

イ)ふれあい・仲間づくり

- ①向こう三軒両隣、声掛けやあいさつをしっかりと行き顔見知りの関係をつくる。
- ②ふれあいサロンやサークル活動等をとおして、仲間づくりを進めたい。
- ③小中学生と行政区や地区社協との交流を活発化する。
- ④シニアクラブの活動をとおして、仲間づくりや生きがいづくりを進める。
- ⑤三世代のふれあいを大切にする。

ウ)見守り活動

- ①一人暮らし高齢者等の見守り活動の体制を整備する。
- ②民生委員児童委員と住民が、一緒に見守り活動を進める仕組みをつくる。
- ③行政区で、災害時における要配慮者の助け合いマップ等を作成する。
- ④郵便局や新聞配達など業者等との連携体制を強化する。
- ⑤小中学生の登下校の見守り活動を進める。

エ) 支援活動

- ① 高齢者の認知機能や運動機能の低下を防ぐ活動を進めたい。(フレイル予防)
- ② 認知症への理解を深め、地域でサポートできる体制を構築する。
- ③ 高齢者の親とひきこもりの子がいる世帯を関係機関と連携し支援する。(8050 問題)
- ④ 高齢者等の日常生活を支える活動を進めたい。(ゴミ出しや買い物代行など)
- ⑤ 高齢者等の通院や買い物支援のための移送サービスを行いたい。
- ⑥ 学校と連携し、子どもたちが安全で健やかに育つ環境をつくる。

(2) 地域福祉活動の担い手の確保

- ① 広報活動を展開し、人材の育成を図る。
- ② 地区社協でボランティアの活動内容を具体的に示し、新たな人材を募る。
- ③ 行政区の役員やボランティアとして、新たな人材を募る。

(3) 福祉や地域福祉活動への意識を高める

- ① 住民に対してアンケートなどを実施し、地域のニーズを把握する。
- ② 福祉や認知症についての研修等に取り組む。
- ③ 防災についての情報交換や講演会を開催する。

(4) 広報活動の強化

- ① 地域福祉活動の理解を促進するため、広報紙やチラシを作成し配布する。
- ② ホームページを活用した広報活動を行う。
- ③ SNS など ICT(情報通信技術)を活用した広報活動を検討する。

(5) 地域と関係機関等が連携したネットワークづくり

- ① 地域と社会福祉施設が連携して、介護保険制度や認知症等の勉強会を開催する。
- ② 地域と社会福祉施設が連携して、移動支援・交流の場づくりなどの支援活動を行う。

3. 地区社協が活動を進めるうえで、地域の皆さんに協力してほしいことについて

(1) 地域への関心を高め、地域福祉活動への理解を深める

- ① 自分の住む地域をよく知ってほしい。
- ② 行政区の活動や地区社協の活動を理解してほしい。
- ③ 住民同士声掛けやあいさつなどをとおして、もっと顔見知りになってほしい。
- ④ もっと助けられ上手になってほしい。
- ⑤ 一人暮らし高齢者等の異変を感じたら、区長や民生委員児童委員に教えてほしい。
- ⑥ 向こう三軒両隣、お互いさまの精神で助け合いたい。

(2) 地域活動や地域福祉活動への積極的な参加

- ① 自分に合った活動に、無理なく気軽に参加してほしい。
- ② 行政区の活動に、積極的に参加してほしい。
- ③ 若い世代に、行政区や地区社協の活動に参加してほしい。
- ④ 地区社協のすまいるサポーターや移送サービスなどに協力してほしい。
- ⑤ 見守り活動など、高齢者等を支える体制づくりに協力してほしい。
- ⑥ シニアクラブの活動に参加してほしい。
- ⑦ 小中学生の登下校の見守り活動に協力してほしい。

4. 市や市社会福祉協議会による地域福祉活動への支援について

(1) 地域福祉活動や地区社協活動の周知啓発

- ①市広報紙等を活用して、地区社協活動など積極的に周知してほしい。
- ②それぞれの地域の良さをもっと広く周知してほしい。

(2) 先駆的な事例や取り組みなどの情報提供

- ①市内の他地区の活動を教えてほしい。
- ②他市の先駆的な取り組みを紹介してほしい。

(3) 財政的支援の強化

- ①地区社協の活動を充実するため、助成金を増額してほしい。
- ②ボランティアへの活動費の支援を検討してほしい。
- ③社会福祉施設の地域貢献活動に必要な活動費を援助してほしい。

(4) 制度やサービスの充実

- ①日常生活に困りごとがあり、介護保険が利用できない人への支援を検討してほしい。(有償ボランティア制度など)
- ②認知症の人や家族を見守り、支援する体制をつくってほしい。
- ③高齢者等の通院や買い物など、移動手段を充実してほしい。
- ④相談支援体制を充実してほしい。
- ⑤高齢者や障がい者の見守り台帳への登録を促進してほしい。
- ⑥空き家や空き地の有効活用を検討してほしい。

(5) 職員の意識向上、地域との連携の強化

- ①地区社協活動への理解をもっと深めてほしい。
- ②行政区の状況を理解し、行政区の加入促進など、存続や大切さを考えてほしい。
- ③専門的な助言や支援をしてほしい。
- ④部署間の連携体制を強化し、情報共有を図ってほしい。
- ⑤支援に必要な個人情報の取り扱いについて、柔軟に対応してほしい。
- ⑥企業や法人に向け、社会貢献活動への協力を呼び掛けてほしい。

4 前回計画の評価結果

前回の「みんなの幸せづくり計画～牛久市地域福祉計画地域福祉活動計画～」に掲げられている基本方針に基づき、施策分野ごとに実施した各主要事業でこれまでに得ることができた成果に対する評価を行いました。

基本方針1 優しい心を育みます

【概要】

学校、地域、関係機関が連携して福祉教育を進め、世代を超えて人と人との絆が深まるよう、さまざまな交流の機会を設けます。地域福祉の担い手を増やすため、幅広い世代が地域福祉活動に参加できるきっかけづくりを行います。

【主な成果】

- ・学校と地域が連携し、子どもたちと地域住民の交流活動や福祉学習を行いました。
- ・地域での支え合いの必要性を啓発し、地区社協等を通して地域の人々の交流の場をつくりました。

【主な課題】

- ・地域福祉の担い手不足の解消
- ・新しい生活様式への対応

基本方針2 支え合う地域社会をつくります

【概要】

市民の心の健康増進を図るとともに、見守活動や行政区活動の支援等により、市民主体の地域を支える拠点・ネットワークづくりを進めます。市社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人などの地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます。

【主な成果】

- ・市民の心の健康増進のため、こころの健康に関する講演会や悩みを抱えた人に寄り添うゲートキーパー養成講座を実施しました。
- ・民生委員児童委員、行政区、地区社会福祉協議会が連携して見守り活動を実施しました。

【主な課題】

- ・災害時の支え合い
- ・行政区への加入の促進

基本方針3 自立した生活を支える仕組みをつくります

【概要】

一人ひとりが健康づくりに関する意識を高めたり、生活に困ったときに相談できる体制を整え、自立した生活を支える仕組みをつくります。福祉サービスの利用者が事業者と対等な立場でサービスを利用できるよう、必要な措置を講じます。

【主な成果】

- ・保健・医療・福祉が連携して、困りごとがある人への相談支援を行い、適切なサービスの利用につなげました。

【主な課題】

- ・包括的な相談支援体制の整備
- ・医療と介護予防の一体的な取り組みの推進

基本方針4 安心して暮らせる環境をつくります

【概要】

食の地産地消、ごみの減量・再利用・再資源化、空家・耕作放棄地の適正管理や活用を進めることで、将来にわたり安心して暮らせる生活空間を整えます。防災対策、防犯と交通安全のまちづくりを進めます。

【主な成果】

- ・食の地産地消のため、米のオーナー制度を実施しています。
- ・牛久市防災計画、自主防災組織の結成・活動の支援、防災訓練の実施等により、地域の防災に関する意識の向上に努めました。

【主な課題】

- ・コンパクトな都市整備と交通ネットワークの向上
- ・避難路の確保や避難所等の防災機能の向上

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人はひとりでは生きていけない。
だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。

市内には、子どもから高齢者まで、健常者も障がい者も、多くの人さまざまな環境下で生活しています。生活スタイルの多様化に伴い地域の課題も多様化し、ひとりが抱える課題も複合的になってきています。現代においては、こうした課題を地域で「丸ごと」受け止めて解決していくことが重要です。

また、多くの人何かしらの課題を抱える現代においては、課題の種類に限らず、全ての課題に対して、地域での助け合いが必要です。そのためには、市民一人ひとりが担い手となり、地域の人々の抱えるさまざまな課題を、「我が事」として捉え、さまざまな活動に参加し、いきいきと地域で活躍することが求められます。

今後、地域福祉をより一層充実させるためには、地域に生きる一人ひとりが尊重され、住み慣れた地域において、地域福祉の主役として地域の活動に積極的に参画し、一人ひとりの生きる力や可能性を最大限発揮することが重要です。

市内に暮らす一人ひとりが自分らしく輝き、幸せに暮らせるまちづくりのために、牛久市では、3つの基本視点に取り組んでいます。

2 基本的視点

前述の基本理念を実現するため、本市では、次の3つの視点に立って本計画を推進します。

視点1…市民一人ひとりが主役の地域づくり

市民一人ひとりが、地域福祉の主役として、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢で、活動に参画できる地域づくりを進めます。

視点2…みんなで支え合い、助け合う地域づくり

地域における安心、安全の確立が暮らしの大前提です。「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、さまざまな取り組みを行う地域住民や関係機関をネットワークで結び、誰一人取り残さないみんなで支え合い、助け合う地域づくりを実現させます。

視点3…一人ひとりを支えることができる地域づくり

誰もができる限り住み慣れた地域のなかで、その人らしい暮らしができるよう、必要なサービスを自らの選択により安心して利用できる地域の体制づくりを進めます。

With コロナ / ポストコロナ の視点

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、しばらく社会の混乱が続くことが想定されます。これを契機として、社会の仕組みや慣習が変化していく可能性が高く、地域福祉活動においても、その動きをいち早く察知して、人々のニーズに対応した施策や取り組みを展開していくことが重要となります。

現時点の状況では、ポストコロナはまだ検討する段階ではなく、With コロナの考えが数年は続くという中で、人と人が互いに距離をとり、接触の機会を減らすこと(ソーシャルディスタンス)が求められる「新しい生活様式」をどのように実践していくか検討し、対応していくことが重要です。

3 基本目標

地域福祉を推進するための3つの視点を踏まえ、基本理念の達成に必要な「目標」を設定し、計画の着実な推進を図ります。

基本目標Ⅰ 助け合うあたたかいまちをつくります

みんなが幸せな気持ちで住み慣れた地域で暮らすためには、一人ひとりが優しい心を持ち、まわりの人たちとあたたかな交流を深めることが大切です。

牛久市では、市民の誰もが地域の課題を我が事として捉えられるようにするために、福祉について学ぶ機会や権利擁護に関心を持つ機会を創出し、すべての市民が「お互い様」の心を持ち、市民全員が手を取り合った大きな輪で、地域全体が包み込まれるようなまちづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 支え合う地域社会をつくります

みんなで互いに支え合う地域づくりのためには、身近な地域で、誰もが我が事としてさまざまな活動に参加し、いきいきと活躍できるまちづくりが大切です。

牛久市では、市民が地域で活動しやすい環境を整え、多くの人と交流する機会づくりや地域を支える活動の輪づくりを進めます。

基本目標Ⅲ

自立した生活を支える仕組みをつくります

自分らしく自立した生活を地域で送るためには、それぞれの人が適切な福祉サービスを利用できることが大切です。

牛久市では、市民の方が抱えるさまざまな課題を丸ごと受け止め、市民一人ひとりのニーズに適切に対応した福祉サービスを総合的に提供し、自立を支えるための仕組みづくりを進めます。

基本目標Ⅳ

安心して暮らせる環境をつくります

安全で安心して暮らせる地域をつくるためには、道路や公共交通などのハード面での整備だけでなく、災害や急病などの緊急時には地域の中で連携の取れた対応が必要です。

牛久市では、日ごろから、安全安心の確保のための仕組みづくりを進めます。



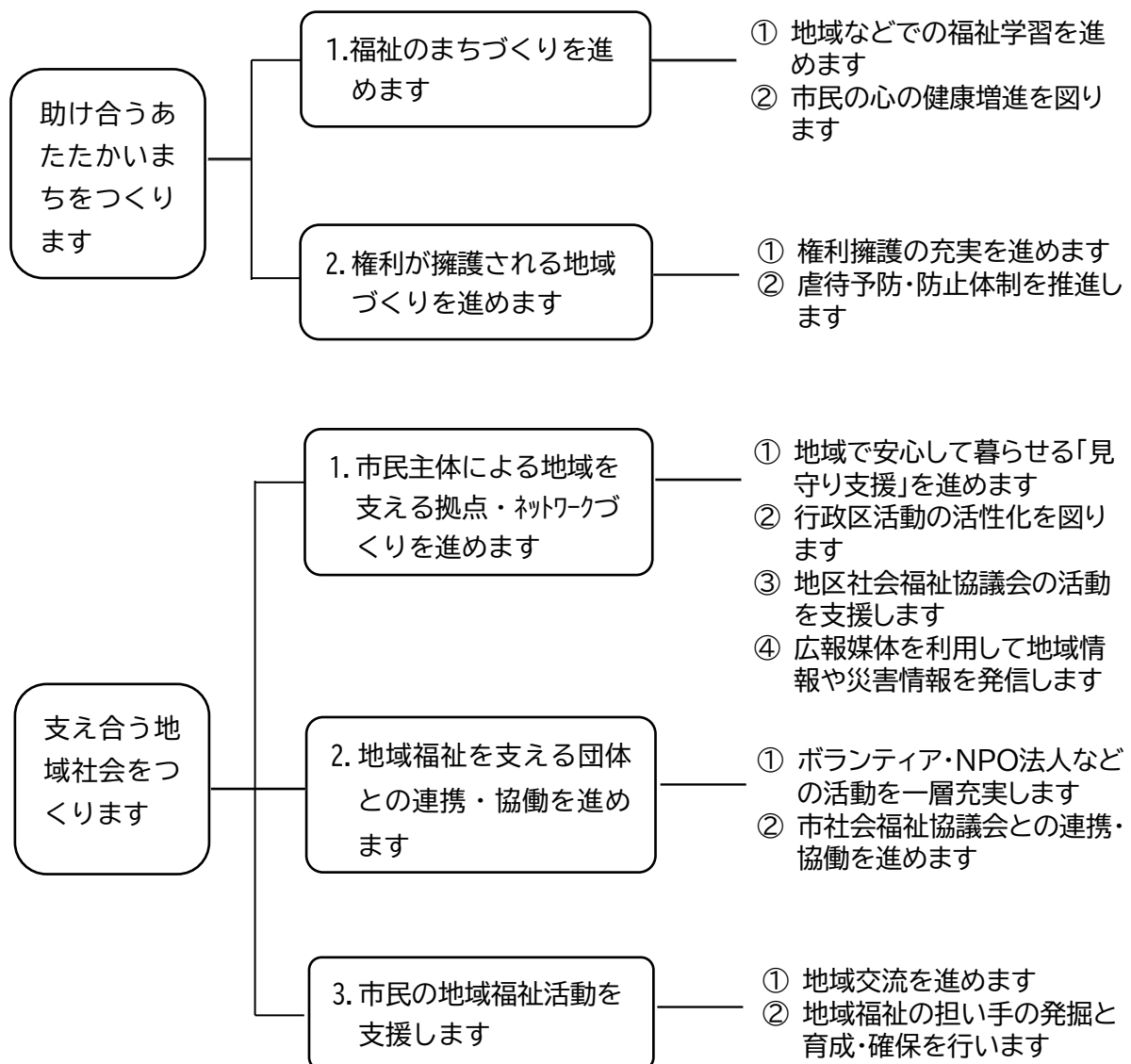
基本理念

「人はひとりでは生きていけない。だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。」

基本目標

基本施策

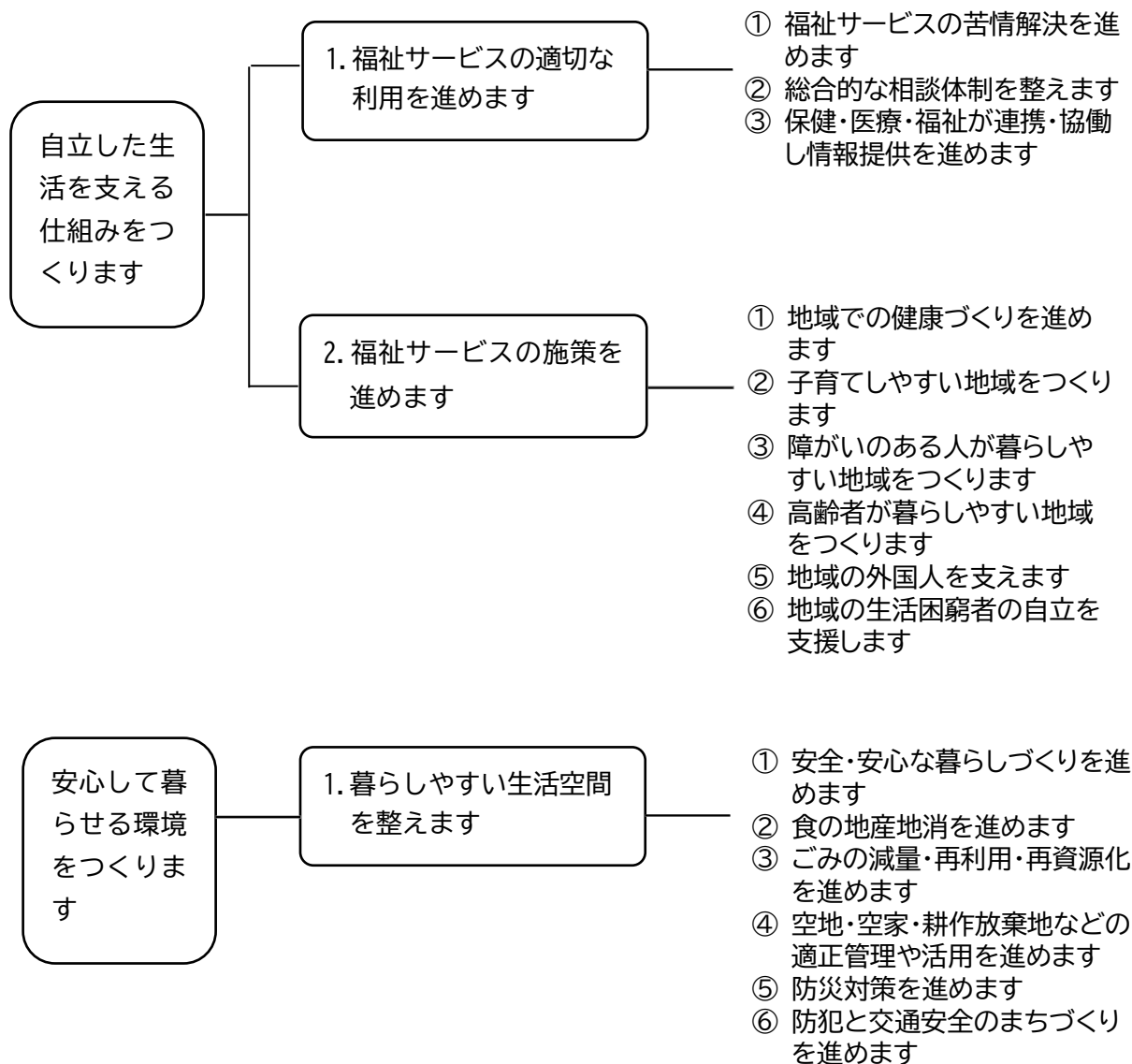
施策の展開



基本目標

基本施策

施策の展開



行政区はまちづくりのパートナー

牛久市では、多くの方々が行政区に加入し、住みよいまちづくりを進めています。行政区は、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、自治活動を中心に地域住民の連帯意識の向上に努めており、牛久市では行政区を、地域づくりを担うパートナーであると考えております。行政区では、区長を中心に牛久市のまちづくりに参画していただき、今後更なる活動の活性化を図るために行政と地域住民とが力を合わせていくことが大切です。

行政区の活動は、交通安全活動や防犯活動、自主防災活動、環境美化活動、子どもたちの見守り活動など多岐にわたり、「自助・近助(互助)・共助・公助」の「近助(互助)」と「共助」を柱として活動を行っています。

地区社協は新たな支え合いの基盤

牛久市は、比較的東西に長く、市の西部に市街地が集まり、東部には豊かな自然が多く残されています。市内には、代々牛久に住んでいる人、縁あって牛久に住むようになった人がモザイクのように混住しています。これらの特徴を踏まえ、子どもからシニア世代までさまざまな世代が安全に安心して暮らし、日ごろのコミュニティ活動や地域の活発な交流を生み出すため、気軽に行き来できる小学校区を範囲とした、新たな支え合いの基盤「地区社協(地区社会福祉協議会)」活動を進めています。

各小学校区において、それぞれの特性を生かした地区社協活動が盛んになることによって、行政区による近助(互助)と共助の輪から、さらに広い共助の輪へと住民の支え合い活動が広がっています。



基本目標Ⅰ 助け合うあたたかいまちをつくります

基本施策1 福祉のまちづくりを進めます

施策の展開① 地域などでの福祉学習を進めます

現状

学校と地域が連携し、子どもたちと地域住民との交流活動や、福祉学習などを行っています。また、学校と関係機関、ボランティア等が連携して、車イス体験などの福祉体験教室や、認知症の理解を深めるための福祉教育を進めています。こうした中で、学校では、子どもたちと障がいのある方との交流、子どもたちと市内の介護施設に入所している高齢者との交流なども行っています。

地区社会福祉協議会では、地域住民を対象とした福祉に関する研修会が行われています。

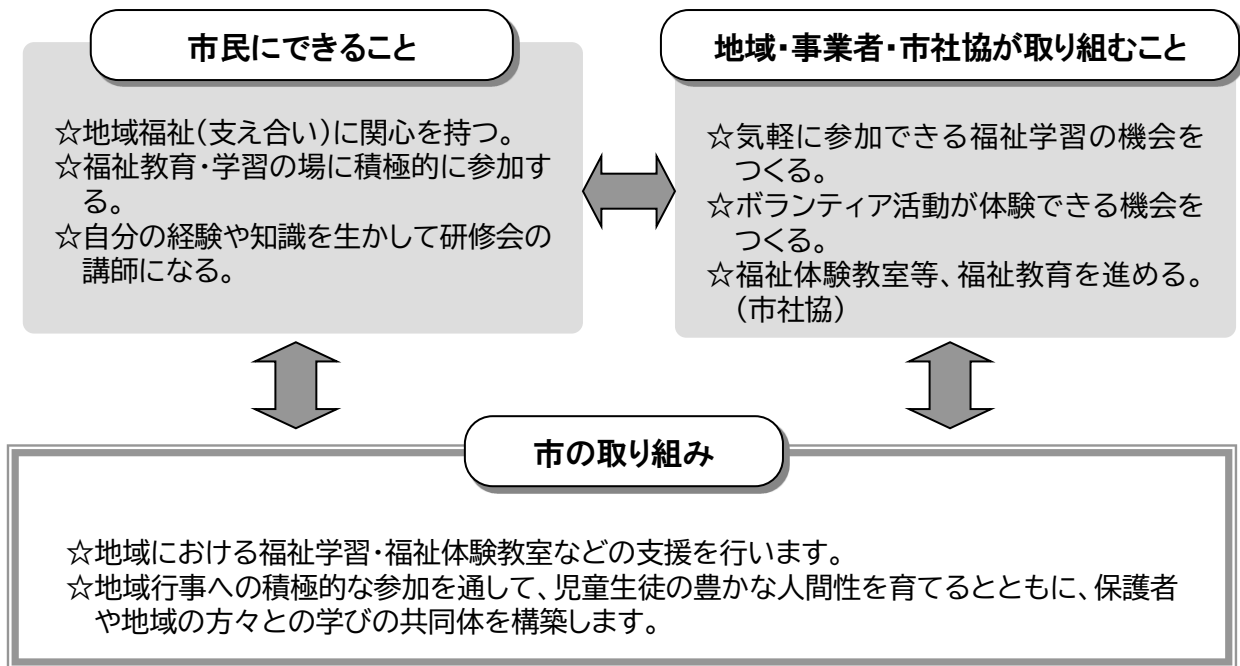
課題

- ・住民の地域福祉に関する意識が薄れています。
- ・地域活動や福祉活動へ参加する人は多くありません。行政区、子ども会加入率が低下しています。
- ・福祉に関する意識を高めるため、民間事業所等での社会貢献活動を進める必要があります。

施策の展開方向

- ・「身近な地域で人と人が支え合う」という、地域福祉の考え方を、家庭と学校、地域が一体となって、福祉学習の取り組みとして進めます。
- ・地域では、一人ひとりが福祉に関心をもち、いつでも、誰でも、どこでも気軽に福祉を学ぶことができる機会をつくります。
- ・事業所においても福祉学習の機会を設け、ボランティア活動、社会貢献活動を進めます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
1	学校教育で福祉学習を進めます	総合的な学習の時間などのさまざまな体験学習を通して、人々がともに個性を尊重し合う心や、多様な在り方を相互に認め合い助け合う心を育てます。 特別支援学校との交流や地域の行事への積極的な参加を通して、児童生徒の豊かな人間性を育てます。	指導課
2	学校教育で協同的な学びを進めます	子供どうしの聴き合う関係を大切にし、互恵的な学び、協同的な学びを推進することで、一人残らず質の高い学びを保障します。 校内研修を大切にし、教師の学びの共同体と同僚性を築きます。 地域の方の「学習参加」を通して、学校理解を促し、保護者や地域の方々とも学びの共同体を構築します。	指導課
3	地区社協で福祉学習を進める	地区社協における多様な福祉学習・研修等の実施を支援し、市民の福祉に対する意識の向上と理解を深めていきます。	社会福祉課 市社会福祉協議会

施策の展開② 市民の心の健康増進を図ります

現状

全国の自殺者数は減少傾向にありますが、非常事態はいまだに続いています。また、牛久市の自殺者数は令和2年は9名と、平成27年の11名から減少しています。

牛久市では、ゲートキーパー養成研修を開催するなど、周囲の人の見守り等の支援体制づくりを進めています。

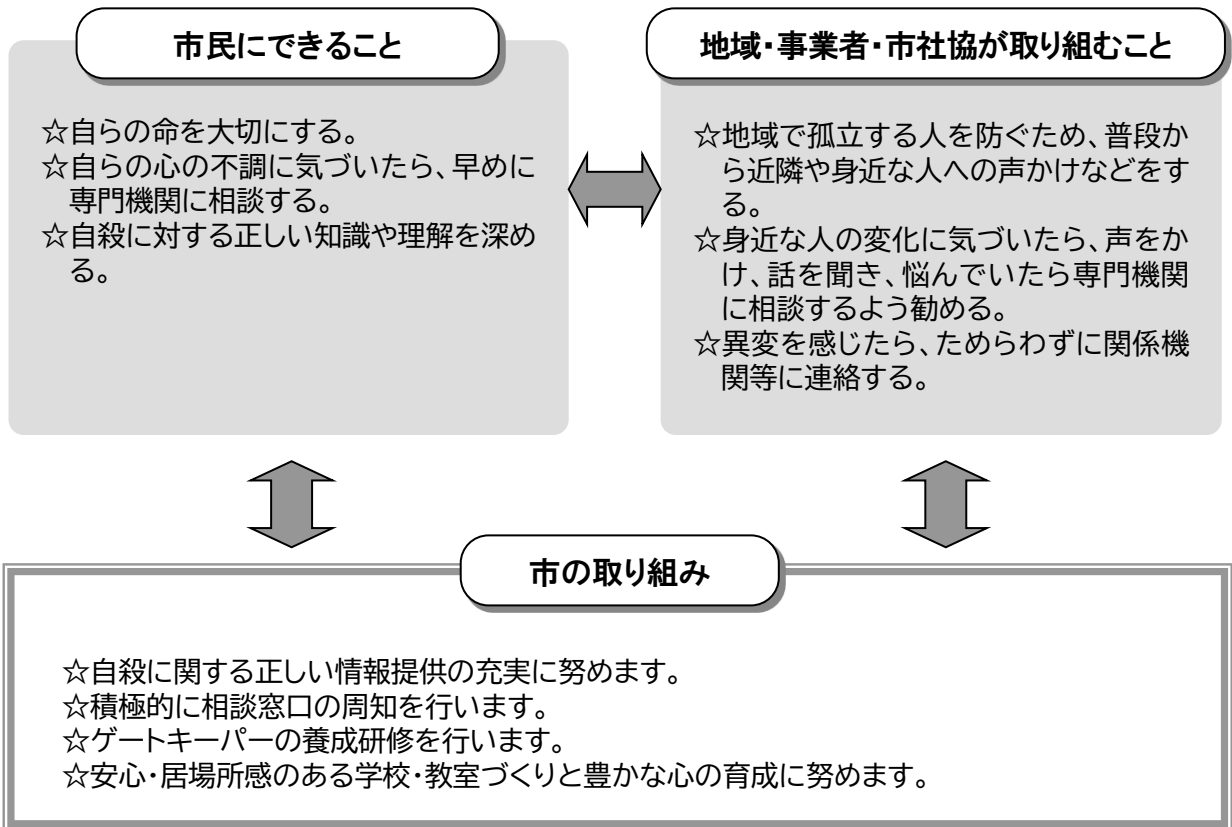
課題

- ・「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを通して、「生きることの包括的な支援」として推進することが必要です。
- ・保健、医療、福祉、教育、労働などの関連施策との有機的連携が必要です。
- ・関係機関、民間団体、企業、市民等との幅広い協働が必要です。

施策の展開方向

- ・自殺対策として「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、両取り組みから地域の自殺リスクを低下させます。
- ・精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを推進していきます。
- ・自殺に追い込まれる危険性の高い人や自殺に追い込まれようとしている人を支援するため、関係機関・団体等と連携して取り組みを進めていきます。
- ・自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には、誰かに支援を求めるといった認識を市民一人ひとりが持つための施策を展開していきます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
4	道徳教育の推進	道徳科を要に道徳教育を充実させ、豊かな心を育む教育を推進します。	指導課
5	ゲートキーパー養成研修	悩みを抱えた人に早期に対応できるよう、ゲートキーパーの養成を行います。	社会福祉課
6	自殺相談窓口一覧の作成	相談窓口一覧を作成し、市民へ相談窓口の周知を行います。	社会福祉課

基本施策2 権利が擁護される地域づくりを進めます

施策の展開① 権利擁護の充実を進めます

現状

成年後見制度や日常生活自立支援事業は開始から20年が経過していますが、まだまだ市民に対する認知度が低い状況にあります。

より活用しやすい制度・事業運用を進めていくため、市民に対して継続して幅広い周知を行う必要があります。また、成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方について、引き続き検討していく必要があります。

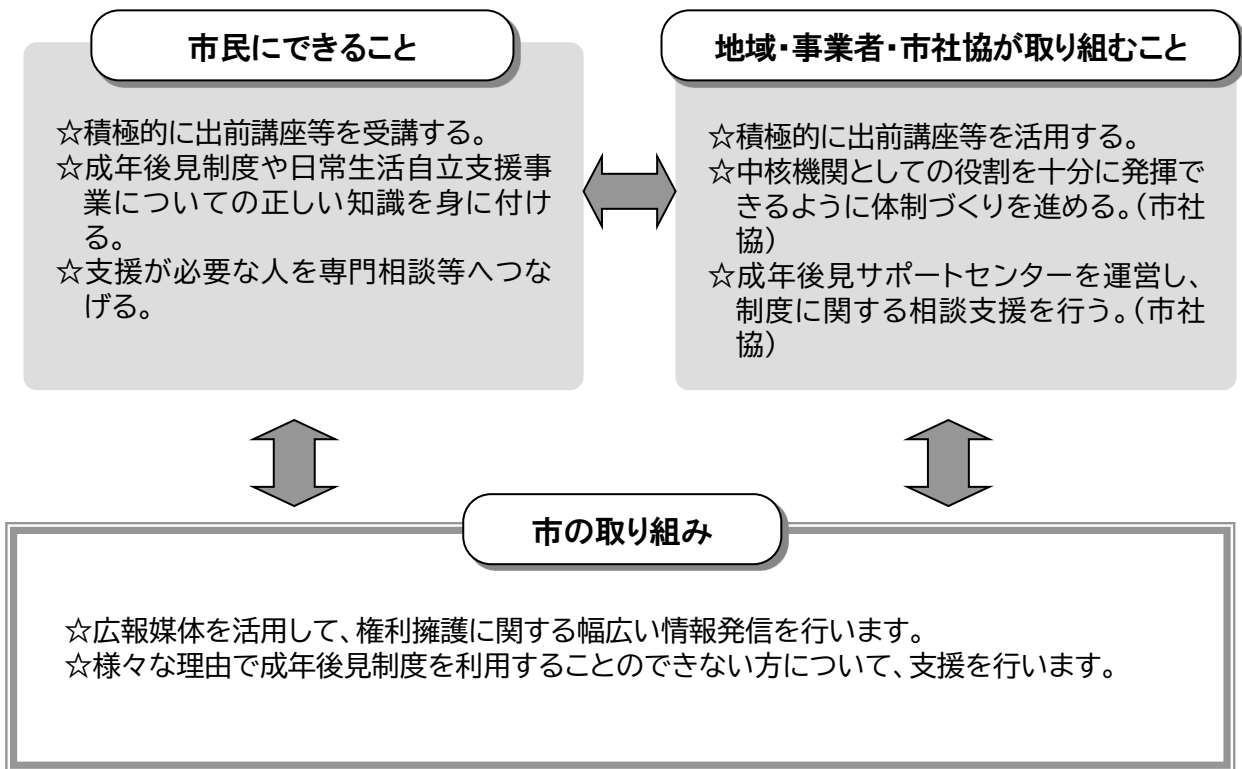
課題

- ・判断能力が不十分なために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行うことが困難な高齢者や障がい者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業により、一層の権利擁護を推進していく必要があります。

施策の展開方向

- ・権利擁護に係る成年後見制度の周知や普及について、保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業者へ住民に必要とされる支援が行われるように連携を密に図り、必要な助言や支援をするとともに、住民に対する普及啓発を進めていきます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
7	広報媒体の活用	広報紙、ホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用し、幅広い情報発信を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
8	市民向け研修	市民を対象に、成年後見制度利用促進のための研修会を開催します。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
9	成年後見制度利用支援事業の活用	必要に応じて市長による後見開始申立て等の代行や、成年後見制度の利用に要するための経費および成年後見人等の報酬の支援を行います。	高齢福祉課 社会福祉課
10	成年後見制度利用支援事業の周知	市民や福祉関係者等に対して、成年後見制度利用支援事業について幅広く周知します。	高齢福祉課 社会福祉課

施策の展開② 虐待予防・防止体制を推進します

現状

近年、高齢者や子ども、障がいのある人への虐待が深刻な事態を引き起こす事例が頻発し、社会問題となっています。日頃から、各関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待に関する正しい知識の普及に取り組んでいますが、地域の中で孤立していたり、複雑な課題を有しているため、支援の手が届かない人が多くいます。

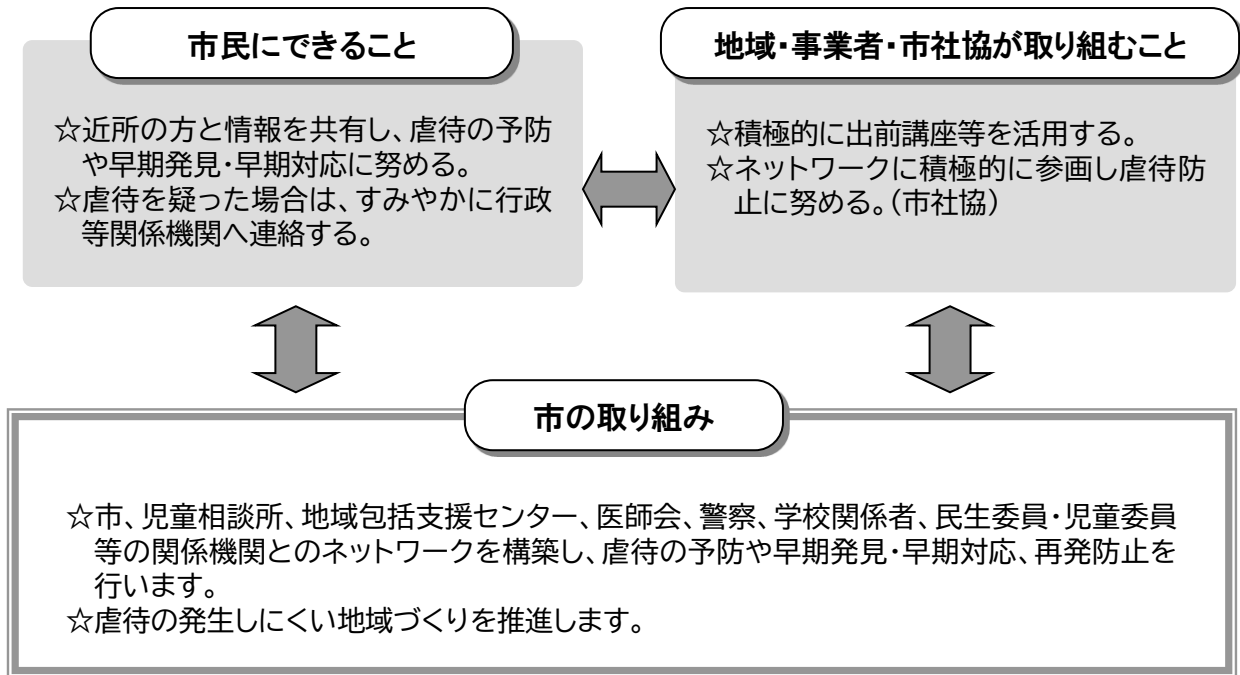
課題

- ・ 高齢者や子ども、障がいのある人への虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）を未然に防止し、早期発見と早期対応を図ることのできる体制づくりを目指すことが必要です。
- ・ 虐待に対する正しい知識を身につけ、虐待の疑いを発見したときは、適切な機関に通報することが必要です。

施策の展開方向

- ・ 子ども、高齢者、障がいのある人への虐待や犯罪行為などを未然に防止するためにも、市民一人ひとりが権利擁護に関心を持つことが重要です。
- ・ 対象となる方の増加や権利に関する課題が複雑化していくことが予想されることから、民生委員・児童委員への情報提供をはじめ、高齢者の見守りの更なる推進などを含め、地域住民などの連携の意識啓発や支え合いの強化を進めます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
11	高齢者の権利擁護の推進	高齢者が虐待等により権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる場合には、状況を速やかに把握し、関係機関との協議、連携を図り、適切かつ迅速な対応を行います。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
12	障がい者の権利擁護の推進	虐待等により、障がい者の人権が侵害されることのないよう、関係機関と連携し、虐待の予防、早期発見に努めます。	社会福祉課
13	要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止の啓発活動や、関係機関と連携し児童虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組めます。	こども家庭課

基本目標Ⅱ 支え合う地域社会をつくります

基本施策1 市民主体による地域を支える拠点・ネットワークづくりを進めます

施策の展開① 地域で安心して暮らせる「見守り支援」を進めます

現状

超高齢社会への突入により、高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯が急増しています。また、一人暮らし高齢者などで、孤独死する方も増えています。日ごろから見守りの必要な方に対しては、手上げ方式の「見守り台帳」に登録していただき、地域において、行政区長や民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等が連携して、見守り活動を行っています。さらに自主防災組織の活動が加わることにより、災害時を含めた「いざというとき」に対応できる体制づくりを進めています。

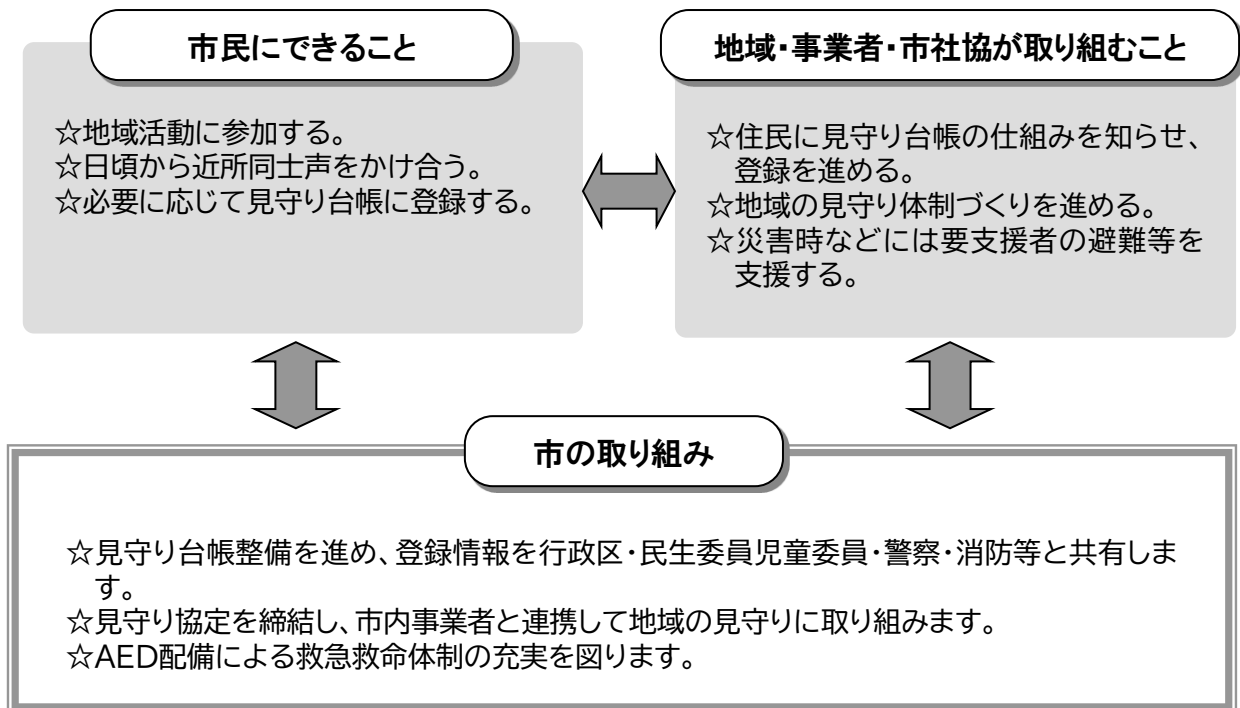
課題

- ・見守りが必要な要支援者は増加していますが、周囲の支援を受け入れない方は、台帳の登録も難しい状況です。
- ・身近な地域での見守り体制づくりは、地域の住環境や支援の担い手の確保等の理由でなかなか進んでいません。
- ・40代から60代前半の单身男性は、地域で特に孤立しやすい傾向にあります。

施策の展開方向

- ・牛久市では、日ごろからの地域での見守りがあってこそ、災害時の支援にも活かされると考えています。平時には見守りや声かけによる地域での良好な人間関係を、災害時や緊急時には地域単位で助け合いができる総合的な支援体制をつくるため、「見守り台帳」整備をさらに進めます。
- ・誰にもやってくる老後、誰にでも起こり得る障がい、また、子育て中など孤立しやすいときであっても、地域の見守りや助け合いで孤立せず豊かに安心して暮らせるようにしていきます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
14	AEDの配備	AEDを公共施設やコンビニエンスストア等へ配備し、救急救命体制を充実させます。	防災課
15	SOSネットワーク事業	要配慮者が行方不明の際に、早期に発見できるよう、地域の協力機関や協力者に日常生活の範囲内で捜索への協力をお願いします。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
16	見守り活動	民生委員児童委員、行政区、地区社協が連携して、要配慮者の見守り活動を行います。	社会福祉課 市社会福祉協議会
17	見守り台帳を整備する	見守りの必要な高齢者や障がい者等の台帳を手上げ方式で整備し、登録者に関する情報を地域と共有します。	社会福祉課 市社会福祉協議会

施策の展開② 行政区活動の活性化を図ります

現 状

行政区毎に様々なコミュニティ活動や自治活動を実施しており、地域コミュニティの活性化を図っています。

また、集会所等を活用した「たまり場」を年間3分の2以上無償で開放し、地域住民が広くコミュニティ活動に参加することで、交流の輪を広げています。令和3年4月1日現在、「たまり場」を実施している行政区は35行政区あります。

なお、令和2年以降新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数が減少傾向にあります。

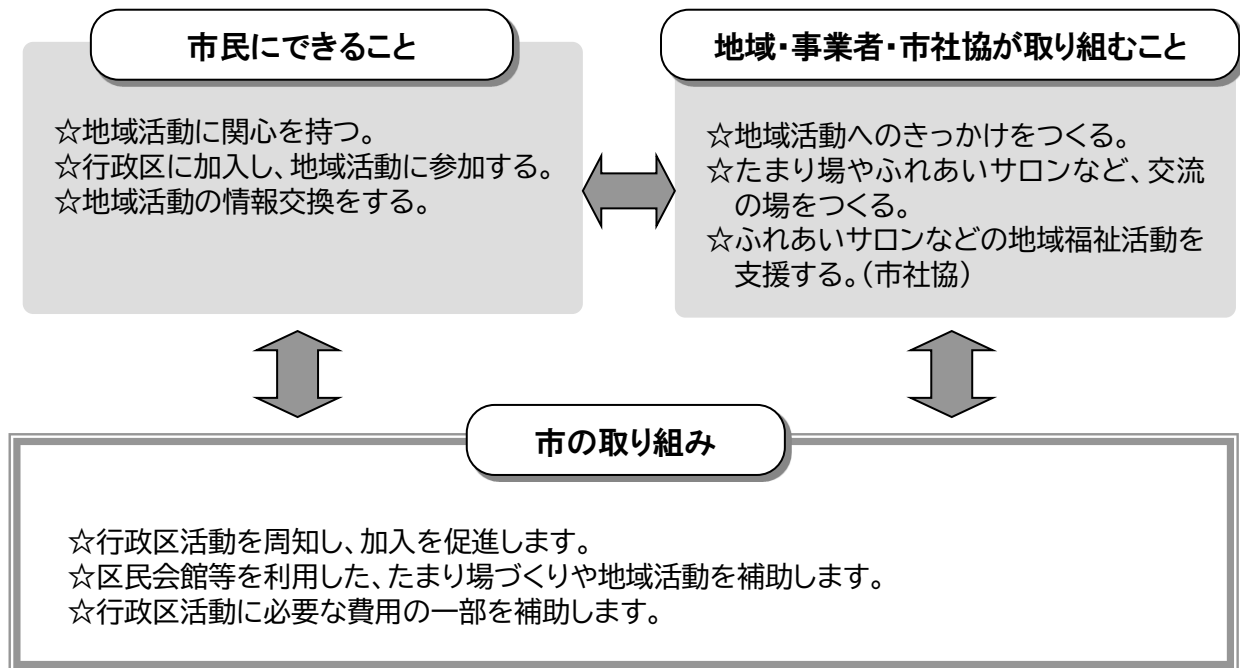
課 題

- ・行政区への加入を積極的に働きかけ、参加しやすいコミュニティづくりを行うことが必要不可欠です。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、利用者が安心して活動できる新たな「たまり場」づくりを普及させる必要があります。
- ・より多くの方々に利用していただくため、広報活動を充実していく必要があります。

施 策 の 展 開 方 向

- ・転入や転居の際に任意での行政区への情報提供と、本人への行政区加入の呼びかけを継続していきます。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を行い、安心して参加できるコミュニティづくりを支援します。
- ・集会所等を利用した幅広い世代への活動参加の場づくりを支援します。
- ・住民間の助け合いである「近助(互助)」「共助」の活動を勧めます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
18	たまり場を開設する	地域住民の福祉の増進及び地域の活性化に寄与するため、行政区集会所を「たまり場」として開放し、地域振興活動等を行っている行政区等に対して、運営費用の一部を補助金として交付します。	市民活動課
19	行政区による広報広聴活動を実施する	行政区等に対し、地域まちづくりを推進する事業を行うための、行政区等運営に要する経費の一部を補助金として交付します。	市民活動課
20	行政区集会所施設の整備、管理	地域のコミュニティ活動の拠点として、集会所・区民会館施設の整備及び管理（新設及び修理等）に補助金を交付します。	市民活動課

施策の展開③ 地区社会福祉協議会の活動を支援します

現状

家族形態の変化等から、近所のつながりが低下しています。また、個人情報の壁などから、生活実態がつかめず、支援の必要な方が周囲に気づかれずに地域で孤立しているケースがあります。

地域での支え合いの担い手は高齢化が進んでいます。また、若い世代は仕事や子育てのため、地域活動へ参加できない状況です。

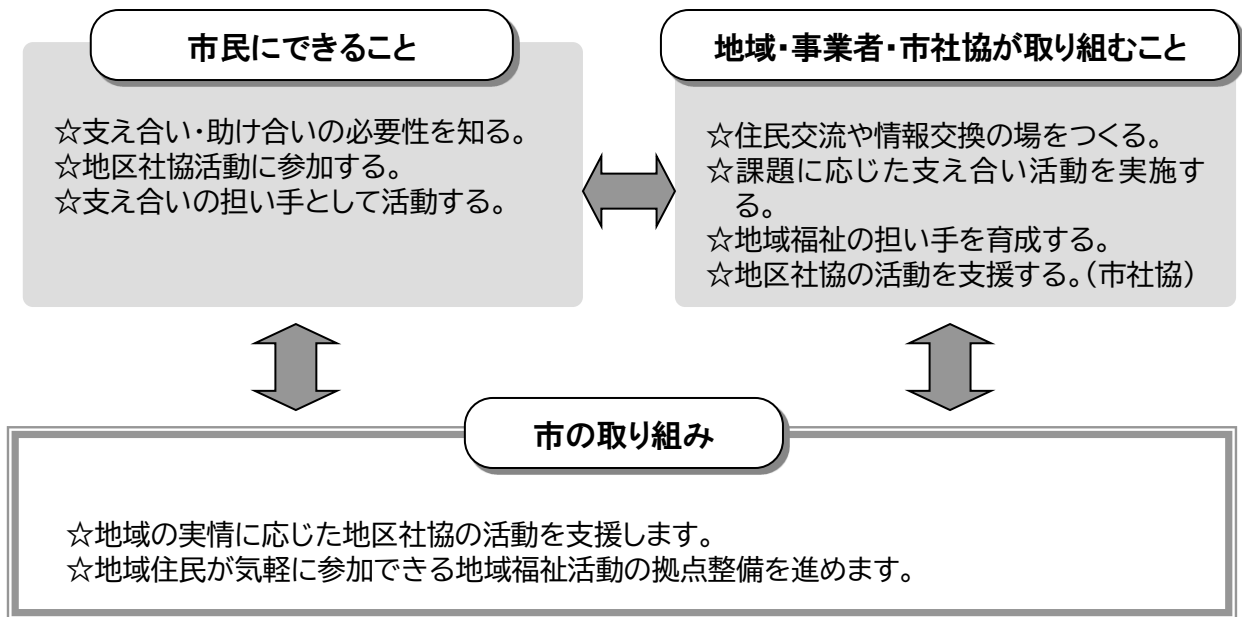
課題

- ・ プライバシーの保護に十分配慮しつつも、住民同士の交流の場が必要です。
- ・ 困ったときには、自ら支援を求められるような地域づくりが必要です。
- ・ 支え合いの輪を広げ、誰でも気軽に地域福祉活動へ参加できる拠点づくりが必要です。

施策の展開方向

- ・ 子どもやシニア世代が気軽に行き来できる小学校区を単位に、住民同士が助け合い、力を合わせて地域福祉活動を進める新たな支え合いの活動基盤である「地区社会福祉協議会」の活動を支援します。
- ・ 地域福祉活動が継続的に発展するよう、住民が主体的に活動へ参加しやすく、いつでも気軽に情報交換等ができる活動拠点の整備を進めます。
- ・ 小学校区を範囲に、地域福祉を支える行政区や民生委員児童委員、ボランティアなどの活動を活性化し、地域と福祉・医療などの関係機関が連携することで、安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
21	地区社協の活動拠点の整備	空き公共施設の有効活用として、旧保育園等を地区社協の活動拠点として提供しています。	社会福祉課
22	地区社協支援事業	地区社協の活動を支援するため助成金を交付し、地域の実情に合った地区社協活動の促進を図ります。	社会福祉課 市社会福祉協議会

施策の展開④ 広報媒体を利用して地域情報や災害情報を発信します

現 状

市では、広報紙、市公式ホームページ、SNS(フェイスブック、ツイッター、ライン)、かつぱメール、FMラジオなどで、行政情報やイベント案内、災害時の情報を発信しています。

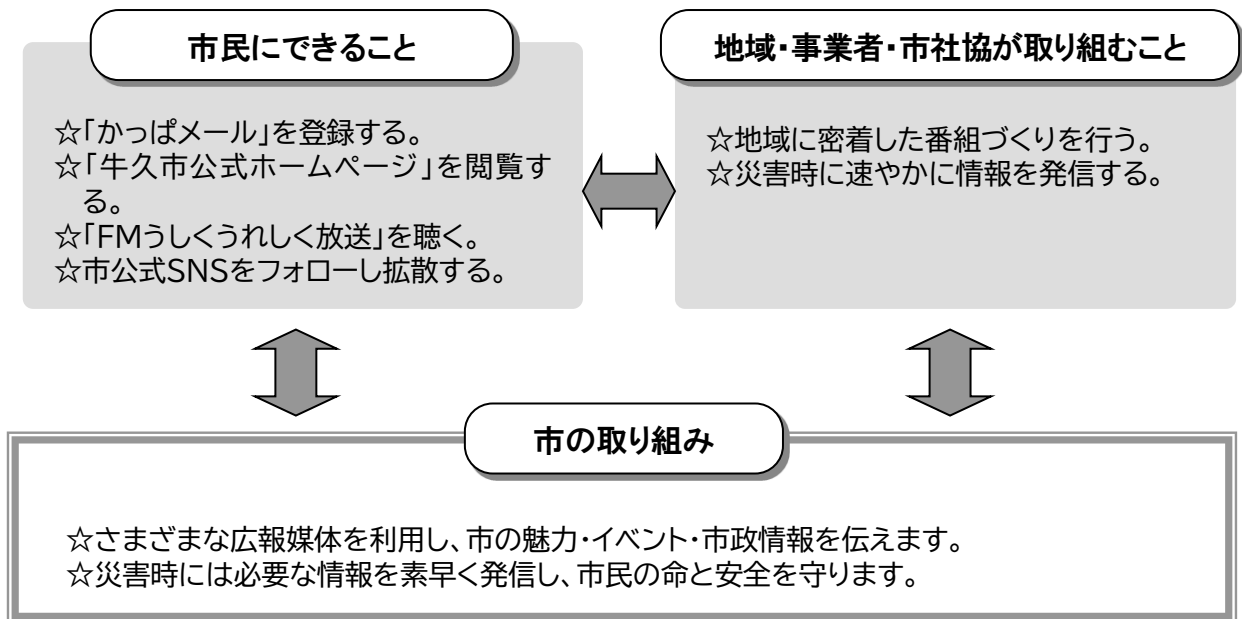
課 題

- ・ 全ての人に分かりやすく、読みやすく、効果的に、伝わりやすい広報物(広報、ポスター、チラシ)、ホームページを作成することを目指します。
- ・ 牛久の魅力をもっと多くの人に知ってもらえるよう活動していきます。

施 策 の 展 開 方 向

- ・ 地震、台風、大雨などの自然災害による被害情報や避難情報、停電や交通機関の情報なども素早く伝え、市民の命と安全を守ります。
- ・ 地域で行われているイベントや身近な話題、商業・観光情報、行政情報などを効果的に発信することにより、地域におけるコミュニケーションを向上させ、さらなる地域活性化を推進します。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
23	牛久市の行政情報を発信する	広報紙、ホームページ、かっぱメール、SNS、FMラジオを使用し行政情報を市民に発信するとともに、災害時の緊急情報手段として防災体制の強化を図ります。	広報政策課

基本施策2 地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます

施策の展開① ボランティア・NPO法人などの活動を一層充実します

現状

ボランティア活動は、地域の支え合い活動の柱の一つであり、福祉をはじめ、環境や教育、スポーツや文化など、さまざまな分野のボランティア・市民活動が活発に行われています。市社会福祉協議会内に「牛久市ボランティア・市民活動センター」が設置され、市内を拠点に活動するボランティア・市民活動を支援しています。

また、市内には令和3年10月現在で32の特定非営利活動法人(NPO法人)があり、福祉関係をはじめさまざまな活動を行っています。市はボランティアやNPO法人の活動の場として市内の生涯学習センターや運動施設、学校体育施設を貸し出し、団体の活動に係るチラシ・ポスター等の掲示を行っています。

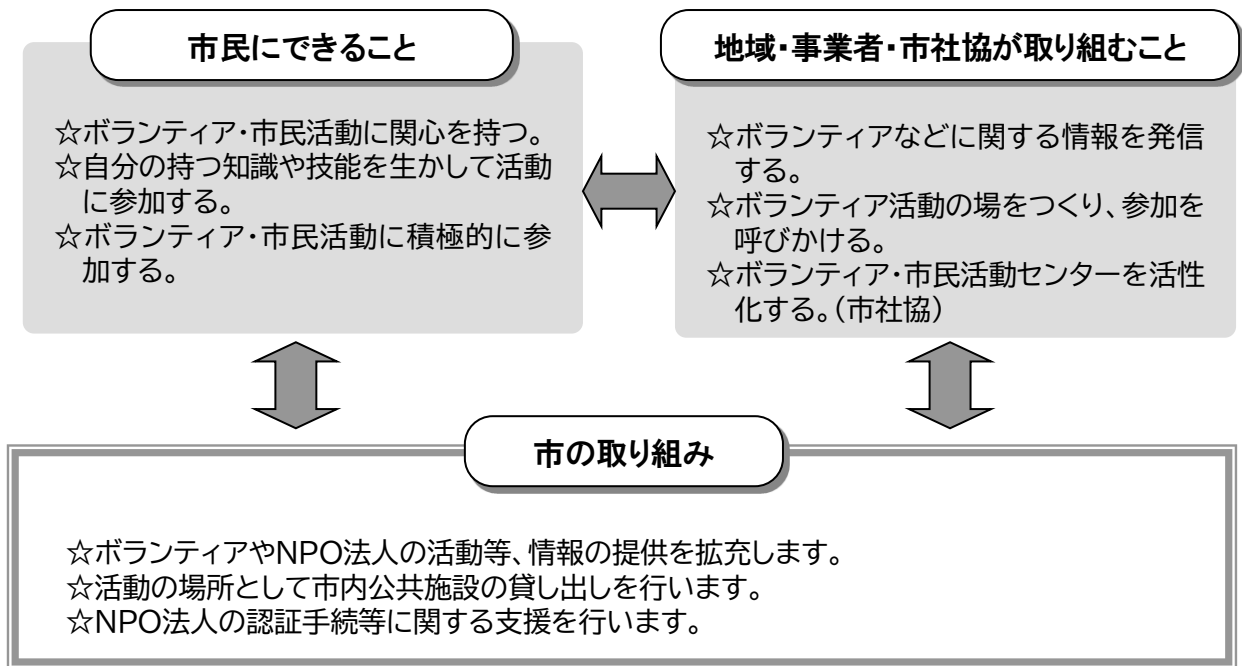
課題

- ・多様化する市民の生活課題に対応した福祉活動の担い手となるボランティア・市民活動団体の育成支援が必要です。
- ・興味関心のあること、また、自分の特技や技術を活かすことができる、ボランティア・市民活動、福祉活動等へ参加できる場づくりが必要です。
- ・ボランティア等の団体が増えることに伴い活動場所の確保や調整が必要になっています。

施策の展開方向

- ・ボランティアや市民活動は、住民の主体的な活動として、公的サービスだけでは補いきれない市民の多様なニーズに対応するため、さまざまな形で活動が展開されています。今後さらに多様化するニーズに応じるため、ボランティアやNPO法人は、地域や行政等と連携を強化し、協働のまちづくりを進めることが重要であり、それらを担う人材の育成や団体等を支援します。
- ・「牛久市ボランティア・市民活動センター」は、ボランティアや市民活動を通じて、生きがいのある自分らしい生活が送れるよう、情報提供や活動支援等を行うとともに、地域活動と連携したより良いまちづくりを進めます。
- ・必要な事務手続の支援などを通じて、ボランティア団体、NPO法人などの各種団体が活動しやすいように支援していきます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
24	NPO法人認証事務	NPO法人の設立やNPO法人の円滑な運営に資するため、各種事務手続きに関する相談に応じるとともに、法人からの提出物の受理・認証を行っています。	市民活動課
25	運動施設を管理運営する	ボランティアやNPO法人等の活動の場として、市内の運動施設や小中学校の体育施設を貸し出します。	スポーツ推進課
26	生涯学習センターを管理運営する	ボランティアやNPO法人等の活動の場として、生涯学習センター施設を貸し出します。	生涯学習課

施策の展開② 市社会福祉協議会との連携・協働を進めます

現状

市社会福祉協議会は、誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくりを目指し、市民と一緒に地域の福祉を考え、共に福祉活動を推進する非営利の中間支援組織として、さまざまな福祉活動を行っています。市社会福祉協議会は、地域福祉活動の一つひとつが実現するよう、具体的な取り組みや支援方法を考え、市民と一緒に実行するために「牛久市社会福祉協議会発展・強化計画」をつくり、取り組みを進めています。

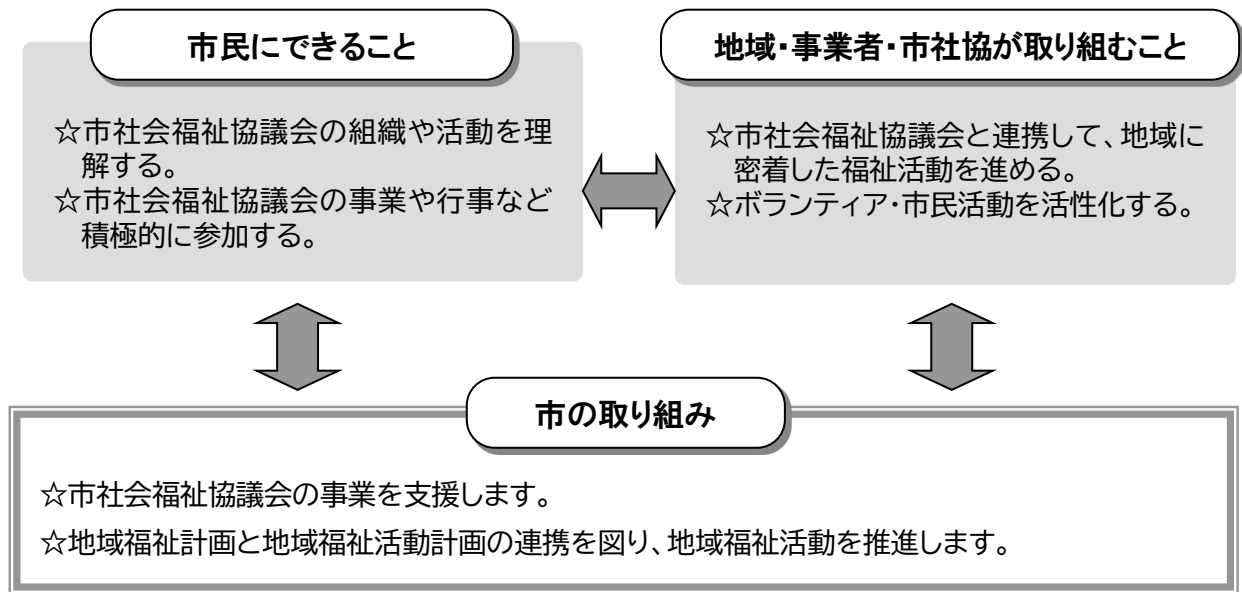
課題

- ・地域に密着した福祉活動を幅広く展開するためには、市民・行政・市社会福祉協議会等の連携を強化する必要があります。
- ・地域の福祉課題に素早く対応するため、情報の共有化が必要です。

施策の展開方向

- ・市社会福祉協議会は、地域福祉のさらなる充実を目指し、市民や団体等との連携のもとに、地域に密着した福祉活動を幅広く展開します。そのためには、行政と市社会福祉協議会の緊密な連携が必要であり、情報の共有を含めたネットワークづくりを強化し、市民と協働のまちづくりを進めます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
27	市社会福祉協議会の運営助成	市社会福祉協議会の活動を支援するため、運営に必要な経費を補助しています。	社会福祉課
28	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	地域福祉の推進を目的に、行政・民間事業者・市民が共同で計画の策定、運用に取り組めます。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

施策の展開① 地域交流を進めます

現状

個人の生き方や暮らし方が変化し、近所付き合いが希薄になっており、世代を問わず、引きこもったり、孤独を感じたりする人が増えています。一方で、生涯学習やスポーツに参加されている方は、市内にある公共施設を情報交換の場や交流の場として、活発に利用しています。また、子どもと地域の方々との世代間交流として、市内の小中義務教育学校では「放課後カッパ塾」や「土曜カッパ塾」を地域の方々やボランティアの方々などの協力を得て開催し、さまざまな体験、交流活動を提供しています。

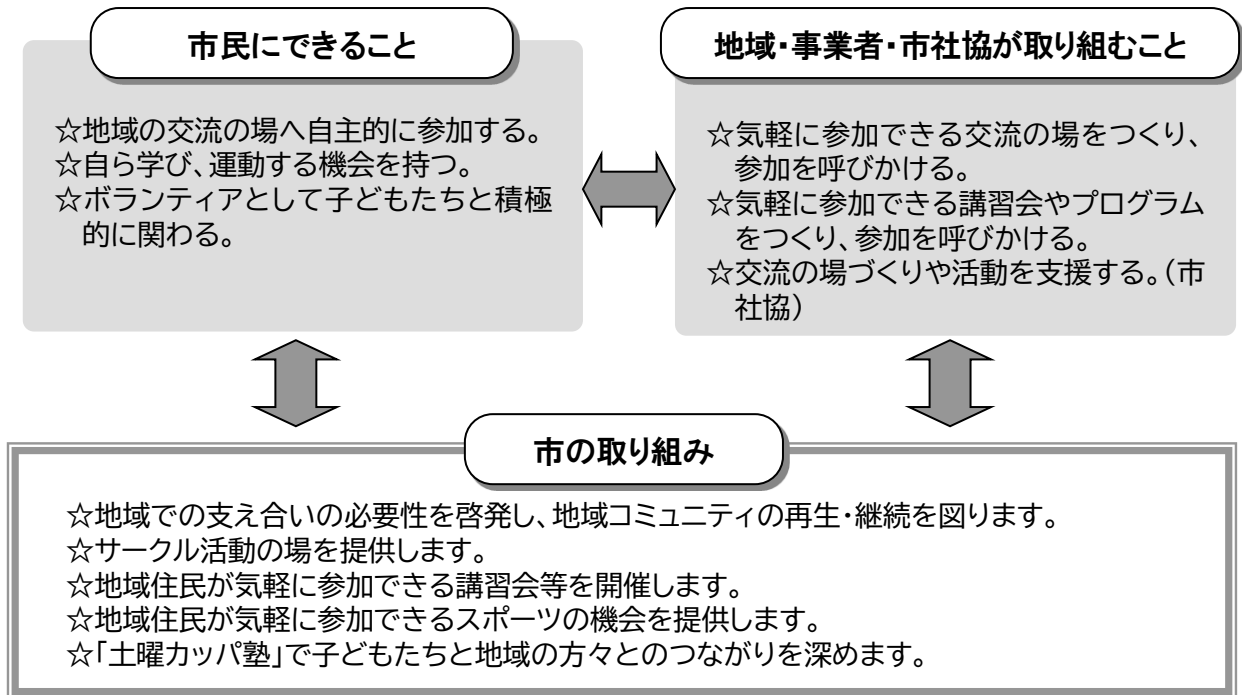
課題

- ・住民同士の交流を深め、地域コミュニティの活動をより活性化する必要があります。
- ・身近な場所に集える場を設け、支え合いの意識を高める必要があります。
- ・既存の生涯学習施設や運動施設では、利用団体の増加により利用調整が難しくなりつつあります。また、建物本体や設備類の老朽化が進んでいます。
- ・「放課後カッパ塾」の学習指導員および「土曜カッパ塾」の土曜教育サポーターや連絡調整を行うコーディネーターの育成・確保が必要です。

施策の展開方向

- ・子どもからシニア世代まで、人と人との絆が深まるように、さまざまな交流の機会を設け、多くの市民の参加を進めます。
- ・人と人との交流の輪を広げ、福祉意識の高揚を図り、お互いが支え合える関係へと発展させます。
- ・高齢の方や、障がいのある方など、誰もが利用しやすい施設になるよう整備してまいります。
- ・地域の方々やボランティアの方々などの協力を得ながら、子どもたちにさまざまな体験、交流活動を提供することで、地域とのつながりを深め、子どもも大人も充実した休日を過ごせるまちづくりを進めます。
- ・市民が持つ豊かな知識や経験を地域ボランティアへの参加へと繋ぎ、地域活動を活性化させます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
29	運動施設を管理運営する	誰もが利用しやすいスポーツ施設を目指し、中長期計画に基づき、運動公園等を計画的に修繕・改修していきます。	スポーツ推進課
30	行政区活動を支援する	行政区の対象事業に対して補助金を交付するほか、区長をとおして行政区内の課題や問題等についての相談に応じています。	市民活動課
31	生涯学習講座を開催する	市民のニーズに合った生涯学習講座を開催します。	生涯学習課
32	地区社協活動を支援する	地区社協での住民交流活動を支援し、地域活動への参加の促進と、住民同士のつながりを深めていきます。	社会福祉課 市社会福祉協議会
33	中央生涯学習センターを管理運営する	誰もが利用しやすい生涯学習施設を目指し、個別施設計画に基づき、中央生涯学習センターを計画的に修繕・改修していきます。	生涯学習課
34	土曜カッパ塾の運営	市内全小学校・義務教育学校で土曜カッパ塾を開催し、地域の方々の協力を得て英語、料理、音楽やスポーツ教室などさまざまな体験、交流の機会を提供し、地域とのつながりを深めていきます。	生涯学習課
35	放課後カッパ塾の運営	放課後カッパ塾を開催し、市内全小中義務教育学校で基礎学力の向上や学習習慣の定着を目標に自主学習支援を行います。	生涯学習課

施策の展開② 地域福祉の担い手の発掘と育成・確保を行います

現状

人がつながるきっかけとして、行政区、地区社会福祉協議会などでは、さまざまな行事が行われています。一方、市では住民や事業所等を対象に、ボランティア入門や各福祉制度の説明など、牛久のことや福祉のことについて学ぶ牛久市行政情報出前講座「知って学んで！おしえ隊」を行うことで、福祉意識を高め、社会貢献活動への参加を促しています。地域の担い手は高齢者が中心となっています。若い世代は、仕事や子育てなど多忙であり地域活動への関心も低いことなどから、地域活動への参加者は減少しています。

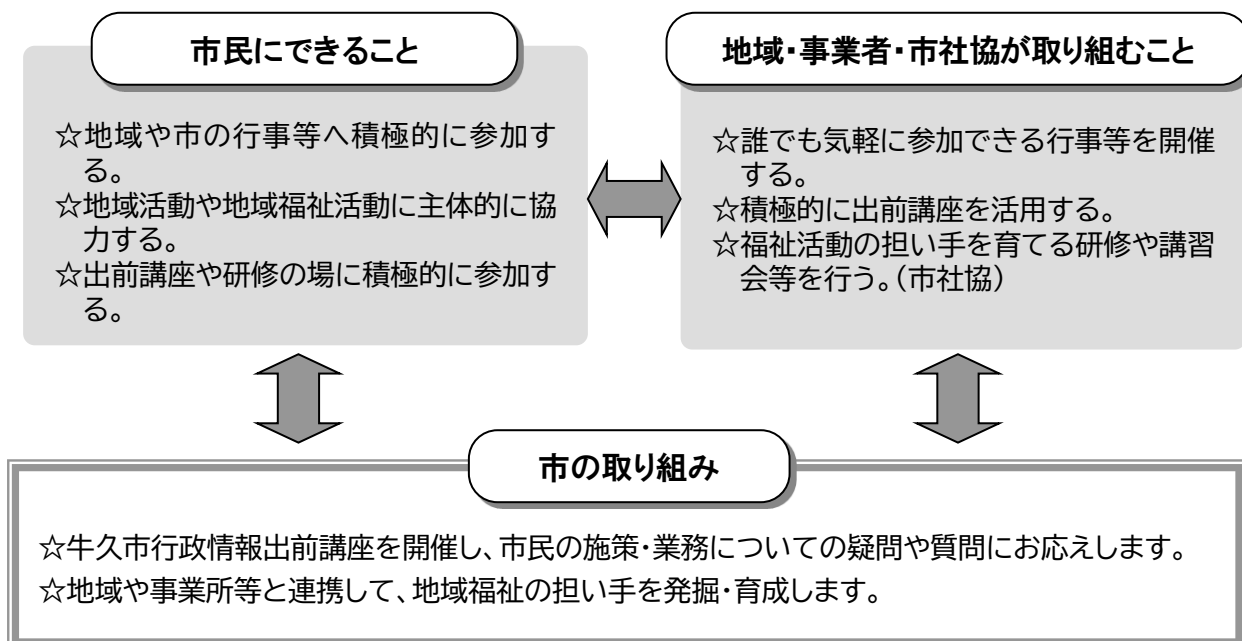
課題

- ・ 地域福祉や地域活動を支える担い手は、年々高齢化しており、継続性が危がまれています。
- ・ 若い世代が地域活動へもっと参加できるようなきっかけをつくる必要があります。

施策の展開方向

- ・ 地域での支え合い活動を継続的に行うためには、身近な地域で福祉活動を担う人材を発掘または育成し、それぞれの活動につなげていくことが必要です。そのために、地域や事業所、行政や関係機関等において、幅広い世代が地域福祉活動に参加できるきっかけづくりを進めます。
- ・ 市民一人ひとりが、「受け手」「支え手」という関係を超え、互いに支えあう地域福祉の担い手であるという意識を育てます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
36	牛久市行政情報出前講座	高齢者、障がい者の福祉制度のほか、市の施策・業務についての疑問や関心にお応えしていくため、担当の職員が会合や学習の場に出向いて講座を開催します。	市民活動課
37	地区社協での担い手づくりを支援する	地区社協における行事や研修等の実施を支援し、地域福祉の担い手の発掘及び育成を進めます。	社会福祉課 市社会福祉協議会

基本目標Ⅲ 自立した生活を支える仕組みをつくります

基本施策1 福祉サービスの適切な利用を進めます

施策の展開① 福祉サービスの苦情解決を進めます

現 状

利用者と事業者が対等な立場でサービス利用ができるよう、保育園や認定こども園などの学校および児童福祉施設、介護保険事業所などの高齢者福祉施設や、障がい者の福祉施設等を利用した際の苦情について、当事者間での解決が難しい場合には、市から福祉施設等への調査、助言、指導等を行っています。

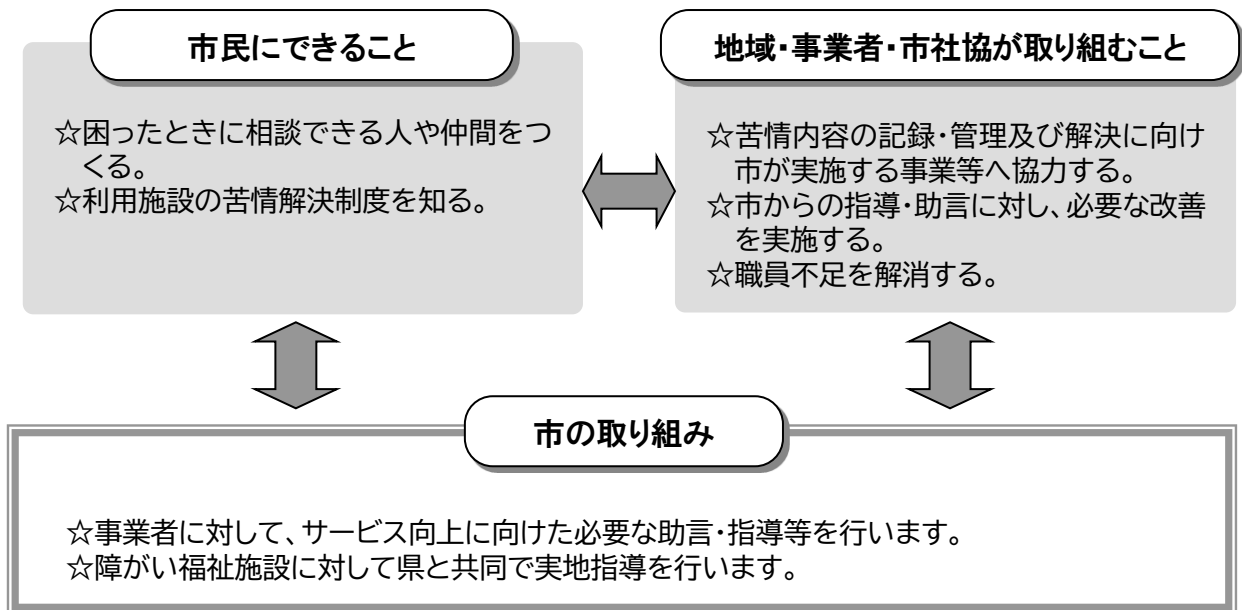
課 題

- ・利用者と事業者とのコミュニケーション不足による行き違いが発生する場合があります。
- ・事業者によって苦情解決に対する取り組みに差があります。
- ・事業者が充実した福祉サービスを提供するため、職員を確保する必要があります。

施 策 の 展 開 方 向

- ・事業者における苦情解決窓口の設置等、必要な措置について助言・指導し、速やかな解決を図ります。加えて、利用者と事業者の直接的コミュニケーションの場を増やすよう指導します。
- ・職員確保に向け、必要な支援を行います。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
38	介護サービス向上に向けた助言、指導等の実施	介護保険サービス事業者に対して、サービス向上に向け必要な助言、指導等を行います。	高齢福祉課
39	社会福祉法人への指導	福祉サービスを提供している社会福祉法人に対して、苦情解決の取り組みについて指導等を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 保育課
40	障がい福祉サービス向上に向けた助言、指導等の実施	障がい福祉施設に対して、県と共同で実地指導等を行い、サービス向上に向け必要な助言、指導等を行います。	社会福祉課
41	保育サービス向上に向けた助言、指導等の実施	保育関係施設等に対して、サービス向上に向けて必要な助言、指導および事業の実施を行います。	保育課
42	民間児童クラブのサービスの向上に向けた助言・指導等の実施	民間児童クラブに対して、サービス向上に向けて必要な助言、指導および事業の実施を行います。	教育企画課

施策の展開② 総合的な相談体制を整えます

現状

「困ったなあ」と感じたときに相談できる場所や支援の仕組みなど、福祉に関する情報が市民に浸透していません。福祉に関する相談内容が、複雑であったり多様化しており、一箇所の相談先では対応しきれないケースが増えています。

課題

- ・福祉全般の相談が気軽にできる総合相談体制が必要です。
- ・複雑かつ多様化した問題を解決するため、専門相談の強化が必要です。
- ・各相談機関が連携し、相談者への支援が円滑に行えるようにする必要があります。
- ・相談支援について、インターネット活用を含め多媒体での周知が必要です。

施策の展開方向

1)行政の相談窓口

牛久市では、各課で福祉制度についての相談を受け付けています。加えて、専門的な無料相談を開き、相談しやすい体制づくりを進めています。専門的な無料相談には、家庭児童相談(土、日、祝日、年末年始を除く毎日)、介護保険相談(土、日、祝日を除く毎日9時～16時)、障がい者なんでも相談(予約制)、こころの健康相談(月1回)、子育て相談(月1回)などがあります。開催の日時は、広報紙の行事予定や、市のホームページでお知らせしています。暮らしの便利帳や「すこやか」でも、専門相談についてお知らせしていきます。

2)身近な地域の相談員(民生委員児童委員)

民生委員児童委員は、地域の身近な相談役です。どこに相談したらよいか分からずに困っているときは、民生委員児童委員がパイプ役となって相談内容を関係機関へつなぎ、各機関が連携して解決を図ります。また、地域全体にかかわる生活課題を解決する方策を、行政区やボランティアなどととも検討し進めています。

3)地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の方と連携しながら、生活課題の解決を図ります。また、相談専用の「高齢者あんしん電話」(24時間 365日)を設け、高齢者の介護等の相談に対し、必要なサービスや関連機関につなぎ、解決へのお手伝いをします。

4)総合相談「あんしんホットライン」

市社会福祉協議会では、相談専用の「あんしんホットライン」(月～土、9時～17時、祝日を除く)を設け、市民の生活全般に関する相談に対して、コーディネーターが専門機関への橋渡しや、解決へのお手伝いをしています。また、専門相談として「心配ごと相談」を行い、多様な相談に対応しています。

5)福祉施設での相談活動(民間の相談)

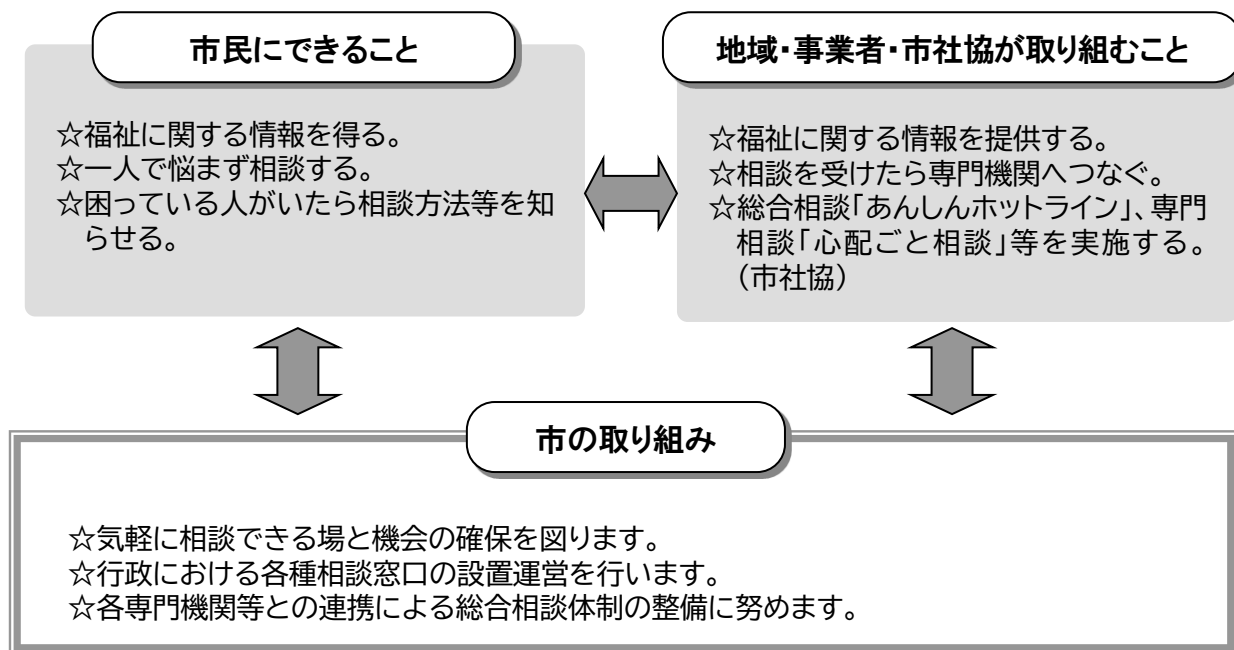
保育園などの児童福祉施設、介護保険事業所などの高齢者福祉施設、障がい者の福祉施設などでは、専門知識や経験をもとに、利用者の日常生活上の課題の解決を図っています。牛久市では、福祉施設と身近な地域が日ごろから連携し、積極的な情報提供や相談ができる仕組みを整えます。

6)総合相談

普段から気軽に相談できる人を身近に持つことや、何か困りごとがあったときに相談できる人や場所があることは、生活の安全・安心を確保するための第一歩です。

牛久市では、隣近所や同じ環境・状況を持つ人など、身近な輪の中で、気軽に相談し合い、行政などの専門相談窓口迅速に相談できる仕組みを整えます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
43	こころの健康相談	毎月、精神科医によるこころの健康相談を実施しています。	社会福祉課
44	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
45	家庭児童相談	18歳未満の子どもに関する相談に対応します。	こども家庭課
46	介護保険相談	介護保険の仕組みや利用に関する相談に対応します。	高齢福祉課
47	高齢者あんしん電話	高齢者の介護等の相談に対し、必要なサービスや関連機関につなぎ、解決へのお手伝いをします。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
48	国民健康保険・年金相談 医療福祉費支給制度（マル福）	国民健康保険や医療福祉制度、後期高齢者医療制度及び国民年金の仕組みや利用に関する相談に対応します。	医療年金課
49	子育て相談	子どもの発育、健康、食事など子育て全般についての相談に対応します。	健康づくり推進課
50	障がい者相談員の設置	障がい者相談員を設置し、相談に応じる体制を整えています。	社会福祉課
51	障がい者相談支援事業	障害福祉サービス等の利用に関すること、その他の困りごとの相談を行っています。	社会福祉課 市社会福祉協議会
52	成年後見サポートセンター	認知症、知的障がい、精神障がいなどで成年後見の利用を検討されている方への相談、手続き支援等を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
53	総合相談「あんしんホットライン」	生活全般に関する相談に対し、専門機関への橋渡しや解決へのお手伝いをします。	市社会福祉協議会
54	特定健診結果説明会	健診結果についての説明会や、今後の健康増進についての相談に対応します。	健康づくり推進課



施策の展開③ 保健・医療・福祉が連携・協働し情報提供を進めます

現状

健康上の問題を抱えて支援を必要とするときや、長期入院患者が在宅生活へ移行するときなど、保健・医療・福祉の関連機関が連携して総合的な支援を提供する必要があります。総合的な相談や関連機関との調整、支援を必要とする本人や家族に情報提供しています。

市民の健康づくりを支援するため、健康診断や各種相談、市内医療機関情報等について広報紙等に掲載しているほか、子育て世代に対しては、保育園における子育て支援事業の広報を行っています。

このように、広報紙やホームページ掲載などさまざまな媒体を通じて情報提供、必要に応じた個別通知を行っています。

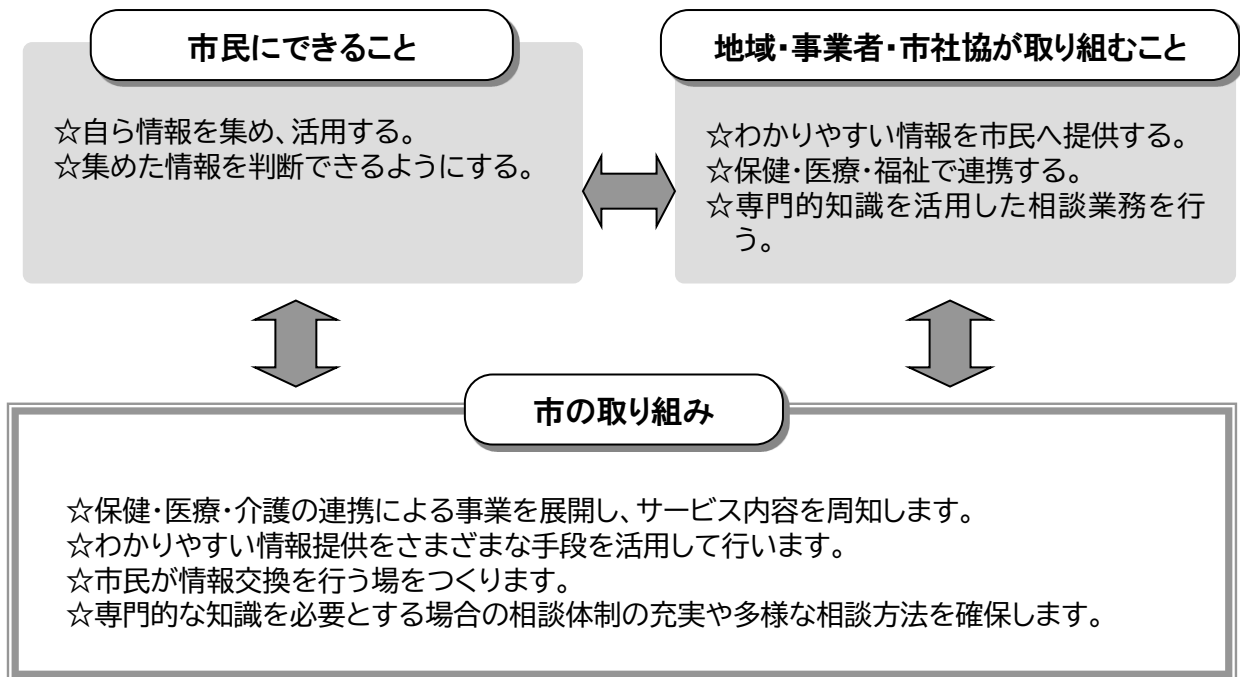
課題

- ・保健・医療・福祉サービスを利用する必要がある人であっても、サービスを利用していない場合があります。
- ・生活様式や価値観の多様化に対応できるよう、情報提供の方法については一層の工夫をする必要があります。
- ・福祉サービスの事業所が、適正に運営されているか、利用者等にとって分かりにくい場合があります。
- ・公立及び私立保育園の連携を強化し、情報提供を進める必要があります。

施策の展開方向

- ・地域住民の福祉活動と保健・医療・福祉の関係機関が連携して、支援を必要とする人に対して総合的な支援を行います。
- ・情報提供のあり方について、冊子や広報紙のほか、窓口相談やインターネットといったさまざまな手段を通じて情報提供を行い、個々のケースに対応してまいります。
- ・社会福祉法人等に対し、第三者評価を含めた情報公開の推進を要請し、安心して福祉サービス事業所等を利用できるようにします。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
55	データヘルス計画の立案実施	保健・医療・介護・福祉の各種データに基づき、病気の予防や重症化予防対策を立案し実施します。	医療年金課 健康づくり推進課 高齢福祉課
56	各種健康づくり教室の実施	生活習慣病（糖尿病等）予防、歯周病予防、介護予防（認知症・体力向上等）教室を実施しています。	健康づくり推進課
57	社会福祉法人への指導	社会福祉法人に対して、第三者評価を含めた情報公開の推進を要請します。	社会福祉課 高齢福祉課 保育課
58	情報提供・周知	ホームページ、広報紙掲載、個別通知、かっぱメール、FMラジオを利用して情報提供を行います。	健康づくり推進課 社会福祉課 高齢福祉課 保育課
59	専門的相談体制の充実	子育てについての各種相談を実施しています。	保育課 健康づくり推進課 こども家庭課
60	特定健康診査・特定保健指導の実施	健康診査を実施します。さらに結果に基づく特定保健指導を実施します。	健康づくり推進課 医療年金課

基本施策2 福祉サービスの施策を進めます

施策の展開① 地域での健康づくりを進めます

現 状

地域での健康づくりを進めていくため、地域で活躍する食生活改善推進員、ヘルスサポーター等の人材育成を進めています。地域の希望に応じた出前講座や教室の開催などを通して、健康づくりの意識を高める市民が増えています。一方で、本来であれば地域での健康づくり事業に参加してもらいたい方が多く、参加を希望されないという現状があります。

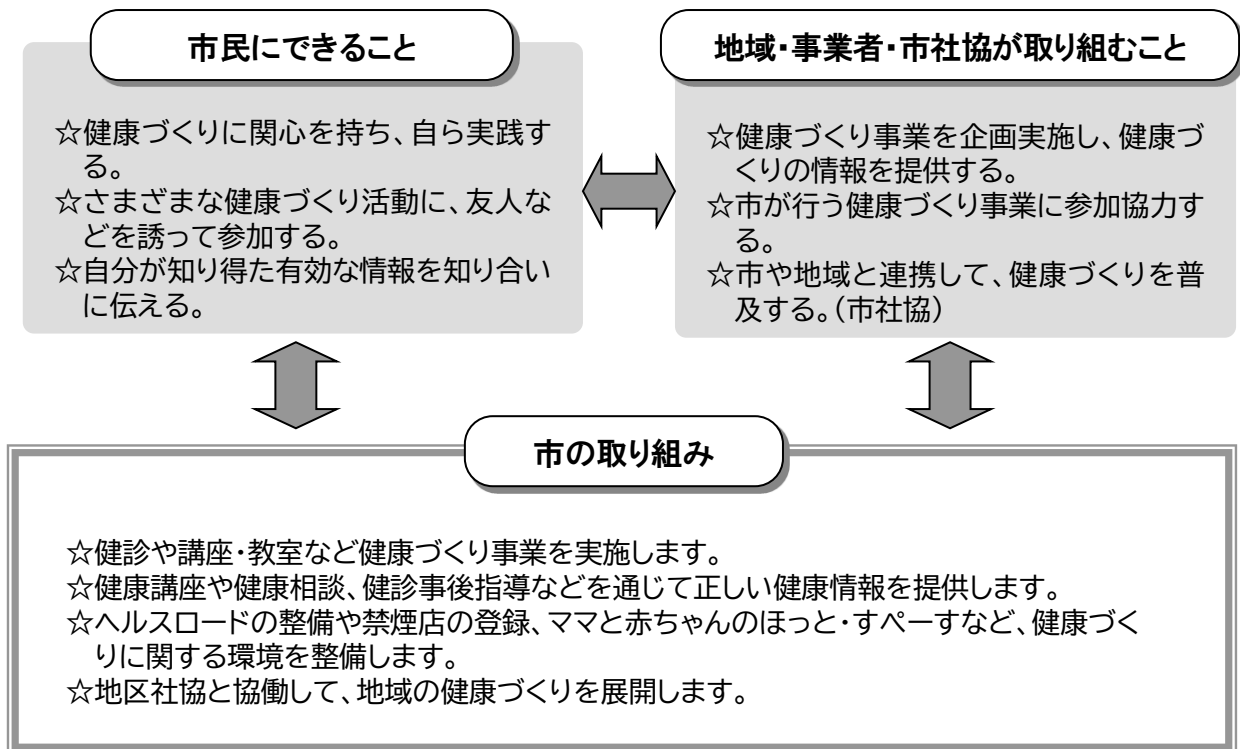
課 題

- ・ 閉じこもり等の状況にあり、孤立しやすい方の把握やかかわりが必要となっています。
- ・ 地域で健康づくりを進めていく人材の活用や周知が不十分です。

施 策 の 展 開 方 向

- ・ 地域で健康づくりを進めるためには、手軽に取り組み、継続できる健康づくりの方法や指導できる人材などの情報提供が必要です。牛久市では、健康づくりの意識付けを行うため、楽しく、無理なく、安全に行えるさまざまな健康づくりの情報を提供します。これにより、一人ひとりが健康づくりに関する意識を高め、実践できるようにします。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
61	ヘルスロードの整備	市内9コースあるヘルスロードを整備し、気軽にウォーキングを行える環境をつくります。	健康づくり推進課
62 (新)	保健事業と介護予防等の一体的な実施	保健・医療・介護・福祉の各種データに基づき、生活習慣病等の重症化予防及び心身機能の維持を図ります。	医療年金課 健康づくり推進課 高齢福祉課
63	ママと赤ちゃんのほっと・すぱーす	市内公共施設等に赤ちゃん和妈妈が利用できる授乳スペースやオムツ交換場所を設置しています。	健康づくり推進課
64	空気もきれいなお店登録事業	受動喫煙防止のため、禁煙店を登録し広報しています。	健康づくり推進課
65	健康ウォークの開催	健康ウォークを開催し、ウォーキングを通して健康について考え、仲間と交流する機会を設けます。	健康づくり推進課
66	健康づくり事業の実施	各種健診の実施、個別の結果に合わせた相談、テーマ別の講演会、健康教室等を実施しています。	健康づくり推進課

施策の展開② 子育てしやすい地域をつくります

現状

子育て世代が安心して子育てし、充実した生活が実現できるよう、さまざまな子育て支援の仕組みがあります。子育て広場(常設3箇所、出張3箇所)のほか、地域の子育てサロンで未就学児と保護者同士の交流事業を行っています。

保育園では、地域子育て支援拠点事業として、子育て中の親子の交流事業、保育園開放事業、一時預かり保育などさまざまな事業を行っています。

多くの未就学児と保護者が地域との交流を行っていますが、その一方で、既存の輪の中に入りにくいと感じて孤立している保護者の方もいます。

また、公立および私立保育園や子育て広場、ファミリーサポートセンターにおける一時預かり保育により、緊急的に家庭保育が困難になったときだけでなく、リフレッシュしたい時も利用することができます。

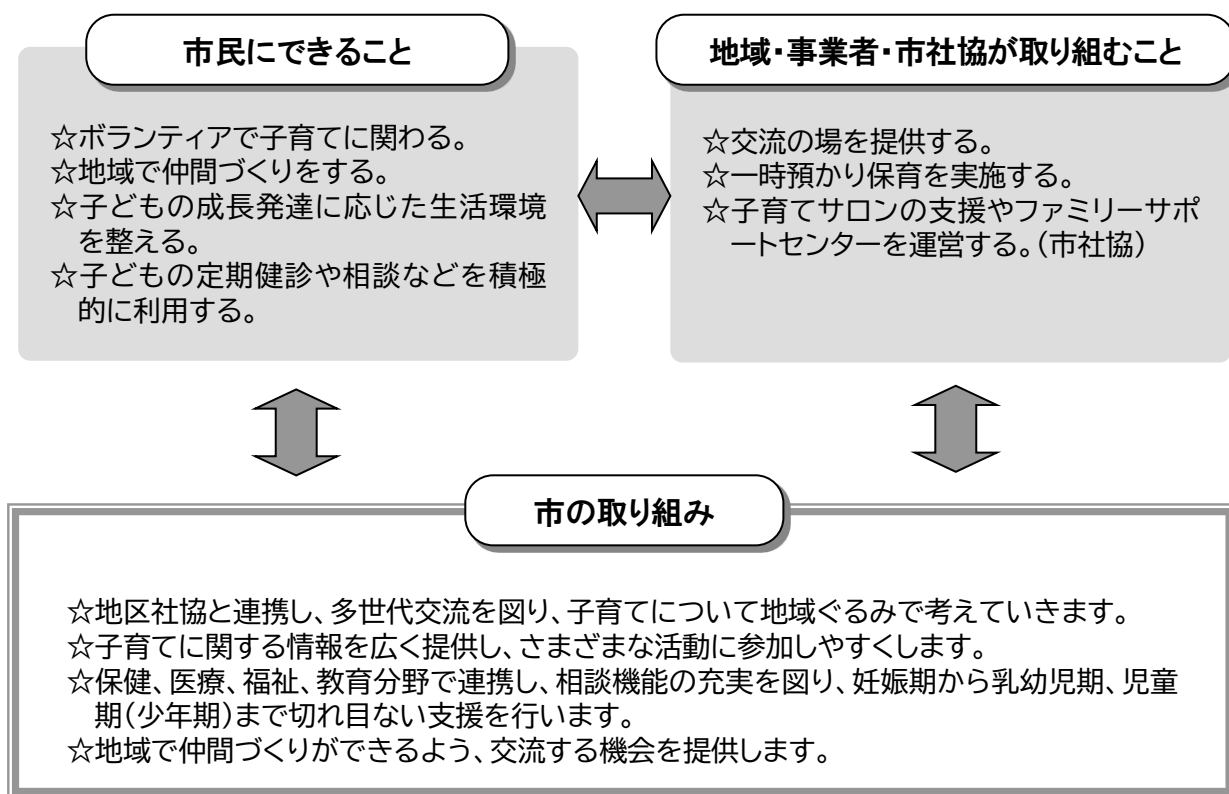
課題

- ・子育てについて多世代及び地域ぐるみで関われる仕組みづくりが必要です。
- ・家庭で保育をしている世帯が安心して子どもを預けられる環境づくりが必要です。
- ・より多くの人に参加できる交流事業や子育て支援事業を実施する必要があります。

施策の展開方向

- ・核家族化が進み、主に在宅で子育てをしている世帯にとって、子育て広場や子育て支援センターは、重要な役割を担っています。今後も、身近な地域で気軽に、子どもや保護者の交流、情報交換、子育て相談ができるような体制を整えていきます。
- ・保健センターは、子どもを健やかに産み育てるため、健康診査や相談、教室など、子どもとその家族が、継続的に利用する行政機関です。妊娠・出産・育児を通して、地域とのつながりを深めていくために、各種教室や交流会を企画し、福祉や教育分野と連携し、地区の資源を生かしながら、一体となってきめ細かく家族を応援していきます。
- ・一時預かり保育に対する需要の拡大や多様化するニーズに対応できるよう、受け入れ体制の拡充に努めます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
67	一時預かり保育の実施	公立・私立保育園、子育て広場およびファミリーサポートセンターでの一時預かり保育を実施しています。	こども家庭課 保育課
68	公立保育園における交流事業の実施	保育園開放事業や子育て中の親子の交流事業を実施します。	保育課
69	子育て広場の運営	就学前の子どもとその保護者の交流の場として、常設3箇所、出張3箇所の計6箇所の子育て広場を運営しています。	こども家庭課
70	子育て支援拠点事業	事業を実施している私立保育園へ補助金交付を行います。	保育課
71	市民への情報提供	子育て支援に関する情報を多様な媒体を使って、お知らせしています。	こども家庭課 保育課
72	公設児童クラブの運営	市内の全小・義務教育学校(計8校)で、放課後の時間帯に仕事をしているなどにより保護者がいない児童を対象に、児童クラブを運営しています。	教育企画課

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
73	子どもの成長発育の確認・支援	赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査、離乳食教室、歯ッピー相談、プレママ&マミーズサロン、子育て相談等を行います。	健康づくり推進課
74	地域で仲間づくりができる交流機会の提供	育児サークル支援で仲間づくりを支援します。	健康づくり推進課
75	妊産婦の健康づくり	母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査の助成、「妊産婦と家族のためのHAPPY マタニティ講座」や産後ケア等により妊産婦およびその家族を支援します。	健康づくり推進課





施策の展開③ 障がいのある人が暮らしやすい地域をつくります

現状

障がいのある人もない人も、その人らしく、だれもが安心して暮らせるまちをつくり、ノーマライゼーションの実現を図るためには、市民一人ひとりが障がい特性を理解し、同じ地域で共に暮らす仲間であるという意識の醸成が必要です。その上で、就労へ向けた訓練やヘルパーを利用しての外出など、障がい者が社会参加できるような仕組みづくりが大切です。しかしながら、障がいに対する理解不足などにより、トラブルになることがあります。また、年代ごとにサービス体系が異なるため、継続的な支援に難しさがあります。

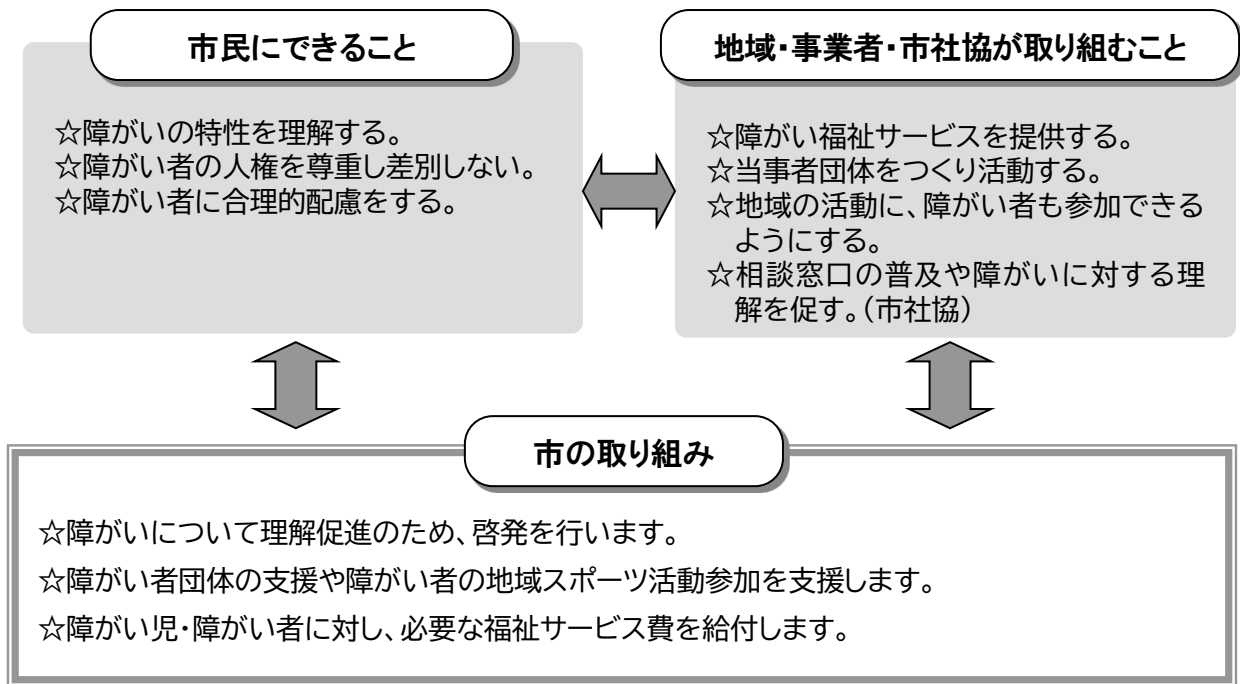
課題

- ・ ライフステージが変わっても一貫して支援できる仕組みづくりが必要です。
- ・ 障がいのある人や家族の高齢化に対応できる相談・支援の仕組みが必要です。
- ・ 地域住民の障がいに対する理解促進のための仕組みづくりが必要です。

施策の展開方向

- ・ 障がい福祉サービスの仕組みは、未就学期、学齢期、成人期、高齢期の4つの時期で大きく変わります。積み上げてきた本人や家族の思い、支援の成果等をスムーズに次の段階の支援に移行し、本人の成長や生活の安定につなげられるように、市では関連機関と連携して移行時の取り組みを進めていきます。
- ・ 障がい者本人や家族の高齢化に伴う家族全体への支援が必要な場合には、民間の障がい福祉事業所の相談支援専門員や介護保険事業所のケアマネジャー、個別ケースごとの関係者・関係機関と連携し、家族全体への支援に取り組んでいきます。
- ・ 市民に対し、障がい者や障がい特性についての啓発を続けることにより、障がい者への理解が広がり、深まるように、牛久市障害者連合会をはじめとした当事者団体、また関連機関と連携して取り組みを進めていきます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
76	自立支援医療の給付	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。	社会福祉課
77	障がい者の地域活動を支援する	当事者団体の支援、当事者の地域スポーツ活動参加を支援します。	社会福祉課 市社会福祉協議会
78	障がい福祉サービス費給付	通所や入所による障がい福祉サービスを利用できるようにしています。	社会福祉課
79	障害者自立支援協議会を開催する	障がい者・障がい児等への支援体制の整備を図ることを目的に、自立支援協議会の開催・運営を行います。	社会福祉課
80	地域生活支援事業の実施	障がいのある人が地域生活を円滑に送るために必要な相談、日常生活用具の給付、外出時の移動支援等を行います。	社会福祉課
81	補装具の給付	障がいのある方が日常生活を送る上で必要な移動等の確保、就労の場面における効率の向上を図ることや社会人としての自立生活するための素地を育成助長するため、必要な義肢、車いす、補聴器等の補装具を給付します。	社会福祉課

施策の展開④ 高齢者が暮らしやすい地域をつくります

現 状

高齢者がいきいき暮らせるまちを目指している牛久市では、年々健康な高齢者が増えています。高齢者の健康維持と体力アップを目指し、市の元気教室や介護予防事業のほか、地域独自の健康づくりへの取り組みが行われています。

一方で、高齢者のみの世帯や、一人暮らし高齢者が増加しています。さまざまな理由から自宅に閉じこもりがちの方もいます。介護や地域での見守りが必要となった場合も、安心して暮らせるよう、支援の仕組みを整えています。高齢者支援の取り組みでは、地域の協力者が必要不可欠です。

課 題

- ・地域で閉じこもっている方や、孤立しやすい方の実態把握や、これらの方への関わりが必要です。
- ・地域で健康づくりを進めていく人材の発掘・活用をする仕組みが必要です。

施 策 の 展 開 方 向

1)介護予防を進めます

牛久市では、うしくかっぱつ体操やシルバーリハビリ体操を地域に広めています。これらを行政区やサロンで開催できるように、行政区の役員や地域のみなさん、うしくかっぱつ体操普及員、シルバーリハビリ体操指導士と協働して進めます。

さらに、うしくかっぱつ体操普及員養成講座、シルバーリハビリ体操3級指導士養成講座を定期的で開催し、地域で体操普及を進めています。

また、フレイル調査で虚弱な高齢者を把握し、必要な方には、電話や訪問による聞き取り調査をした上で、各介護予防教室(体力アップ教室、口腔教室、脳トレ教室等)を案内し、自らが健康を維持する意識を高め、介護予防を進めています。

2)高齢者の生活を支えます

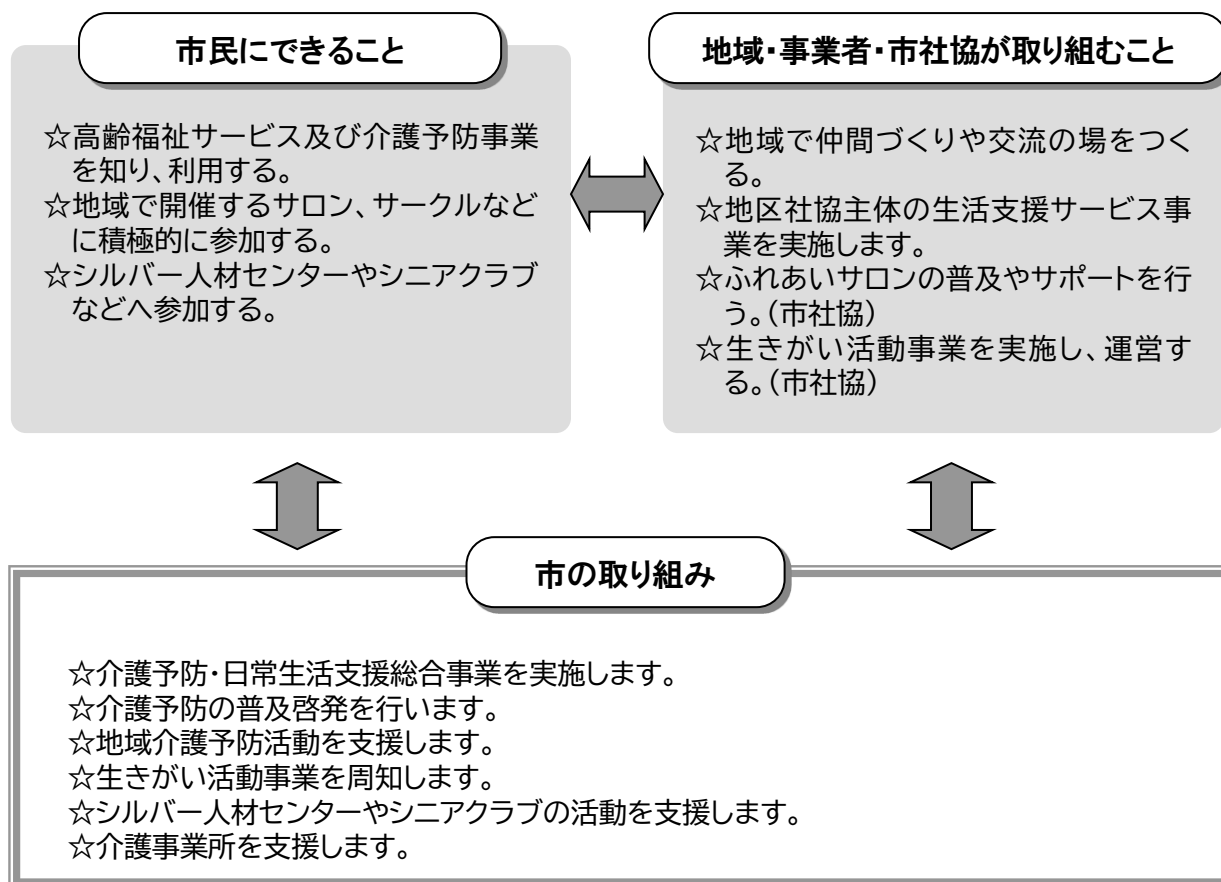
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が連携して、介護・医療・保健・福祉の様々な側面から高齢者の生活上の困りごとに対応できる体制の整備を進めます。

また、地域や各関係機関と連携しながら、高齢者の日常生活を支える地域づくりを進めていきます。

3)高齢者の生きがいを進めます

牛久市には、就労に関する事業「シルバー人材センター」、趣味や娯楽に関する活動「シニアクラブ」、地域での交流事業「ふれあいサロン」、各集会所を無償で開放する「たまり場」活動などの地域活動があります。これらの組織では、これまでの経験を生かした地域貢献をしています。各組織を広くお知らせし、利用を広げることで、高齢者の生きがいを進め、社会参加活動を応援します。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
82	介護予防・日常生活支援総合事業	施設を利用しての体力アップ教室を実施します。	健康づくり推進課 高齢福祉課
83	介護予防対象者の把握事業	65歳以上の方に小学校区ごとにフレイル調査を実施します。必要な方には、電話や訪問による聞き取り調査をした上で、各介護予防教室（体力アップ教室、口腔教室、脳トレ教室等）や介護サービスをご案内します。	健康づくり推進課
84	介護予防普及啓発事業	口腔教室や認知症予防教室、脳トレ教室等を実施します。	健康づくり推進課
85	地域介護予防活動支援	地域で健康づくりを広げる中核となる、うしくかっぱ体操普及員やシルバーリハビリ体操指導士・認知症予防リーダーの養成・支援を行います。	健康づくり推進課

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
86	地域ケア会議の実施	医療、介護等の多職種が協働して個別ケース（困難事例等）の検討をすることで、①地域支援ネットワークの構築②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援③地域課題の把握等を行います。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
87	介護サービス給付	自宅や施設で、必要な支援を受けられるように、介護サービスの給付を行います。	高齢福祉課
88	生活支援体制整備事業の実施	生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発などを行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を図ります。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
89	地域包括支援センター	保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が連携して、高齢者の生活を支えるお手伝いをします。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
90	認知症初期集中支援事業	認知症が疑われる方や認知症の方とその家族に早期に関わり、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、「認知症初期集中支援チーム」により、早期診断・早期対応に向けた支援体制をつくっていきます。	高齢福祉課 市社会福祉協議会



施策の展開⑤ 地域の外国人を支えます

現 状

市内には1,413人(令和3年10月末日現在)の外国人が住民登録しています。市では牛久市国際交流協会を通じて外国人のための日本語教室を開催し、市内在住外国人が地域社会で円滑に生活できるよう支援をしています。また、市民の多文化理解の促進に資するよう、外国人講師等を招いた国際理解教育講座を開催しています。

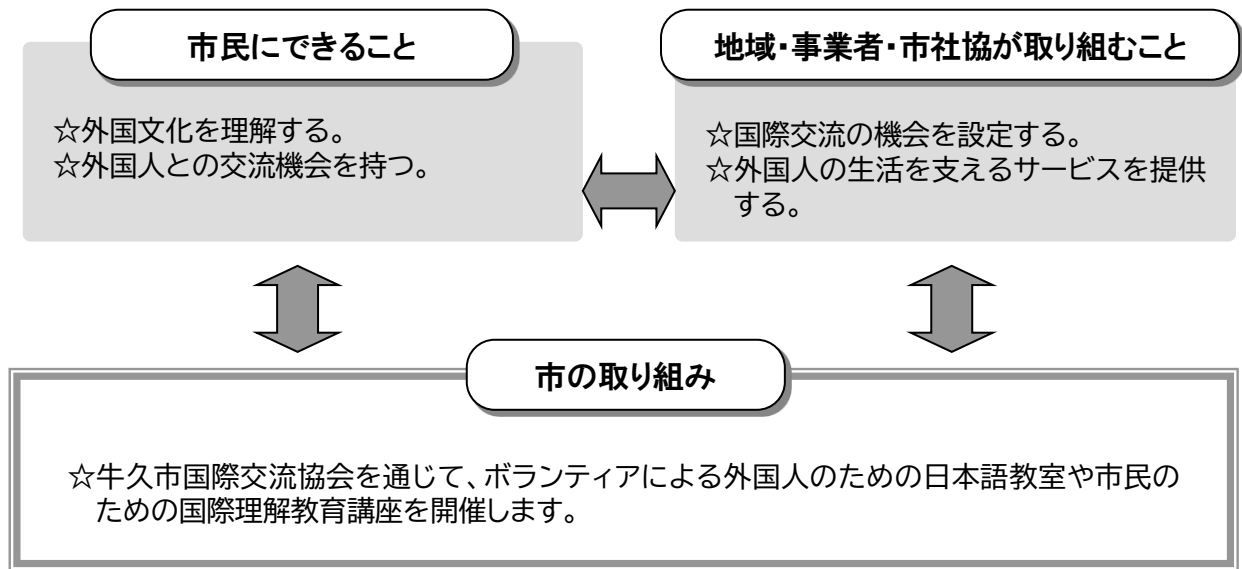
課 題

- ・継続した事業の取り組みと、国際交流に関わるボランティアの確保が必要です。

施 策 の 展 開 方 向

- ・市内在住外国人が地域社会でより安心して生活できるよう、牛久市国際交流協会の活動を支援し、日本語教室の開催や多文化共生に資する講座の開催を続けていくとともに、広く働きかけを行い、国際交流活動の担い手確保に努めます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
91	牛久市の国際交流を推進する	市内在住外国人がより円滑に地域社会で生活できるよう、牛久市国際交流協会を通じた日本語教室の開催による日本語や日本文化の習得を支援するとともに、国際理解教育講座や世界家庭料理の会を開催し、市民の多文化理解の促進に向けた取り組みを行っています。	市民活動課

施策の展開⑥ 地域の生活困窮者の自立を支援します

現 状

高齢者だけでなく、若い世代の生活困窮世帯が増加しています。経済的困窮に至る背景には、就労の状況に加え、心身の状況や家庭内の問題、地域社会からの孤立など、複数の課題を抱えていることが少なくありません。また、若い世代で生活保護を受けている世帯も増加しており、早期の就労支援や子供が十分な教育を受けるための環境づくりなど、様々な支援が必要になっています。

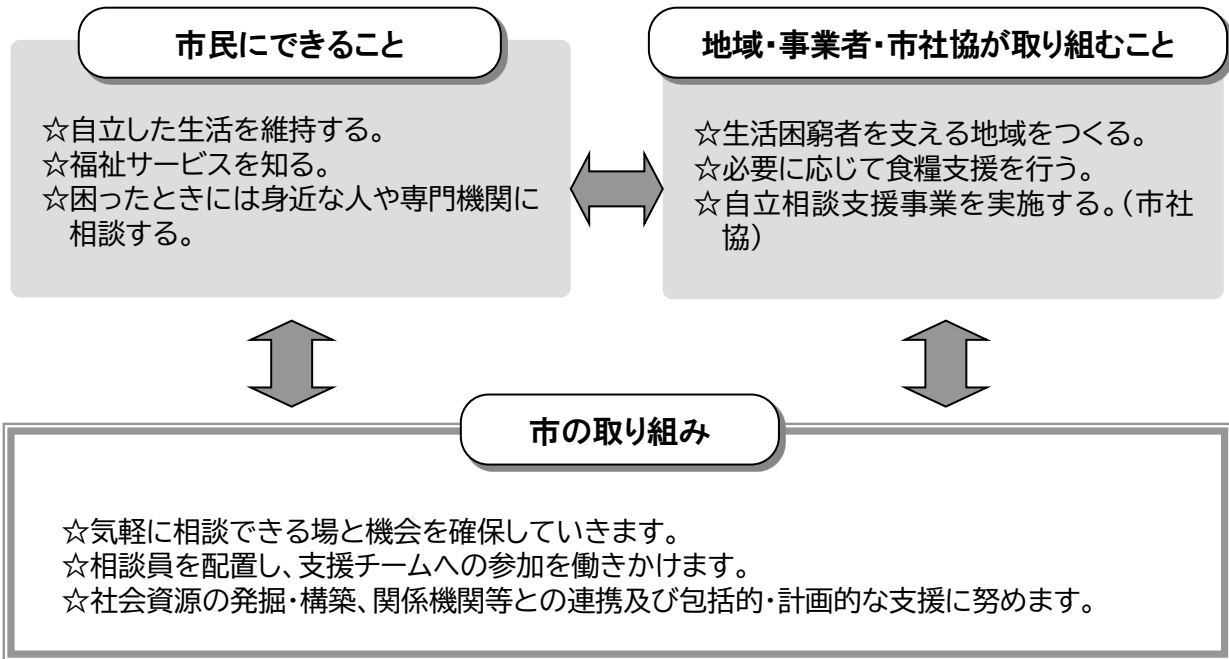
課 題

- ・複数の課題を抱えた世帯に適切な支援をするために、関係機関の連携が必要です。
- ・生活困窮世帯に対して総合的な相談支援を行う生活支援・相談センターが市社会福祉協議会内に置かれていますが、広く知られるためのアピールが必要です。

施 策 の 展 開 方 向

- ・生活困窮者の自立と尊厳の確保、および生活困窮者自立支援を通じた地域づくりを目標とします。
- ・生活困窮者が抱える経済的困窮をはじめ、心身の状況や家庭内の問題、地域社会からの孤立など、複数の課題に対し、総合的な相談体制のもと、必要な情報提供や助言など、適切かつ効果的な支援を行って、生活困窮者の自立を促進します。
- ・失業、多重債務、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退、障がいがあると思われる矯正施設出所者など、これまで制度の狭間で問題や課題を抱えていた人に対しても、総合的な相談体制のもと、自立に向けた支援を行います。
- ・様々な問題・課題に対応できるよう、地域の社会資源を発掘・連携するとともに、必要な社会資源が不足していれば新たに構築するなど、新しい形の地域づくりを図ります。
- ・最後のセーフティネットである生活保護制度と連携しながら、生活困窮世帯の支援に取り組みます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
92	フードバンクとの連携	フードバンクと連携して、生活にお困りの世帯への食糧支援を行います。	社会福祉課 市社会福祉協議会
93	学習支援	「放課後カップ塾」において、平日の放課後に児童生徒の学習支援を行います。	生涯学習課
94	自立相談支援事業	生活にお困りの世帯から相談を受け、情報提供や助言、支援計画の作成など、包括的にさまざまな支援を行います。また、関係機関との連携により、家計改善を図ったり、就労に向けた支援を行います。	社会福祉課 市社会福祉協議会
95	就学援助	小中学校または中等教育学校前期課程に在学する児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費などの学校に係る費用の一部を援助します。	学校教育課
96	住居確保給付金	住居を失ったり、失う恐れのある人に対し、住宅費の支援を行います。	社会福祉課 市社会福祉協議会
97	奨学金	経済的に困窮している世帯の高校進学を希望する生徒に対し支給します。また、小中学校に在学する児童生徒の交通災害遺児等に奨学金を支給します。	教育企画課

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境をつくります

基本施策1 暮らしやすい生活空間を整えます

施策の展開① 安全・安心な暮らしづくりを進めます

現状

だれもが住みやすいまちをつくるためには、だれもが声を掛け合える、困ったときには相談できる人が身近にいるという、住民交流が大切です。市内では小学校の通学路を「あいさつ通り」として地域の方と小学生が登下校の際にあいさつをする通りを設ける、地域で催しを行う際に一人暮らしの方へは地域の有志が個別に訪問して案内する等が行われています。

また、だれもが使いやすい生活空間として、バリアフリーに配慮した公共施設、公園、駅前整備、公共交通、福祉住宅の整備等を進めています。

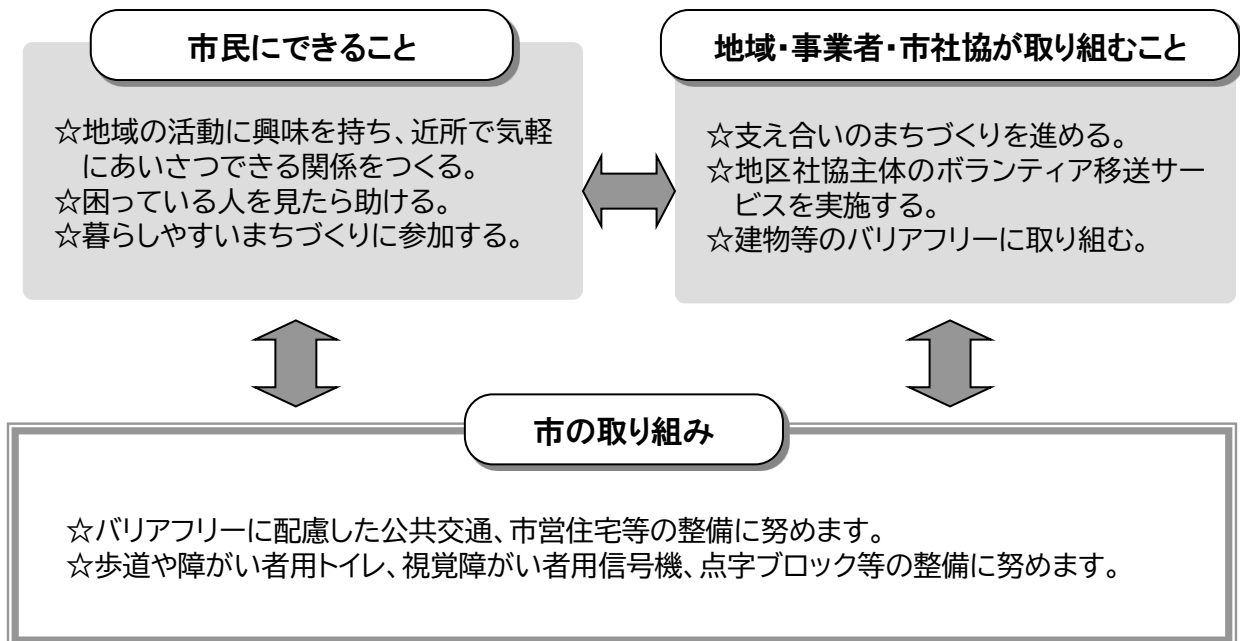
課題

- ・地域にはさまざまなアイデアを持つ人がおり、これを活かして身近な生活圏域をより暮らしやすくするための取り組みが必要です。
- ・子どもやシニア世代が気軽に行き来できる範囲をひとつの生活圏域として、徒歩や自転車・公共交通機関を用いて、生活に必要な機能を集約した拠点に集えるようなコンパクトな都市整備が求められています。

施策の展開方向

- ・住民相互の支え合いをもとにした小学校区ごとの「地区社会福祉協議会」の活動を支援し、同じ小学校区内の行政区の交流を図ることにより、住民活動の充実を図ります。
- ・地域の生活拠点と中心市街地を結ぶ公共交通の利便性向上に努める必要があります。
- ・コミュニティバス「かっぱ号」の運行については、市民の声を聞きながら運行ルートや時刻の検討を行います。また、朝夕の「通勤ライナー」の運行により駅前広場の渋滞緩和を図ります。
- ・高齢者や障がいのある人、運転免許を持たない人への生活支援と生活圏の拡大・社会参加促進を図るため、乗合タクシー「うしタク」を運行するとともに、地域の移送サービスの支援、路線バスやタクシーの利用促進、福祉有償運送利用の促進を図ります。
- ・市営住宅は、低所得者、高齢者、障がいのある人及びひとり親家庭などが入居しやすい福祉住宅として整備を進めています。また、バリアフリー化していない住宅については、改修の際、床の段差解消、及び手すりの設置など住環境の整備を進めます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
98	コミュニティバスかっぱ号の運行	民間バス路線の空白地域で、住民の移動手段を確保するためにコミュニティバスを運行しています。	政策企画課 (公共交通対策室)
99	地区社協ボランティア移送サービスの支援	地区社会福祉協議会が実施するボランティアによる地域住民の移送サービスを支援します。	政策企画課 (公共交通対策室) 市社会福祉協議会
100 (新)	乗合タクシーうしタクの運用	市内全域を対象に、高齢者や運転免許を持たない交通弱者等の移動手段を確保するとともに交通不便地域の解消を図るために乗合タクシーを運用しています。	政策企画課 (公共交通対策室)
101	バリアフリー住宅の整備費助成	重度の障がいのある人が日常生活を容易にするため、自宅の玄関、台所、浴室、便所等のリフォームに対し、助成を行っています。	社会福祉課
102	市営住宅	低額所得者の生活の安定を図るため、市営住宅の運営を行います。	建築住宅課
103	重度障がい者の移動支援	単独での移動が困難な方に対し、外出先への送迎を行っています。	社会福祉課
104	福祉センター巡回バスの運行	福祉センター利用者の移動手段を確保するため、市内で巡回バスを運行しています。	政策企画課 (公共交通対策室)

施策の展開② 食の地産地消を進めます

現状

市営青果市場で月に 1 回開催される「とくとく市」は、毎回多くの来場者で賑わい、農家が対面販売する新鮮な農産物が人気です。米のオーナー制やグリーンツーリズムなど、市民に農業を楽しんでもらう体験型も人気があります。自分で農作物を育ててみたい市民向けに、元気農園(市民農園)が9箇所開設されており、活況を呈しています。

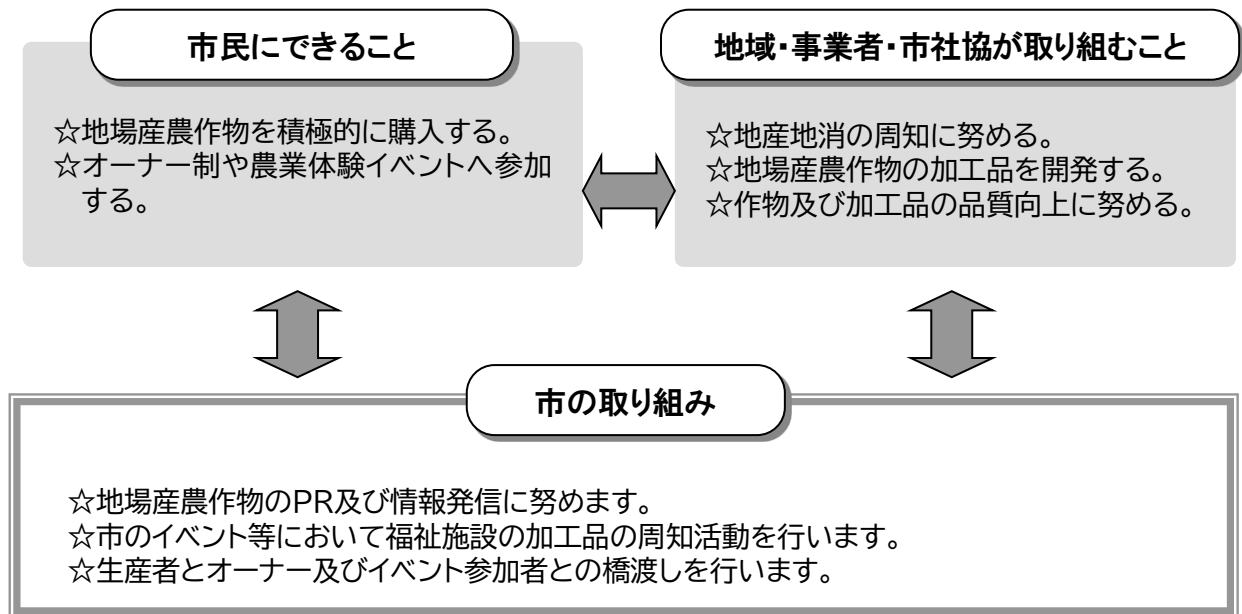
課題

- ・とくとく市やオーナー制度は、リピーター率が高いので、取り組みの良さを知ってもらい、さらに新たな来場者やオーナーを増やしていく必要があります。
- ・家庭菜園に興味がある市民の要望があるとき、元気農園の新たな開設が求められます。

施策の展開方向

- ・とくとく市は、新鮮な農作物が購入でき、農家と消費者との交流ができる貴重な場となっているので、今後も継続して地産地消推進に努めます。
- ・オーナー制やグリーンツーリズムも食農交流と地産地消推進の一環として、一層の充実を図ります。
- ・元気農園の参加者も広い意味で農業の担い手と捉え、適正な管理に努めます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
105	市民参加型の地産地消	市民参加型の地産地消として、うしく河童米のオーナー制、グリーンツーリズム、元気農園等の取り組みを行います。	農業政策課
106	地域における地産地消	農家と消費者との交流及び地場産農作物PRの場として「とくとく市」を月1回開催します。	農業政策課 (青果市場)

施策の展開③ ごみの減量・再利用・再資源化を進めます

現 状

家庭から出る廃棄物の中には、再利用や再資源化可能なものが多く含まれています。このため、ごみの分別による資源物回収のほか、行政区・子ども会・シニアクラブなどにより新聞・ビン・缶などの資源物回収を行っています。地域で資源物回収を行った場合には、市補助金を交付してこの活動を支援することで、地域主体のごみの減量・再資源化を図っています。

また、きれいな水資源を確保するためには、家庭から出る排水をなるべく環境にやさしくする必要があります。このため、牛久市家庭排水浄化推進協議会を通じて、家庭から出る廃食用油の回収や、生活排水の汚濁負荷の軽減を目的とした啓発活動・イベント活動を展開しています。

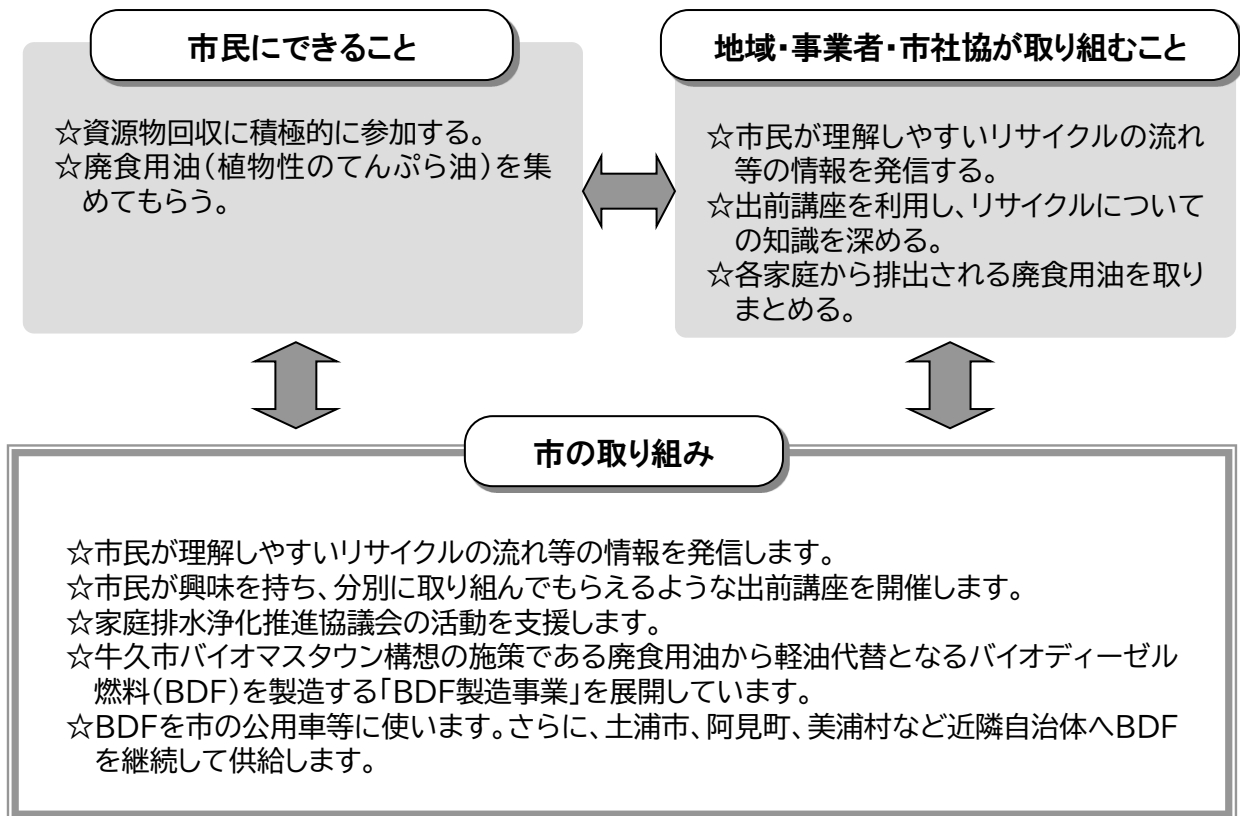
課 題

- ・資源物回収について、子ども会の参加団体数が減少傾向にあります。また、活動に参加している団体では役員の負担が大きく、各団体で活動を継続するための人材確保が必要です。
- ・廃食用油回収は、地域によって取り組み方に温度差があり、市内全体で取り組むことが必要です。

施 策 の 展 開 方 向

- ・ごみの減量・資源化の重要性を伝え、市民一人ひとりが意識を持ち、地域全体でリサイクルを推進していけるような啓発を行っていきます。
- ・水質浄化を進めるために、廃食用油回収の拡大や家庭排水の適正処理について、市民一人ひとりが実施するよう啓発活動、イベント活動を継続して行っていきます。また、関係機関と連携し、水質浄化対策の先進施設等の視察及び研修を行い、認識を深めてまいります。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
107	家庭排水浄化推進協議会の活動を支援する	家庭排水浄化推進協議会は廃食用油を回収し、バイオマス資源の利活用を推進するとともに、「霞ヶ浦の日」水質浄化キャンペーン、うしくみらいエコフェスタ、牛久沼のうなぎ放流事業や自然観察会等のイベントにおいて、家庭排水の適正化及び霞ヶ浦や牛久沼の水質浄化の啓発に取り組んでいるため、市の補助金を交付します。	環境政策課
108	行政区リサイクル事業に補助する	回収した資源物の重量に応じ1kgにつき、5円の補助金を交付します。	廃棄物対策課
109	資源物回収事業に補助する	年2回以上資源物の回収を実施した団体に1万円を交付し、さらに回収した資源物を売却した額の2分の1を交付します。	廃棄物対策課

施策の展開④ 空地・空家・耕作放棄地などの適正管理や活用を進めます

現状

ひたち野うしく地区への流入人口増により、牛久市の人口は増加しているように見えますが、高齢化の進む牛久駅周辺の市街地や農村部を含む全体では人口が減少しています。

市内における空家の状況は、平成30年度住宅・土地統計調査によると、牛久市全域で潜在的な空家が約 4,220 件あるとの結果でした。市に寄せられた管理不全空家の情報は、令和3年9月末時点で 701 件あります。これらの空家には市から所有者等に対して、情報提供、助言及び指導を行っており、633件が管理・改善・一部改善されています。

市では平成 19 年から耕作放棄地の再生を進め、市内5地区で計約 30 ヘクタールの耕作放棄地が農地として再生されました。今後、未然に防ぐよう努めていきます。

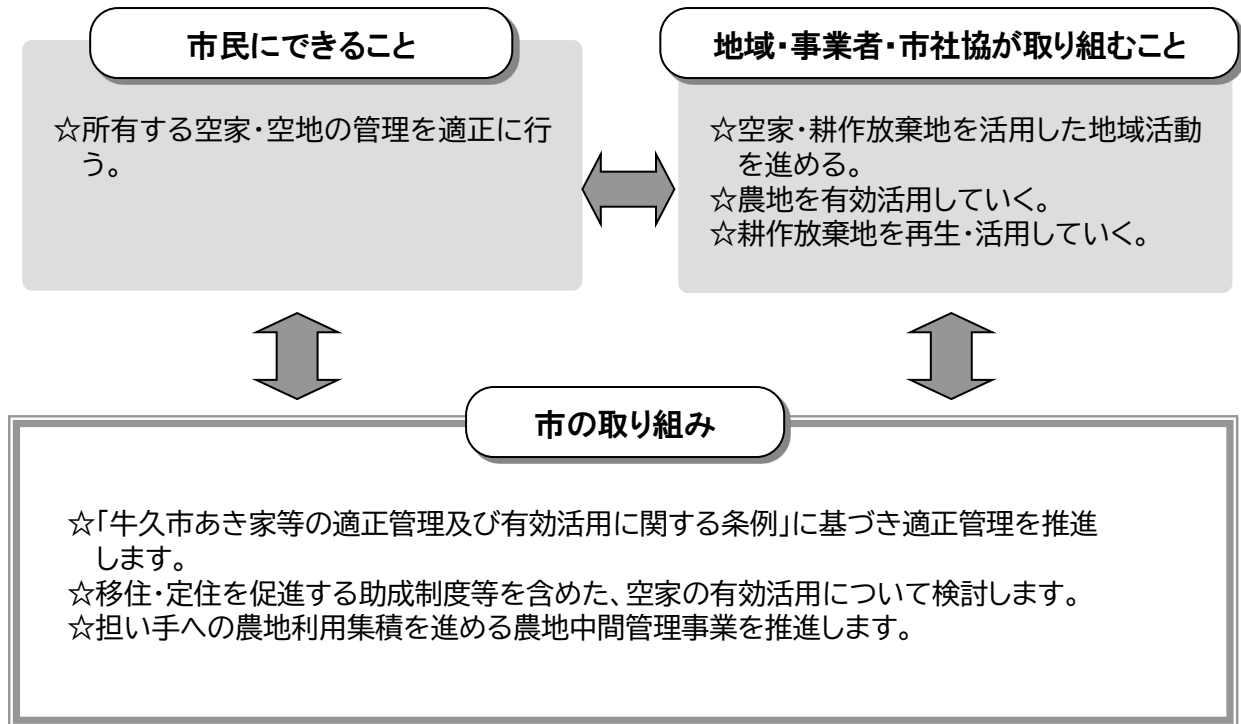
課題

- ・ 高齢化の進展とともに、空家が増加しており、その中には適正な管理ができていないものもあります。
- ・ 担い手への農地利用集積を進め、耕作放棄地の未然防止を図る必要があります。

施策の展開方向

- ・ 平成 28 年9月に空家等対策協議会を設置し、平成 29 年8月に市の取り組むべき方向性や基本的な考え方等を示した空家等対策計画を策定しました。今後も計画に基づき、移住・定住を促進する助成制度等を含めた、空家等の適正管理や有効活用の促進、また、空家等になる前の総合的な対策を推進します。
- ・ 担い手への農地利用集積を進める農地中間管理事業を推進します。
- ・ 農業委員会と連携を図りながら、耕作放棄地の情報収集に努め、関連事業の働きかけを行います。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
110	空家等対策協議会の設置・運営	空家等対策計画の作成及び変更に関する協議を行うほか、特定空家等に対する措置を講ずるに当たって参考となる、特定空家等に該当するか否かの判断の基準、立入調査等の方針、特定空家等への措置の方針などに関する協議を行うための場として運営いたします。	空家対策課
111	空家等対策の実施	空家等の現状調査、空家等対策計画に基づく管理不全空家対策の実施、移住・定住を促進する助成制度等を含めた、空家等の有効活用の検討、空家・空地バンクの運営、潜在空家等の対策・検討を進めます。	空家対策課

施策の展開⑤ 防災対策を進めます

現状

災害発生時の支援を円滑に行うためには、普段から顔の見える関係づくり、地域での防災意識の醸成が大切です。しかし、地域内での人間関係の希薄化が進む中では、こうした関係づくりは難しくなっています。

また、東日本大震災から令和3年3月で10年が経過し、市民一人ひとりの防災意識が薄れてきています。

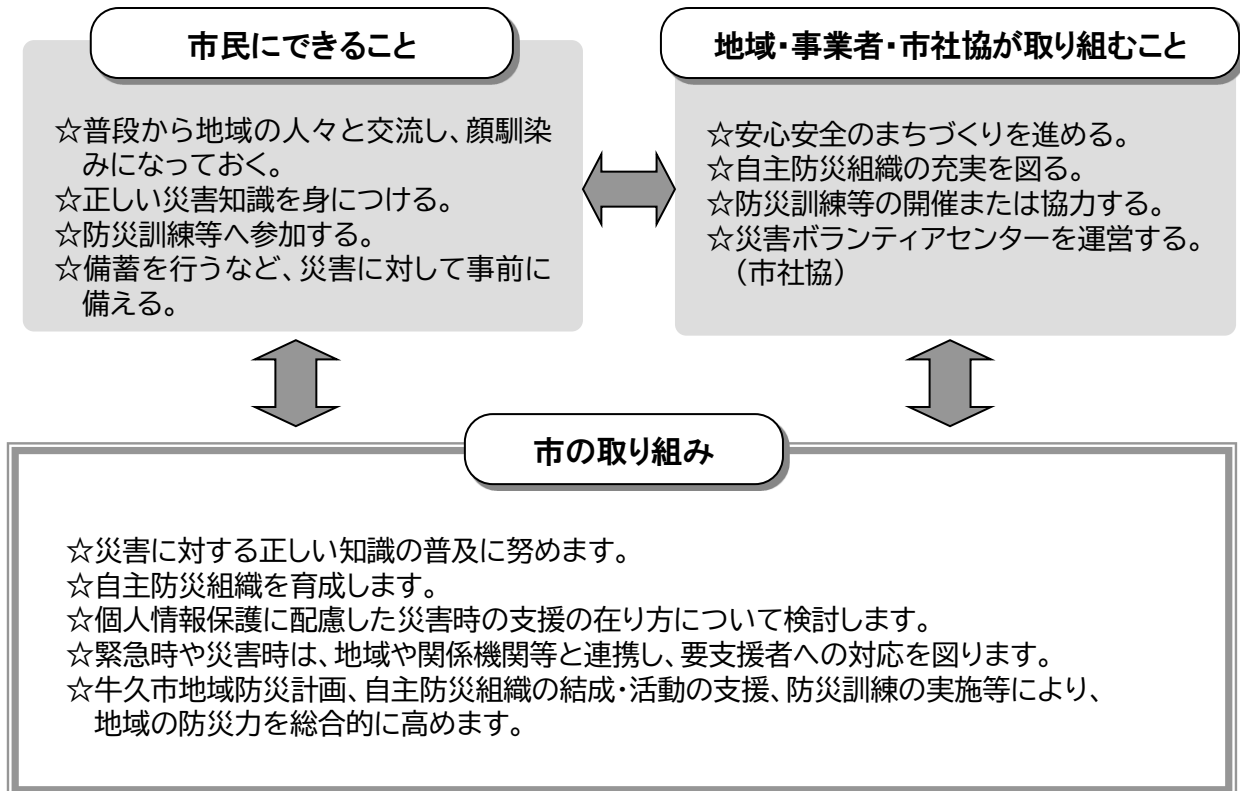
課題

- ・ 普段から地域での関係づくりを充実させていく必要があります。
- ・ 災害に対する正しい知識の普及が必要です。
- ・ 自分の地域の危険性を認識しておく必要があります。
- ・ 地域と関係機関との連携を強化し、災害初期の対応力を強くする必要があります。
- ・ 災害時などに備え、自主防災会等と連携し、要支援者にも対応した避難体制をつくる必要があります。

施策の展開方向

- ・ 支援が必要な人を地域で把握し、有事の際に適切に行動できる地域づくりを進めます。
- ・ 災害に対する正しい知識を伝え、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。
- ・ 各家庭での防災対策をはじめ、自主防災組織の結成や活動の推進、消防団への加入促進など、防災意識の高揚と防災対策の充実を図り、災害に強い地域づくりを進めます。
- ・ 災害時に支援が必要な方への支援計画（避難行動要支援者計画）の作成にむけ、協議の場の設置を進めます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
112	自主防災組織の育成	自主防災組織の結成を促進するとともにその活動を支援します。	防災課
113	地域防災計画の策定・改定	牛久市地域防災計画（風水害対策計画編・地震災害対策計画編）の策定・改定作業を進めます。	防災課
114	避難所開設・運営訓練の実施	地域住民の自治による避難所運営を目指した各避難所での訓練を実施します。	防災課

施策の展開⑥ 防犯と交通安全のまちづくりを進めます

現状

電話を使った詐欺、窃盗等の犯罪が起きると、安心して暮らす環境が脅かされます。交通事故では、当事者だけでなく家族の生活環境が一変してしまうことも少なくありません。安心して安全に地域で暮らし続けるためには、防犯や事故防止に対して日々取り組むことが重要です。市では、防犯のために地域のボランティアの方々と連携して、各小学校の下校時間帯に防犯パトロールを行っているほか、夜間における事故や犯罪の発生を抑止するため、防犯灯の設置を進めています。地域の自主防犯組織では独自に地区内のパトロールを行っています。また、交通事故防止のために、見通しの悪い丁字路へのカーブミラー設置や危険箇所への「スピード落とせ」などの路面標示の実施、地域の関係団体に加え小中学校・幼稚園・保育園・シニアクラブ等と連携して交通安全教室や防犯教室を開くなど交通安全と防犯のまちづくりの取り組みを行っています。

他方では犯罪をした者等への社会復帰を支援し、再犯を防止する取り組みも重要になってきます。

本市には、法務省が所管する茨城農芸学院(少年院)が所在しており、行事への参加などを通じて、少年の再非行防止に向けた取り組みに協力しています。

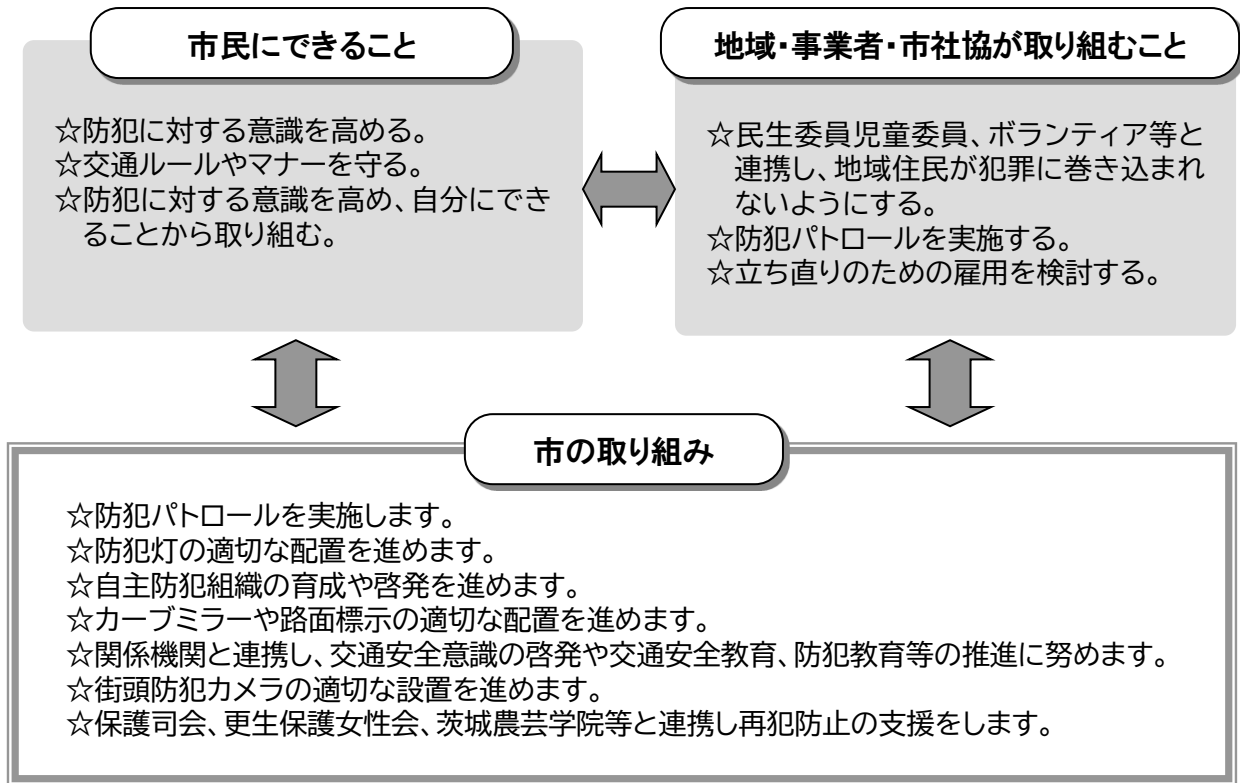
課題

- ・地域住民の防犯意識を高めることが課題です。
- ・交通ルールやマナーを遵守するという意識づけが、今以上に必要です。
- ・地域住民による自主的な防犯パトロールや見守り活動の実施や、交通安全・防犯教室への積極的な参加が必要です。
- ・地域一体となり犯罪をした者等への社会復帰を支援する仕組みづくりが必要です。

施策の展開方向

- ・市民、警察、行政が一体となって、防犯意識を高め、犯罪の起こらない地域づくりを進めます。
- ・交通安全意識の啓発や交通安全教育の充実を図るとともに、交通安全施設を整備して、交通死亡事故の無いまちづくりを進めます。
- ・市民、警察、行政が一体となって、自主防犯組織の育成や啓発を進め、犯罪のない明るい地域社会づくりを進めます。
- ・再犯を防止するため、社会復帰後に孤立しない地域づくりを進めます。

● 市民、地域、行政の役割 ●



◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
115	街頭防犯カメラの設置	市内の主要交差点に防犯カメラを整備・維持管理します。	地域安全課
116	交通安全活動の実施	交通安全団体と協力して、交通安全活動を実施します。	地域安全課
117	交通安全教育等の実施	交通安全教化員による交通安全教室、防犯教室等を開催します。	地域安全課
118	交通安全施設の整備	カーブミラーや路面標示などの交通安全施設を整備・維持管理します。	地域安全課
119	交通事故相談の開催	交通事故相談を市役所内で月2回開催します。	地域安全課
120	子どもの交通安全対策の充実	幼児2人同乗用自転車の購入を助成します。	地域安全課
121	地域安全パトロールの実施	青色パトカーによる防犯パトロールを実施します。	地域安全課
122	犯罪の未然防止のための啓発活動の実施	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について、地域住民の理解を促進します。	こども家庭課
123	防犯活動の実施	防犯団体と協力して、防犯活動を実施します。	地域安全課
124	防犯灯の整備	L E D防犯灯を整備・維持管理します。	地域安全課

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
125	社会を明るくする運動の啓発活動の実施	街頭広報活動や作文コンクール、広報紙への掲載等により、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を築くための広報活動を行います。	こども家庭課
126	青少年相談	市内のパトロールや店舗訪問、街頭キャンペーン等を行い、青少年の健全育成に努めます。	生涯学習課
127	薬物乱用防止	茨城県薬物乱用防止指導員竜ヶ崎地区協議会が行う薬物乱用相談や普及啓発活動を支援します。	健康づくり推進課

第 2 部 成年後見制度利用促進計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、まだ十分に利用されていないのが現状です。

平成 28 年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国ではこれまでの取り組みと、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 12 条第1項の規定に基づき、平成 29 年3月に成年後見制度利用促進基本計画を定めました。計画のポイントとして、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすいことの調和等の取り組みが求められています。

同計画では、市町村の役割として、地域連携ネットワークの整備・中核機関の設立・運営・相談体制、成年後見制度の利用の促進に関する事項の審議機関の設置等が明記されており、これを受けて本市では令和元年度に県内初となる成年後見制度の利用促進のため中核機関を設置しました。

こうした、地域における体制整備は、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めることとされており、今回「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定することといたしました。



- ①本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を明らかにするものです。
- ②本計画は、「牛久市第4次総合計画 第1期基本計画」の重要な柱である「すべての人が生き生きとした人生を送るまち」の方向性と対応する内容となっています。
- ③成年後見制度とは、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見があります。

(参考) 成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋

(国民の努力)

第7条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2. 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

成年後見制度の主な内容

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障害等の精神上の障がいにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）が法律的に本人を支援する制度です。成年後見制度は、精神上の障がいにより判断能力が十分でない方の保護を図りつつ自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション（障がいのある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会を作るという理念）の理念をその趣旨としています。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類に分かれます。

「任意後見制度」は、将来自分の判断能力が低下したときに、誰（任意後見受任者）に、どのような事務を委任するかを、本人にまだ判断能力があるうちに自ら事前の契約（任意後見契約）によって、公正証書において決めておく制度です。本人の判断能力が低下した後に、一定の申立人が家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任申立てを行い、選任後初めて任意後見受任者は任意後見人となり、任意後見契約の効力が発生します。その後任意後見人は、あらかじめ本人と事前に契約（任意後見契約）を結んでいた内容に基づいて本人を支援します。

「法定後見制度」は、精神上の障がいによって、本人の判断能力がすでに低下してしまっている場合に、一定の申立人が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、家庭裁判所が援助者（成年後見人等）を選任する制度です。法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型があり、判断能力を常に欠いている状態の方には成年後見人を、判断能力が著しく不十分な方には保佐人を、判断能力が不十分な方には補助人を裁判所が選任し、本人を支援します。

援助者（成年後見人等）は、身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認等）や財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続等）について、本人を代理したり、本人の行為に同意したり、本人が行った行為を取り消したりすることで、本人の権利を守ります。

成年後見制度

任意後見制度

「将来の不安に備えたい場合」

将来、判断能力が不十分になった時に備えて、「支援してほしい人」に「支援してほしい内容」を決めておき、将来、望んだとおりの支援を受けることができる制度です。

法定後見制度

「すでに判断能力が不十分な場合」

すでに判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任する制度です。

	任意後見制度	法定後見制度
成年後見人等の選任	本人が自分で選ぶ	家庭裁判所が選任する
支援の開始時期	元気なうちに契約締結。判断能力が不十分になった後、任意後見監督人が選任されてから開始	判断能力が不十分な段階で、成年後見人等が選任されてから開始
支援の内容	自分の意思で内容を決める	家庭裁判所が定める範囲で行う
成年後見人等の権限	取消権がない	取消権がある
成年後見人等の報酬	本人と受任者間で決める	家庭裁判所が決める

法定後見制度

	後見	保佐	補助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等		
援助する人	成年後見人	保佐人	補助人
申立時の本人同意	不要	不要	必要
【同意権】 成年後見人等の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（民法13条1項所定の行為の一部）
【取消権】 取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上
【代理権】 成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	

3 計画の期間

「牛久市成年後見制度利用促進計画」は、2022 年度(令和4年度)から 2027 年度(令和9年度)までの6か年を計画期間としていますが、法改正等の状況を踏まえ中間年である令和6年度に見直しを行います。

なお、計画期間中は、牛久市総合計画との整合性を図りながら、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

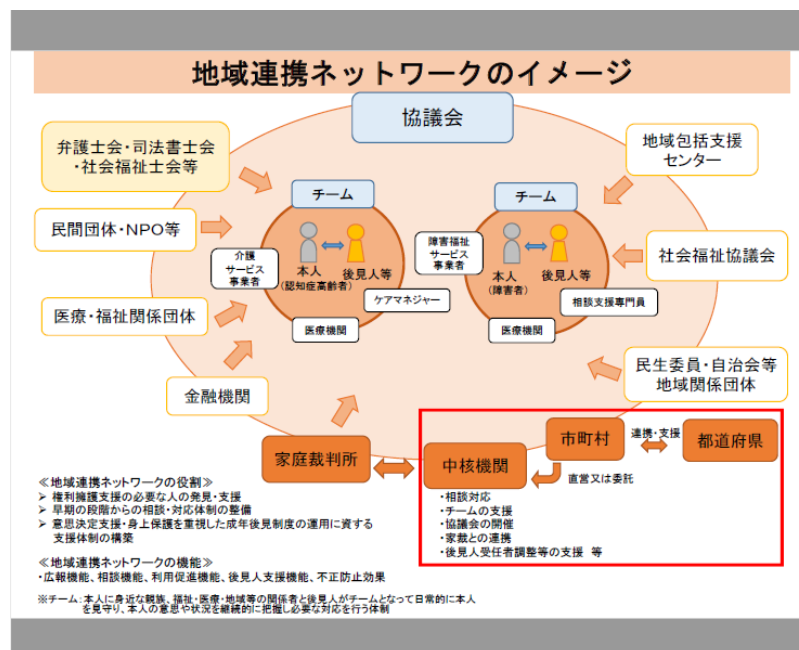
計画の名称	令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
総合計画・ 第1期基本計画	令和3年度～令和6年度						
地域福祉計画・ 成年後見制度利用促進計画 地域福祉活動計画	令和4年度～令和9年度						
	中間見直し						
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度						
障がい者プラン・ 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	令和3年度～令和8年度						
	令和3年度～令和5年度						

(1) 推進体制

中核機関や協議会、相談窓口の整備を根幹として、行政、社会福祉協議会、裁判所、事業者などの連携を推進し、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

またこれまで取り組んできた地域福祉、地域包括ケアシステムなどの地域資源の活用や、地域福祉計画など他の施策との横断的・有機的連携策も推進していきます。

<地域連携ネットワークのイメージ図>



資料：厚生労働省「意思決定支援と権利擁護」

(2) 進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。そのため、分野別に実施状況を把握、点検し、PDCAサイクルを確実に回り、計画の着実な推進をめざしていきます。

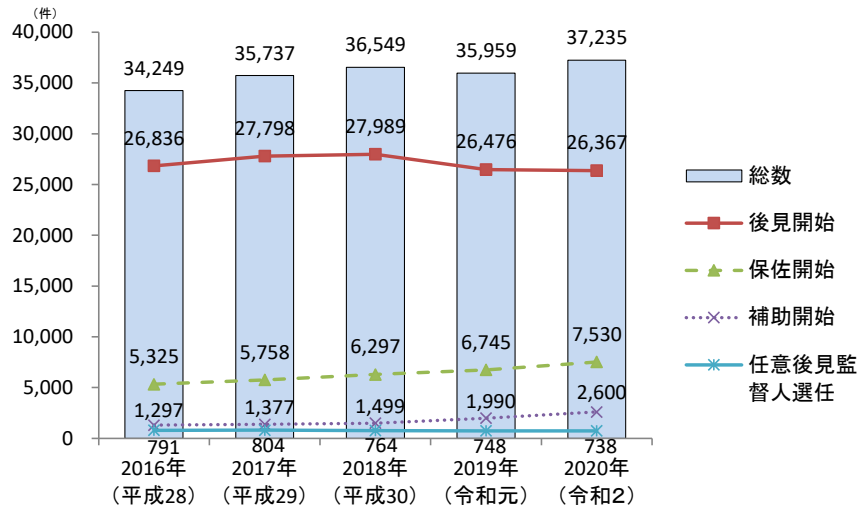
本計画の評価および進行管理を行う上では、地域連携ネットワーク、中核機関および庁内関係部課と連携・調整を図り、取り組みを進めてまいります。評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。

第2章 成年後見制度をめぐる状況

1 国の状況

■成年後見制度利用の申立て件数の推移(全国)

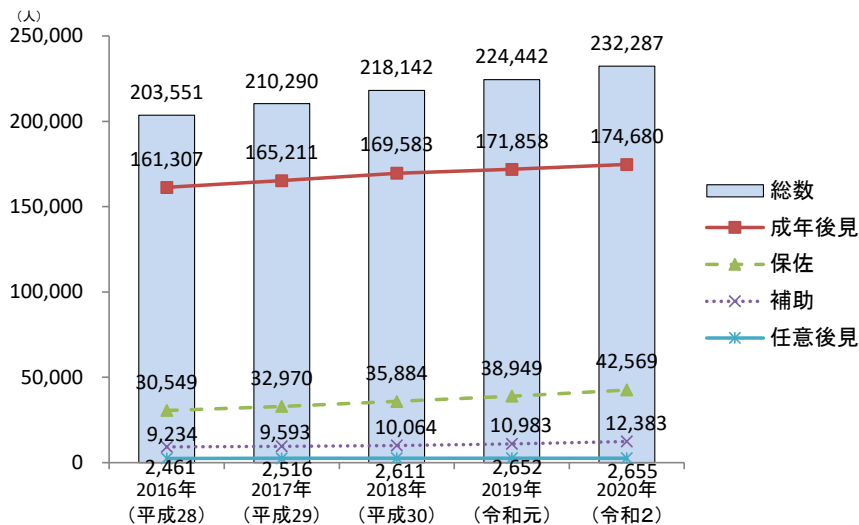
成年後見制度の申立て件数は、総数で見ると増減を繰り返していますが、保佐開始、補助開始は、増加傾向となっています。



資料：最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 巻末資料

■成年後見制度利用者数の推移(全国)

成年後見制度の利用者数は、概ね一定の割合で増加しています。



資料：最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 巻末資料

2 牛久市の状況

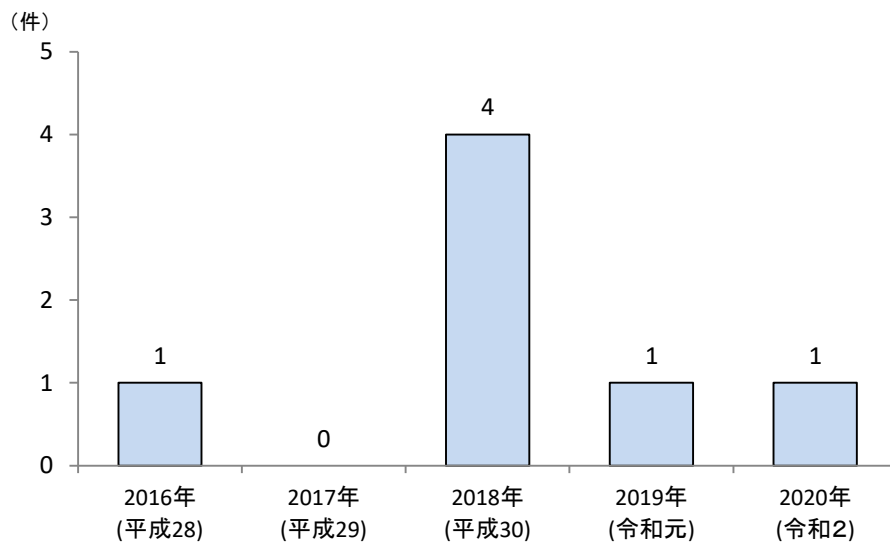
■成年後見制度利用者の状況

牛久市で成年後見制度を利用されている方は83人です。類型の内訳は、「成年後見」が66人、「保佐」が13人、「補助」が3人、「任意後見」が1人となっています。

類型	利用者数	(うち、後見人等の職種等) ※ 括弧内は監督人ありの件数							備考
		親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人	市民後見人	行政書士	
成年後見	66	34 (3)	14	8	6	2	1 (1)	1	親族(3)の監督人:弁護士2, 司法書士1 市民後見人(1)の監督人:法人1
保佐	13	7 (1)	2	2	1	1	0	0	親族(1)の監督人:弁護士1
補助	3	2	0	1	0	0	0	0	
任意後見	1	0	1	0	0	0	0	0	職種等欄は後見監督人の数である。
合計	83	43	17	11	7	3	1	1	

資料:水戸家庭裁判所(令和3年7月1日現在)

成年後見制度利用支援事業を利用した市長申立て件数は、平成30年に4件、平成28年、令和元年、令和2年にそれぞれ1件ありました。



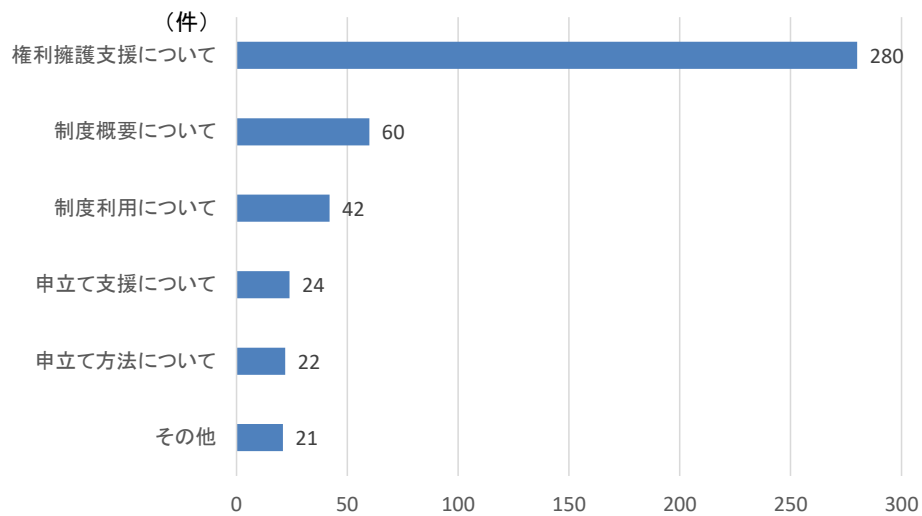
資料:高齢福祉課・社会福祉課(各年度3月31日現在)

■一次相談事業所における相談実績

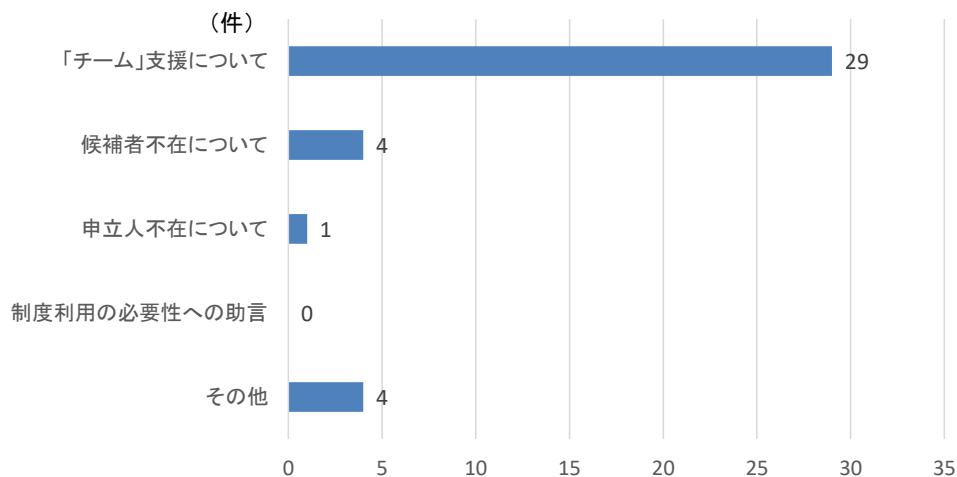
一次相談事業所5カ所(牛久市成年後見サポートセンター、牛久市地域包括支援センター、障害者相談支援事業所エール、いなしきハートフルセンター、牛久市地域包括支援センター博慈園)への相談件数は449件です。相談内容は、「権利擁護支援について」が最も多くなっています。

中間機関への相談件数は38件で、内容は「『チーム』支援について」が最も多い状況です。

<一次相談事業所での相談内容>



<中核機関への相談内容>



資料:高齢福祉課(令和2年度実績)

3 前回計画の評価結果

前回の「成年後見制度利用促進計画」に掲げられている基本方針に基づき、施策分野ごとに実施した各主要事業でこれまでに得ることができた成果に対する評価を行いました。

基本方針1 利用者がメリットを実感できる制度の運用を進めます

【概要】

法律・福祉の専門職団体と連携し適切な成年後見制度の運用を行います。成年後見制度の市長申立てについて、家庭裁判所等の関係機関と情報交換・調整等を行いながら、適切な後見人候補者の調整等を進めます。

【主な成果】

- ・必要なケースに対して中核機関との連携による支援や成年後見制度利用支援事業による市長申立てを行いました。
- ・牛久市成年後見人等候補者調整会議を設置しました。

【主な課題】

- ・成年後見制度利用支援事業運用のための制度の推進

基本方針2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます

【概要】

権利擁護支援の必要な方が早い段階から相談できるような成年後見制度利用の体制を整備するとともに、様々な関係機関との情報連携の核となる機関の設置を進めます。成年後見制度利用の需要の拡大に対応した成年後見人等の確保のための講座・研修・情報交換会を行いながら、成年後見人等のフォローアップをする環境を整備します。

【主な成果】

- ・中核機関を整備しました。
- ・牛久市成年後見地域連携協議会を設置しました。

【主な課題】

- ・潜在的な要支援者の早期発見・介入
- ・市民後見人育成のための養成講座の実施
- ・法人後見受任件数の拡大

基本方針3 安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します

【概要】

市民に向けた研修会の開催や、市の広報媒体等を活用した情報発信を行い、成年後見制度の周知を進めるとともに、理解不足・知識不足等による不正の未然防止を図ります。

各関係機関で情報を周知しながらチーム体制で支援を進めます。

【主な成果】

- ・一次相談事業所との連携を図りチーム支援会議を開催しました。

【主な課題】

- ・成年後見制度の理解促進を図るための普及啓発の推進
- ・市民ニーズの把握

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域一体で権利と利益を守り、すべての市民がどのような状況になっても安心して暮らせるまちをつくる

市内には多くの高齢者、障がいのある方が生活されており、認知症高齢者の人数は、今後も増加すると考えられています。

そのような状況にあって、成年後見制度の利用は、こうした方々の権利と利益を守るうえで重要なものであり、今後は、より一層の利用促進が求められます。

本市では、地域共生社会の実現という目的に向け、地域連携ネットワークの構築によって、権利擁護支援の必要な方に適切な成年後見制度の利用を促進し、愛着のある地域で安心して暮らせる、誰もが助け合うまちづくりを推進します。

2 基本的視点

基本理念を実現するため、本市では、次の3つの視点に立って本計画を推進します。

視点1…ノーマライゼーションの推進

基本的人権を享受する個人としてその尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障します。

視点2…意思決定支援・身上保護の重視

財産管理のみならず、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援、身上保護を重視します。

視点3…すべての世代への啓発

誰もがいつでも安心して、常にメリットを感じられる成年後見制度の利用を目指し、若者から高齢者まで幅広い世代への啓発を進めます。

3 基本目標

成年後見制度の利用を促進するための3つの視点を踏まえ、基本理念の達成に必要な「目標」を設定し、計画の着実な推進を図ります。

基本目標Ⅰ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の推進によって、保健・医療・福祉・司法を含めた連携を強化し、中核機関の幅広い運用を進めます。また、地域連携ネットワークを通して関係機関と連携を図り、成年後見制度の利用促進を進めるうえで必要となってくる成年後見人等の担い手の確保や育成に努めます。

基本目標Ⅱ 安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します

成年後見制度の利用を促進するためには、安心して利用できる環境を整備することが必要です。市民に対する幅広い周知活動や、成年後見人等の正しい役割の認識不足から生じる不正事実を防止するための様々な取り組みを進めます。また、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りのない人や経済的に困窮しているなどの理由で必要な支援に結びつかない人への支援を進めます。

基本目標Ⅲ 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用を進めます

権利擁護支援の必要な方に適切な成年後見制度の利用を促進するためには、本人に寄り添った適切な相談対応を行うとともに、意思決定支援や身上保護を重視した支援を行う必要があります。

また、権利擁護支援を必要とする方の早期発見・早期支援のために、関係機関と連携を強化し、様々な取り組みを進めていきます。

4 施策の体系

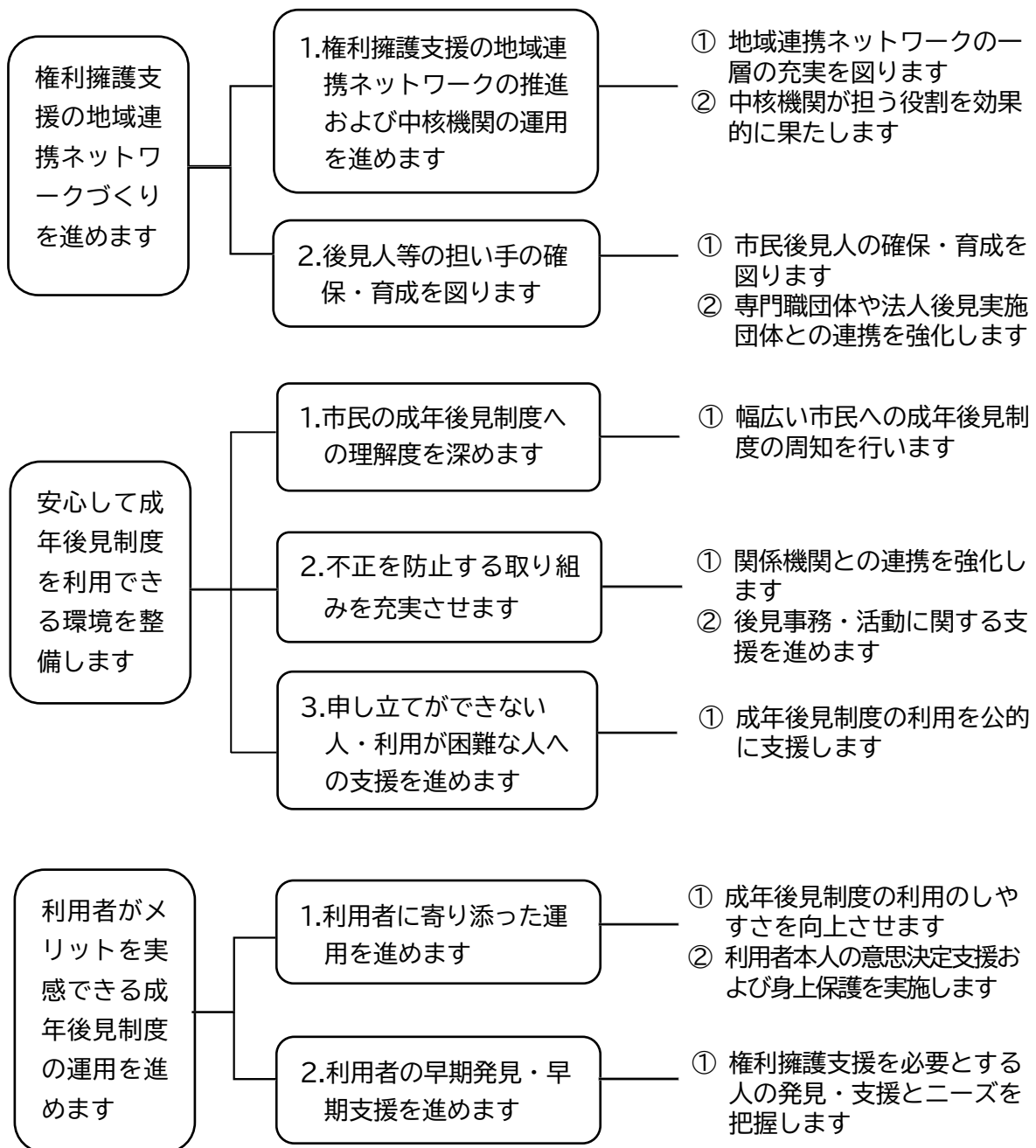
基本理念

「地域一体で権利と利益を守り、
すべての市民がどのような状況になっても安心して暮らせるまちをつくる」

基本目標

基本施策

施策の展開



第4章 各施策の内容

基本目標Ⅰ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます

基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進および中核機関の運用を進めます

施策の展開① 地域連携ネットワークの一層の充実を図ります

現状

牛久市では、地域連携ネットワークの構築のため、令和2年4月に牛久市成年後見地域連携協議会を設置しました。

牛久市成年後見地域連携協議会では、中核機関と連携を図りながら、権利擁護支援の必要な方に対する様々な取り組みを始めました。

課題

- ・権利擁護支援の必要な方を、支援者が連携を図りながら早期発見・早期支援していく必要があります。
- ・権利擁護支援の必要な方を支えるためには、関係者がチームで支援していく必要があります。
- ・牛久市成年後見地域連携協議会に関わる多種多様な組織・団体による連携を強化していく必要があります。

施策の展開方向

- ・一次相談事業所との連携を図り、権利擁護支援の相談体制を強化します。
- ・権利擁護支援の必要な方を、支援者がチームで支えるための取り組みを進めます。
- ・牛久市成年後見地域連携協議会の取り組みを充実していきます。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
1	一次相談事業所との連携	権利擁護支援の必要な方の早期発見・初期相談のための取り組みを強化します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
2	チーム支援会議の開催	一次相談事業所やチームからの相談に対応し、本人を中心としたチームの支援を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
3 (新)	牛久市成年後見地域連携協議会の推進	牛久市成年後見地域連携協議会の委員及び所属団体・機関と連携を図り、地域連携ネットワークの充実を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

施策の展開② 中核機関が担う役割を効果的に果たします

現状

牛久市では、令和元年4月(平成31年4月)より中核機関事業を開始し、同時に牛久市社会福祉協議会へ業務委託をしました。

中核機関では、福祉関係者や各専門職団体と連携を図ることで、権利擁護に関する多種多様な相談対応、本人を中心としたチーム支援、成年後見人等候補者の調整・推薦など、多岐にわたって事業を実施していますが、更なる取り組みが必要です。

課題

- ・中核機関の役割について、様々な関係機関への理解を促進する必要があります。
- ・中核機関の業務は、様々な関係機関と連携を密にしていく必要があります。
- ・牛久市成年後見地域連携協議会と今まで以上に連動する必要があります。

施策の展開方向

- ・中核機関での相談体制を強化し、多種多様な相談に対応します。
- ・牛久市成年後見地域連携協議会と連動し、業務展開を進めます。
- ・各専門職団体と連携し、中核機関業務の理解促進を進めます。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
4	中核機関による相談対応の強化	中核機関として、一次相談事業所や親族後見人等からの幅広い相談に対応します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
5 (新)	専門職団体・関係機関との連携	牛久市成年後見地域連携協議会に関わる専門職団体や関係機関と連携し、業務展開を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
6 (新)	中核機関に関する啓発の強化	各専門職団体と連携を図り、中核機関の啓発活動を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

基本施策2 後見人等の担い手の確保・育成を図ります

施策の展開① 市民後見人の確保・育成を図ります

現状

牛久市では、牛久市成年後見サポートセンターにおいて、平成24年度と平成30年度に市民後見人養成講座を実施し、計37名が修了しました。そして、平成30年1月に、県内初となる市民後見人が1名選任され活動を始めました。

令和元年からは、牛久市成年後見サポートセンターから中核機関が市民後見人に関する事業として引継ぎ、講座修了者に対するフォローアップを行っています。

課題

- ・高齢化社会や障がい者の地域生活の推進によって、制度のニーズは拡大することが予想されます。
- ・成年後見制度の利用ニーズの拡大に対応するため、市民後見人の確保が必要です。
- ・後見人をフォローアップする環境の整備が必要です。

施策の展開方向

- ・市民後見人の必要性を周知するとともに、必要に応じて新たな市民後見人の育成を進めます。
- ・継続的な研修を行うことで、適切な後見人としての役割の理解促進を図ります。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
7	市民後見人育成研修の実施	新たな市民後見人の育成を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
8	フォローアップ研修の実施	研修修了者に対し、定期的にフォローアップの研修会を実施します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

施策の展開② 専門職団体や法人後見実施団体との連携を強化します

現 状

中核機関では、本人に成年後見制度の利用の必要性があるが、身近に適切な成年後見人等候補者がいない場合において、申立人の依頼により牛久市成年後見人等候補者調整会議を開催します。

この会議では、各専門職団体や法人、市民後見人育成研修修了者から適切な成年後見人等候補者を決定し申立人に推薦しますが、その担い手不足も懸念されています。

課 題

- ・成年後見人等候補者になり得る様々な各専門職団体の協力が必要です。
- ・各専門職団体における成年後見制度利用促進への理解促進と人材育成が必要です。
- ・法人後見への期待も高まっていることから、成年後見サポートセンターの体制整備が必要です。

施策の展開方向

- ・各専門職団体への成年後見制度利用促進の重要性の啓発を図り、各専門職団体での人材育成に繋がります。
- ・様々な専門職団体との関係性を構築することで、担い手の確保に繋がります。
- ・成年後見サポートセンターの体制整備を進めることで、法人後見の受任件数を拡大します。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
9 (新)	牛久市成年後見人等候補者調整会議の開催	本人にとって適切な成年後見人等候補者を推薦します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
10 (新)	各専門職団体への啓発活動	各専門職団体に対して、成年後見制度利用促進の必要性について、幅広く啓発を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
11	成年後見サポートセンター運営補助	市社会福祉協議会が運営する成年後見サポートセンターの体制整備のため、運営を補助します。	高齢福祉課

基本目標Ⅱ 安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します

基本施策1 市民の成年後見制度への理解度を深めます

施策の展開① 幅広い市民への成年後見制度の周知を行います

現状

成年後見制度の利用において、社会生活上で大きな支障が生じない限り、または生じていても、成年後見制度の理解や周知が進んでいないなどから、利用に至らないといった実情があります。市が令和2年度に実施した障害者手帳所持者を対象とした調査では、成年後見制度の「名前も内容も知っている」割合は全体で31.0%となっています。

課題

- ・幅広い市民へ、成年後見制度の理解促進を図るため普及啓発を行うことが必要です。
- ・市内の障がい者への制度の周知が進んでいません。
- ・福祉の専門職団体や関係機関の理解促進も必要です。
- ・市民への成年後見制度理解を図り、不正を未然に防止する意識を徐々につくり出すための取り組みが必要です。

施策の展開方向

- ・市民や地域とともに成年後見制度の理解を推進します。
- ・市民への成年後見制度の理解と周知を行い、地域で信頼される成年後見制度の利用を目指します。
- ・福祉の専門職団体や関係機関へ成年後見制度の研修を行い、必要な市民に支援が行われる体制をつくります。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
12	地域での牛久市行政情報出前講座	地域で行われる集会や団体の会議などで成年後見制度について説明します。	市社会福祉協議会 市民活動課
13	金融機関・福祉関係者向け研修	金融機関・福祉関係者を対象に、成年後見制度利用促進のための研修会を開催します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
14	市民向け研修	市民を対象に、成年後見制度利用促進のための研修会を開催します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
15	広報媒体の活用	広報紙、ホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用し、幅広い情報発信を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

基本施策2 不正を防止する取り組みを充実させます

施策の展開① 関係機関との連携を強化します

現状

国内では成年後見人等による不正事案が発生しており、家庭裁判所が行う監督等によって発見されています。

成年後見人等を支援する体制を整備することで不正防止の効果を高め、信頼される制度の構築が必要になっています。

課題

- ・中核機関が中心となり、地域連携ネットワークにおけるチームでの対応や支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見につなげることが重要です。

施策の展開方向

- ・各関係機関と連携を図り、成年後見人等の不正の未然防止につながるような取り組みや、相談・支援を行います。
- ・広く市民へ成年後見制度の理解を促し、普及することにより、不正を未然に防止する意識の向上を図ります。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
16	民間事業者等との連携	医療、金融機関、警察との連携を進め、適切な制度運用を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
17	介護事業者等との連携	高齢者の介護サービス利用に係る個別支援会議を通して、生活全体を支える見守り体制をつくり、必要に応じて成年後見制度の利用につなげます。	高齢福祉課 市社会福祉協議会 地域包括支援センター
18	相談支援事業所等との連携	障がい者の福祉サービス利用に係る個別支援会議を通して、生活全体を支える見守り体制をつくり、必要に応じて成年後見制度の利用につなげます。	社会福祉課 市社会福祉協議会
19	福祉施設等との連携	市内の高齢者・障がい者の福祉施設等と連携を図り、施設利用者における要援護者の早期発見・早期支援することで、必要に応じて成年後見制度の利用につなげます。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

施策の展開② 後見事務・活動に関する支援を進めます

現状

後見事務を開始した後、判断に迷ったり、本人の状況に変化があったりしても、相談先がわからず、抱えた問題を解決できないことがあります。

また、成年後見制度の概要や成年後見人等の責務に関する理解が十分でないまま成年後見人等になり、不適切な後見事務を行ってしまう事象も発生しています。

課題

- ・成年後見制度や成年後見人等の責務に関する理解を促進する必要があります。
- ・成年後見人等に対する相談支援の体制を整える必要があります。

施策の展開方向

- ・成年後見人等が相談できる支援体制を構築します。
- ・専門職による相談会の機会を設け、成年後見人等が活動上わからないことや、報告書作成等の事務が発生した場合も、後見事務が円滑に行われるようバックアップを行います。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
20	専門職による相談事業	成年後見人等を対象に弁護士・司法書士・社会福祉士等による相談を実施します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
21	成年後見人等情報交換会	成年後見人等に選任されている方の困りごとについて、地域福祉関係者との情報交換を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
22 (新)	親族後見人向け成年後見制度講座の実施	親族後見人を対象に、後見人の役割や後見活動の事務手続きに関する勉強会を実施します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
23	成年後見人等への相談対応	親族後見人や市民後見人に対し、後見活動に関する幅広い相談に対応します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

基本施策3 申し立てができない人・利用が困難な人への支援を進めます

施策の展開① 成年後見制度の利用を公的に支援します

現状

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りがいない、経済的に困窮しているなどの理由で必要な支援に結びつかないなど、成年後見制度の利用が困難な人への支援拡充が求められています。

課題

- ・成年後見制度の利用が必要な人の増加に伴い、成年後見制度利用支援事業における市長申立ての需要も高まっていくものと想定されるため、適切かつ円滑に事業を実施することが重要です。

施策の展開方向

- ・成年後見制度利用の申し立てが出来る4親等以内の親族がいなかったり、これらの親族がいても音信不通の状況にあたりするなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが困難な人に対し、関係機関等からの要請に基づき市長による申し立てを行います。
- ・金銭的な課題があっても安心して成年後見制度が利用できるよう、成年後見制度利用支援事業を効果的に周知することで利用を促進します。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
24	成年後見制度利用支援事業の周知	市民や福祉関係者等に対して、成年後見制度利用支援事業について幅広く周知します。	高齢福祉課 社会福祉課
25	成年後見制度利用支援事業の活用	必要に応じて市長による後見開始申し立て等の代行や、成年後見制度の利用に要するための経費および成年後見人等の報酬の支援を行います。	高齢福祉課 社会福祉課

基本目標Ⅲ 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用を進めます

基本施策1 利用者に寄り添った運用を進めます

施策の展開① 成年後見制度の利用のしやすさを向上させます

現状

成年後見制度は、制度自体の難しさや利用するときの準備の複雑さなどにより、市民にあまり浸透していません。今後、制度の活用を進めていくためには、市民に分かりやすい制度の運用が必要です。

また、制度の利用が必要になるであろう時期のことを予測し、事前に市民自らが備えなければならぬという面があります。

制度利用者の大半は、市を介さずに家庭裁判所へ直接申立てをしています。市と家庭裁判所では情報共有がなく、制度の利用者や後見人を把握できないため、必要な支援を行うことができない面があります。

また、各関係機関との連携を強化し、利用予定者を早期に発見することが必要です。

課題

- ・市民に分かりやすい制度の運用が必要です。
- ・市民により良いサービスを提供するために、成年後見制度に関わる各種機関のノウハウ、情報の集約が必要です。
- ・専門職、各種関係機関、市民をつなぐ機会の創出が必要です。

施策の展開方向

- ・市民や地域とともに制度理解を推進し、成年後見制度利用支援事業等を運用します。
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士等の法律、福祉の専門職団体や関係機関による相談や支援を進めます。
- ・成年後見制度の申立てについて、家庭裁判所と情報交換・調整等を行います。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
26 (新)	成年後見制度利用に向けた相談対応の充実	専門職団体と連携を図り、多種多様な相談に対応します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
27 (新)	成年後見制度利用促進に関するパンフレットの作成及び活用	相談者にとって利用しやすいパンフレットを作成し、成年後見制度利用促進のために活用します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

施策の展開② 利用者本人の意思決定支援および身上保護を実施します

現状

成年後見制度の利用が広まる中で、成年後見人等を含めた様々な関係者が本人支援を進めています。本人支援の過程で、本人の意思がおろそかになり、支援する関係者の意向が強くなる場合があります。

支援者が、本人の利益や生活状況を踏まえながら、本人の意思を尊重していくことができる環境づくりが必要です。

課題

- ・本人の意思がしっかり確認できるうちから支援することで、意思の確認が取れなくなった場合でも、本人の意向を反映できるような関わりが必要です。
- ・身上保護を重視するために、本人の意思、心身の状況及び生活状況等を十分把握して支援を進める必要があります。
- ・各関係機関に対して、意思決定支援や身上保護に関して理解促進していく必要があります。

施策の展開方向

- ・本人の意思決定支援や身上保護を重視した支援が行われるよう、関係者による支援体制を整備します。
- ・意思決定支援や身上保護の重要性について、幅広く啓発活動を進めていきます。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
28	日常生活自立支援事業との連携	日常生活自立支援事業の利用者で、判断能力が低下し、契約内容が理解できなくなった場合には、成年後見制度の利用につながります。	市社会福祉協議会
29	身上保護の充実	成年後見人等による支援だけでなく、本人を支援するチーム関係者全員で見守り等の支援を進めます。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
30 (新)	意思決定支援に関する研修・広報	本人の意思決定支援の必要性に関する研修会を開催し、関係機関に幅広く啓発を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

基本施策2 利用者の早期発見・早期支援を進めます

施策の展開① 権利擁護支援を必要とする方の発見・支援とニーズを把握します

現状

今後、成年後見制度利用促進の取り組みが広まる中で、要援護者に対する権利擁護支援の必要性が高まっていくと考えられます。そのような中、権利擁護支援を必要とする方の早期発見・早期支援に繋がっていないのが現状です。

課題

・本人の意思をより尊重するためには、権利擁護支援を必要とする方の地域における潜在的ニーズを把握するとともに、早期に発見し、支援することが必要です。

施策の展開方向

- ・任意後見制度や法定後見制度における補助・保佐類型に適切につながるように、丁寧に制度の紹介を進めていきます。
- ・市で実施する各種アンケート調査結果を分析し、成年後見制度の潜在的ニーズを把握します。

◆ 主な取り組み ◆

取り組み番号	取り組み	取り組みの内容	所属部署
31	「わたしの手帳」の配布	市民に制度の利用を検討してもらうために、希望者に対して「わたしの手帳」の配布を行います。	高齢福祉課 地域包括支援センター
32	市民ニーズの把握	市民満足度調査、各種市民ニーズ調査を分析し、市民ニーズの把握に努めます。	社会福祉課 高齢福祉課
33	当事者団体・福祉関係者のニーズ把握	当事者団体や福祉関係者に対して、権利擁護支援の必要な方の潜在的ニーズの把握調査を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
34 (再掲)	市民向け研修	市民を対象に、成年後見制度利用促進のための研修会を開催します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
35 (再掲)	成年後見制度利用促進に関するパンフレットの作成及び活用	相談者にとって利用しやすいパンフレットを作成し、成年後見制度利用促進のために活用します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

第3部 地域福祉活動計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

牛久市社会福祉協議会は平成 28 年3月に策定した「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、基本理念である「人はひとりでは生きていけない。だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。」を実現するために取り組みを進めてきました。

この度の改定にあたっては、これまでの地域福祉活動計画の推進における取り組みを踏まえながら、これまでの活動で見えてきた課題や、地域支え合い懇談会等から導き出された視点を反映させ、地区社会福祉協議会が各種団体やボランティアなどと連携して、互いに支え合い、助け合う仕組みをさらに充実させ、地域の福祉課題の解決に取り組むための計画(地域福祉プラン)とします。

2 計画の性格

(1)地域福祉活動計画とは

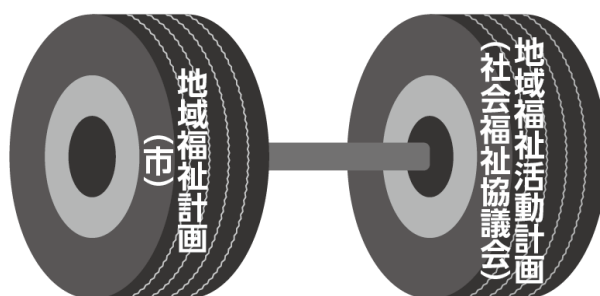
社会福祉法第 109 条により地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が、地域住民や地区社協、ボランティア団体、福祉団体等と相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための市民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、車の両輪のようなものであり、これらが一体となって策定されることにより、地域にかかわるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となっています。

本計画は、「牛久市地域福祉計画」と緊密な連携を図りながら、地域一丸となって地域福祉を推進していきます。

<両計画の関係性イメージ>



3 計画の期間

「牛久市地域福祉活動計画」は、2022年度(令和4年度)から2027年度(令和9年度)までの6か年を計画期間としていますが、法改正等の状況を踏まえ中間年である令和6年度に見直しを行います。

なお、計画期間中は、牛久市総合計画並びに牛久市地域福祉計画との整合性を図りながら、社会情勢の変化に応じて見直していくものとします。

計画の名称	令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
総合計画・ 第1期基本計画	令和3年度～令和6年度						
地域福祉計画・ 成年後見制度利用促進計画 地域福祉活動計画	令和4年度～令和9年度						
			中間見直し				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度						
障がい者プラン 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	令和3年度～令和8年度						
	令和3年度～令和5年度						
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度						
健康プラン21		令和4年度～令和8年度					
男女共同参画推進基本計画	平成30年度～ 令和4年度						
いのち対策計画	平成30年度～令和8年度						

4 With コロナ / ポストコロナ の視点

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、しばらく社会の混乱が続くことが想定されます。これを契機として、社会の仕組みや慣習が変化していく可能性が高く、地域福祉活動においても、その動きをいち早く察知して、人々のニーズに対応した施策や取り組みを展開していくことが重要となります。

現時点の状況では、ポストコロナはまだ検討する段階ではなく、With コロナの考えが数年は続くという中で、人と人が互いに距離をとり、接触の機会を減らすこと(ソーシャルディスタンス)が求められる「新しい生活様式」をどのように実践していくか検討し、対応していくことが重要です。

新しい生活様式の実践

国は、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました。ご自身や、周りの人、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において、ご自身の生活に合った「新しい生活様式」を実践する必要があります。

《一人ひとりの基本的感染対策》

感染防止の3つの基本は、「①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い」です。高齢者や基礎疾患のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする必要があります。

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や、屋内で会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。



第2章 地域福祉プラン

1 地区社会福祉協議会について

(1)地区社会福祉協議会(略称:地区社協)とは

地区社会福祉協議会は、ひとりの不幸も見逃さない地域づくりを目指して、生活の中から出されたさまざまな福祉課題を解決するため、地域の特徴に合った地域福祉活動を進める、新たな支え合いの活動基盤です。

地域の範囲は、おおむね小学校区単位です。

地区社会福祉協議会の活動は、そこに住む人たちがつながり、情報を共有し、福祉課題を整理して対応策を考え、住民同士が助け合い、力を合せて地域福祉活動を展開します。

住民の主体的な参加があってこそ成り立つ活動です。

(2)地区社会福祉協議会の歩み

●平成 22 年度

牛久小学区地区社会福祉協議会(平成 22 年7月4日設立)

二小学区地区社会福祉協議会(平成 22 年6月 20 日設立)

おくの地区社会福祉協議会(平成 23 年2月 27 日設立)

●平成 23 年度

神谷小学校区地区社会福祉協議会(平成 24 年2月 15 日設立)

向台小学校区地区社会福祉協議会(平成 24 年3月 17 日設立)

●平成 24 年度

岡田小学校区地区社会福祉協議会(平成 25 年3月2日設立)

中根小学校区地区社会福祉協議会(平成 25 年3月9日設立)

ひたち野うしく小学校区地区社会福祉協議会(平成 25 年3月 10 日設立)

(3)地区社会福祉協議会の取組

牛久市には、現在、おおむね小学校区を単位として、8つの地区社会福祉協議会があります。

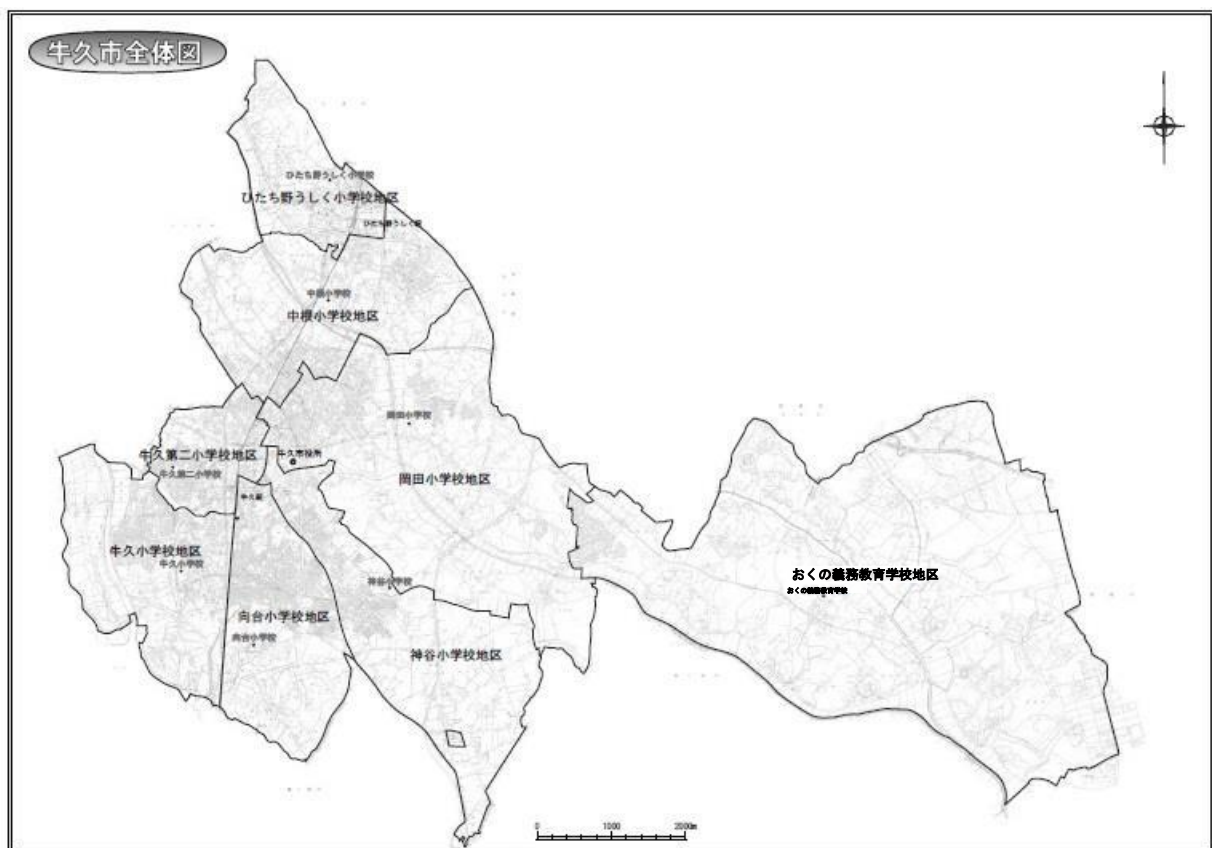
同じ牛久市の中にあっても、地域によって面積、人口、居住年数、子どもや高齢者が人口に占める割合等が異なっており、抱えている福祉課題も様々です。

こうした地域の特性を踏まえ、各地域の福祉課題に的確に対応し、それを解決していくうえで、地域の実情をよく知る人々が主体となって展開される地区社会福祉協議会の活動は、極めて重要な役割を果たしています。

こうしたことから、本計画では令和3年7月に、地区社会福祉協議会、行政区長や民生委員児童委員、シニアクラブや社会福祉法人等の皆様が参加して行われた「地域支え合い懇談会」で出された様々な意見や要望をもとに、各地区それぞれの福祉課題、今後の活動の目標や具体的取組の内容を整理し、掲載することといたしました。

「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、行政および市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会の取組を全面的に支援していきます。

図. 市内地区社会福祉協議会区割



2 各地域福祉プラン

1. 牛久小地区地域福祉プラン

地区の特徴

牛久沼・稲荷川などの自然環境が豊かで、景観も良く、牛久城跡・芋銭河童の碑・雲魚亭・住井すゑ文学館・アヤマ園・牛久宿本陣跡など文化や歴史が多く、古くからの集落と急成長した住宅地域が共存した、市西部地区の特徴をもった大小7行政区が連携を図り組織している。

「笑顔のまち ふれあいのまちづくり」が活動理念で、地区社協は 10 周年が過ぎ、活動拠点となる事務所も上町保育園跡地で、専門部会と各種サークル活動も活性化し、地域の方々が気軽に集まれる「たまり場」として喜んでいただける地域コミュニティを展開している。

地域住民の状況

令和3年10月1日現在

	牛久小地区	牛久市	年齢別人口割合	牛久小地区	牛久市
人口	10,217 人	84,615 人	0～14 歳	9.8%	12.6%
世帯数	4,623 世帯	37,423 世帯	15～64 歳	51.7%	57.9%
高齢化率	38.5%	29.5%	65 歳以上	38.5%	29.5%

各種施設	福祉資源
<ul style="list-style-type: none"> ・三日月橋生涯学習センター ・かっぱの里生涯学習センター ・牛久運動広場 ・牛久小学校 ・牛久第三中学校 ・市立第二幼稚園 ・上町ふれあい保育園 ・特別養護老人ホーム 元気館 ・刈谷第1街区公園 ・刈谷第2街区公園 ・刈谷第3街区公園 ・刈谷第4街区公園 ・刈谷第5街区公園 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政区集会所数 9 2. 自主防災組織 7 3. 消防団 4 4. 民生委員児童委員 16 5. かっぱつ体操普及員 44 6. シルバーリハビリ体操指導士 15 7. ふれあいサロン 9 8. 子ども会 6 9. シニアクラブ 4 10. 食生活改善推進委員 8

地区の活動目標

- 目標① 地域住民の交流を図り、高齢化による生活支援の担い手として、福祉課題等の活性化による安全・安心で、持続可能なまちづくりを目指す
- 目標② 行政区・市社協・小中学校・幼稚園・保育園・団体と情報の共有と連携を図り、地域の課題を積極的に対応し事業を推進する
- 目標③ 専門部会の拡充や、地域福祉活動を進めるうえでの課題対策

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・地区社協が何をしているか知らない住民が多い。誰でも分かりやすい広報活動の在り方を考える。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、事務所の活用と今後どのようにしたらよいか。
- ・生活支援サービス体制を具体的に展開するには、何が問題か「見える化」を進める必要がある。
- ・一人暮らし高齢者や障がい者等の把握ができていない。台帳登録の無い方や見守りを受け入れてくれない方、個人情報保護の問題もあるが、民生委員児童委員・区長・副区長も一緒に見守りして良いか、対象者に承諾を得ている。
- ・認知症の疑いのある方への支援体制ができていない。各部門で連携をとり、施設での勉強会を再開する。
- ・住民同士の希薄化が進む中で、小さな単位で地域のために活動に参加してもらう必要がある。

目標 1 地域住民の交流を図り、高齢化による生活支援の担い手として、福祉課題等の活性化による安全・安心で、持続可能なまちづくりを目指す

具体的取り組み

- 「執行部」 コロナ禍での市社協情報に基づく活動自粛と感染対策。また今年度新たな課題として、誰でも安心して相談できる居場所「心の支えとなる癒しの郷」づくりを進めたい。
- 「住民交流部会」 各種サークルによる文化・芸術・スポーツ等の同好会の活性化。地域内歴史跡の勉強会。事務所当番対策。元気館との協力で朝取り野菜の場所提供や古布提供。
- 「サロンとまり木部会」 介護予防・日常生活支援総合事業、通所型サービスB。地域の元気な高齢者や見守りの必要な高齢者の集い。専用サロン室を設置し、専門のスタッフが実施。
- 「見守り支援部会」 平常時・災害時要配慮者支援体制の見直し整備。地域ふれあい訪問事業開始。ふれあいサロン交流会推進。高齢者日中独居の方も今後対象として検討。

目標 2 行政区・市社協・小中学校・幼稚園・保育園・団体と情報の共有と連携を図り、地域の課題を積極的に対応し事業を推進する

具体的取り組み

- 小中学校の草刈・樹木剪定奉仕作業・牛久小避難引渡し訓練・ぼうさい探検隊・牛久っ子オーケストラ感謝祭・合同昔遊び・幼稚園発表会・保育園ふれあい活動等の支援
- 認知症フレイル予防事業では、多くの方が参加したが継続性がなく、現在も認知症の人や家族を見守りする支援体制の養成講座や勉強会の要望が多い課題で、市側と相談対応。
- 地区社協文化祭・心の健康づくり講演会・すまいるサポータースキルアップ研修等の復活。
- 市連携による「生活支援体制整備事業第2層協議体」の活動。この事業は、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、地域における生活支援の担い手やサービス開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。

目標 3 専門部会の拡充や、地域福祉活動を進めるうえでの課題対策

具体的取り組み

- 「防犯防災部会」 地区社協事務所消防計画に基づく、防災防火訓練。各行政区の訓練時の交流。牛久小ぼうさい探検隊・避難引渡し訓練の支援。
- 「広報部会」 地区社協活動、行政区内の事業等も取材し、写真付きで年3回行政区内全戸配布しているが、知らない住民が多い。今後サークル活動等広報紙で知らせ、参加を促す。
- 地区社協の活動を充実するためには、助成金の増額を図る。有償ボランティアを検討。
- 高齢化による活動の担い手不足や一人何役も担っている方がおり、すそ野を広げたい。

2.牛久第二小地区地域福祉プラン

地区の特徴

牛久駅西口周辺の国道 6 号線を挟む商住地と先住民、高度成長時代に首都圏などから移住してきた大型マンション、戸建ての住宅団地の住民で構成されている地域(6 行政区)。

子どもは減少傾向にあり、反面高齢化率も高く、一人暮らし世帯も増加、これからの見守り支援体制とコミュニティの再生が課題。

買い物支援を主とした外出サポート事業を継続し、学校支援を通じて二小、三中との交流活動の活性化。各種イベントを通して、三世代交流の環境づくりを進めている。

地域住民の状況

令和3年10月1日現在

	牛久第二小地区	牛久市
人口	8,974 人	84,615 人
世帯数	4,222 世帯	37,423 世帯
高齢化率	34.2%	29.5%

年齢別人口割合	牛久第二小地区	牛久市
0～14 歳	9.5%	12.6%
15～64 歳	56.3%	57.9%
65 歳以上	34.2%	29.5%

各種施設	<ul style="list-style-type: none"> ・エスカード生涯学習センター ・エスカード出張所 ・牛久市営青果市場 ・牛久第二小学校 ・つつじが丘保育園 ・ふたばランド保育園 ・つつじが丘ふたばランド保育園 ・上町ふれあい保育園牛久駅前分園 ・せいけい保育園 ・JR牛久駅 ・茨城県警察 牛久警察署 牛久駅前交番 ・田宮東街区公園 ・つつじヶ丘第 1 街区公園 ・田宮西近隣公園 	福祉資源	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政区集会所数 7 2. 自主防災組織 5 3. 消防団 3 4. 民生委員児童委員 14 5. かっぱつ体操普及員 30 6. シルバーリハビリ体操指導士 14 7. ふれあいサロン数 7 8. 子ども会数 5 9. シニアクラブ数 4 10. 食生活改善推進委員 11
-------------	---	-------------	--

地区の活動目標

- 目標① 地域福祉活動担い手の世代交代と人材育成
- 目標② 高齢者支援と各世代との交流活動
- 目標③ 地域コミュニティの推進と各行政区との連携

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・地域の高齢化が進み、世代交代が必要な時期にきている。また、長期にわたるコロナ禍の影響で、ボランティアの担い手も少なくなっている。若い世代の人材確保と人材育成が急務である。
- ・高齢化による 8050 問題やコロナ禍による生活困窮、ひきこもりなど不安を抱えている人が多い。
- ・コロナ禍で希薄になっていた住民交流、世代間交流を進め、地域コミュニティの再生を進めていく。

目標 1 地域福祉活動担い手の世代交代と人材育成

具体的取り組み

- すまいる通信の発行を通じて、地区社協が認知されるよう PR 活動をしていく。
- 地区社協のサークル活動の輪を広げ、またイベントを通して、地区社協活動の理解者を増やしていく。
- 各行政区の催しにも積極的に参加し、人的交流を深める。
- 地域福祉活動の担い手ボランティアへの活動費の支援が必要である。

目標 2 高齢者支援と各世代との交流活動

具体的取り組み

- 学校区合同防災訓練を継続し、三世代（中学生を含む）の交流を進める。
- 買い物支援・外出サポートの移送サービスを充実し継続していく。
- 高齢者の認知機能・運動機能の低下を防ぐ活動を進める。

目標 3 地域コミュニティの推進と各行政区との連携

具体的取り組み

- 地域の憩いの場として、地区社協事務所の開放と有効活用で地域の活性化を図る。
- 学校支援活動を通じて、小中学生との交流を活発化する。
- バス研修会の開催を実施していく。

3.おくの義務教育学校地区地域福祉プラン

地区の特徴

おくの義務教育学校区は、農村部 11 行政区と、県外からの移住住宅団地1行政区の 12 行政区で形成される。昔ながらの親しい住民交流があり、助け合いが自然に行われている。自然豊かで、おいしい農作物が豊富に採れる地域であり、牛久市が目指すスローシティの拠点としても注目されている。

住民交流のための交通手段が難しい。年 1 回「秋の収穫祭」を実施している。近年は、圏央道など交通アクセスが充実してきた。

地域住民の状況

令和3年10月1日現在

	おくの義務教育学校区	牛久市
人口	4,610 人	84,615 人
世帯数	2,159 世帯	37,423 世帯
高齢化率	41.5%	29.5%

年齢別人口割合	おくの義務教育学校区	牛久市
0～14 歳	7.2%	12.6%
15～64 歳	51.3%	57.9%
65 歳以上	41.5%	29.5%

各種施設	福祉資源
<ul style="list-style-type: none"> ・奥野運動広場 ・牛久クリーンセンター ・うしくあみ斎場 ・奥野小学校 ・牛久第二中学校 ・向原保育園 ・奥野さくらふれあい保育園 ・牛久消防署東部出張所 ・奥野生涯学習センター ・茨城県警察 牛久警察署 久野駐在所 ・障がい者ケアセンター輪(りん) ・障がい者ケアセンター梵(そよぎ) ・小坂第 1 街区公園 ・特別養護老人ホーム ころの里 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政区集会所数 17 2. 自主防災組織 7 3. 消防団 10 4. 民生委員児童委員 13 5. かつぱつ体操普及員 20 6. シルバーリハビリ体操指導士 2 7. ふれあいサロン数 4 8. 子ども会数 0※ 9. シニアクラブ数 7 10. 食生活改善推進委員 0

※市子ども会連合会を脱退しているため、子ども会数は不明

地区の活動目標

- 目標① 地区内交流の活発化
- 目標② 高齢者支援の充実
- 目標③ 地域ネットワークの活発化

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・高齢者の健康維持、見守り支援が必要である。
- ・認知症に対する地域住民の理解を広めていくことが必要である。
- ・高齢者が、日常生活の中で何か困ったことがあった時に、手助けする仕組みを構築していくことが必要である。
- ・孤独死を防ぐために、日頃の生活の中で、知り合いをつくっていくことが必要である。

目標 1 地区内交流の活発化

具体的取り組み

- 事務所施設を利用した地域住民交流の活発化と充実
 - かっぱ体操、卓球、手芸サークル等の活動の定着と充実
 - 「秋の収穫祭」の充実・屋外イベントの検討

目標 2 高齢者支援の充実

具体的取り組み

- 高齢者を対象とした見守り支援の充実
 - 一人暮らし高齢者を対象とした交流事業の充実
 - 地域の高齢者に寄り添い、支援体制の充実

目標 3 地域ネットワークの活発化

具体的取り組み

- 関係団体とのネットワークの構築
 - おくの義務教育学校、保育園と連携した活動の充実
 - 奥野地区内の事業所等との連携を構築

4. 神谷小地区地域福祉プラン

地区の特徴

神谷小学校区は 6 行政区からなり、北は神谷行政区から南は女化行政区と細長い地域となっている。北部は市役所、郵便局、スーパーマーケットなどの商業施設に近く、買い物等に便利である。学校の周りは住宅街であり、商店等は少なく、南部は畑が広がっている。市内では児童数が多い地域であるが、年々児童数は減少傾向にある。高齢化率は行政区により異なるが、ここ 10 年に全地域で、高齢化率が加速度的に高まる。各行政区の自治会活動は比較的活発である。高齢者の地域活動が各行政区とも活発であり、若い世代の自治会活動が望まれている。防犯パトロール等の活動は積極的に行っている地域が多い。

地域住民の状況

令和3年10月1日現在

	神谷小地区	牛久市	年齢別人口割合	神谷小地区	牛久市
人口	10,247 人	84,615 人	0～14 歳	9.6%	12.6%
世帯数	4,577 世帯	37,423 世帯	15～64 歳	57.8%	57.9%
高齢化率	32.7%	29.5%	65 歳以上	32.7%	29.5%

各種施設	福祉資源
<ul style="list-style-type: none"> ・女化運動広場 ・牛久市総合福祉センター ・牛久市シルバー人材センター ・神谷小学校 ・認定こども園フレンド幼稚園 ・栄町保育園 ・のびのび広場 ・にこにこ広場 ・特別養護老人ホーム 博慈園 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政区集会所数 6 2. 自主防災組織 6 3. 消防団 2 4. 民生委員児童委員 14 5. かつぱつ体操普及員 33 6. シルバーリハビリ体操指導士 15 7. ふれあいサロン数 8 8. 子ども会数 6 9. シニアクラブ数 6 10. 食生活改善推進委員 6

地区の活動目標

目標① 地区社協、6 行政区の連携のもと、支援体制の尚一層の促進を図りましょう

目標② 超高齢化社会に備え、担い手の普及活動に努めましょう

目標③ 老若男女、笑顔で支え合える地区社協をめざしましょう

「笑い合い、助け合い、みんなでつくろう地域のつながり」

(神谷小学校区地区社協のスローガン)

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・地域によっては住民同士のつながりが希薄化。
- ・定年延長に伴い、地域活動のあらゆる活動の担い手が不足する現状にある。高齢化が進み、班長ができない等の理由から、行政区から脱退する方もいる。若い世代には、どのようにしたら福祉に関心をもってもらえるか課題となる。
- ・一年半にも及ぶコロナ感染症により、認知機能・運動機能が低下した高齢者、コロナの影響は子どもたちや一般成人にもあり、支援の手が必要とされる。

目標 1 地区社協、6行政区の連携のもと、支援体制の尚一層の促進を図りましょう

具体的取り組み

- 学校の環境整備、授業の補助、登下校の見守り等を通じ、次代を担う子どもたちを地域一帯で育む。
- それぞれの地域の住民のニーズを把握して活動を計画し、住民とともに活動する。
- 各自治会活動をますます充実させ、これをもとに地区社協の活動へとつなげて、地区社協への各地域からの参加協力を促す。

目標 2 超高齢化社会に備え、担い手の普及活動に努めましょう

具体的取り組み

- 高齢者増加に伴い、行政区ごとに異なるであろう支援について考え、何ができるか、無理なくできることから始める。
- 定年延長に伴い、ボランティア人数が減少傾向にある中、ひと声・声かけ運動で、一人でも多くの参加を呼びかけ、担い手・協力者増につなげる。
- 近助力アップで、見守りの目を多くし、孤独から高齢者を守る。

目標 3 老若男女、笑顔で支え合える地区社協をめざしましょう

具体的取り組み

- あいさつ運動を子どもから大人までもっともっと広げる。
- 各地域の毎年の防災訓練、AEDの使用法研修等を定期的に行うことにより、いざという時に備えるとともに、地域の顔見知りを増やす。
- 自分の住む地域の状況把握・防犯意識を高め、まずは防犯パトロールに参加、無理なく気軽に自分に合った活動に参加し、友達の輪を広げる。

5.向台小地区地域福祉プラン

地区の特徴

県外から移住した住民が多く、定年を迎えた高齢者世帯が確実に増えている。
一方、災害が少なく、日常的な買い物が至便で、暮らしやすい地域であることから、若い世帯も増加している。

地域住民の状況

令和3年10月1日現在

	向台小地区	牛久市
人口	14,070 人	84,615 人
世帯数	6,357 世帯	37,423 世帯
高齢化率	35.4%	29.5%

年齢別人口割合	向台小地区	牛久市
0～14 歳	10.3%	12.6%
15～64 歳	54.3%	57.9%
65 歳以上	35.4%	29.5%

各種施設	福祉資源
<ul style="list-style-type: none"> ・向台小学校 ・牛久南中学校 ・うしく文化認定こども園 ・牛久ふれあい保育園 ・茨城 YMCA 牛久オーリーブ保育園 ・特別養護老人ホーム ひかり ・本町第 1 街区公園 ・みどり野第 1 街区公園 ・みどり野第 2 街区公園 ・みどり野第 3 街区公園 ・みどり野第 4 街区公園 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政区集会所数 9 2. 自主防災組織 6 3. 消防団 4 4. 民生委員児童委員 20 5. かつぱつ体操普及員 49 6. シルバーリハビリ体操指導士 22 7. ふれあいサロン数 9 8. 子ども会数 0※ 9. シニアクラブ数 5 10. 食生活改善推進委員 7

※市子ども会連合会を脱退しているため、子ども会数は不明

地区の活動目標

- 目標① 住民同士の交流を深め、支え合い、助け合いの活動への理解や参加を推進する
- 目標② 支援を必要とする人を支える活動を推進する
- 目標③ 調査、広報活動等に取り組み、支え合いの街づくりを推進する

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・高齢者世帯が確実に増える中、地域活動の担い手やボランティア活動に従事する人たちも高齢化し、活動の担い手が不足している。

目標1 住民同士の交流を深め、支え合い、助け合いの活動への理解や参加を推進する

具体的取り組み

- 集まる場づくり（青空市・ふれあいカフェの開催）
- 行政区の行事を地区社協としてオープン化
- シルバーリハビリ体操、かっぱつ体操を通じた住民交流

目標2 支援を必要とする人を支える活動を推進する

具体的取り組み

- 通院支援 地区社協ボランティア移送サービス
- 児童 登下校時の見守り

目標3 調査、広報活動等に取り組み、支え合いの街づくりを推進する

具体的取り組み

- 防犯活動のPR活動を地域内で統一し、避難所等の相互活用、情報交換し、協調体制を構築
- 年4回「社協だより」を発行し、住民に活動を紹介

6. 岡田小地区地域福祉プラン

地区の特徴

12 行政区で構成。比較的に広い地域に、昔から牛久に生まれ育った人が多い行政区と、新住民が多い行政区がある。新興住宅地と緑豊かな田園地帯の両面を持っている。

全行政区で1対1の見守り体制を確立、また、ホームページ上に子育て支援データベースを構築している。岡田小・牛久一中との連携強化を図るとともに、交通移動支援を平成 30 年 11 月からスタートし、生活支援など高齢者を対象とした支援活動もスタートさせるべく取り組んでいる。また、広報紙、ホームページなど広報活動にも力を入れている。

地域住民の状況

令和3年10月1日現在

	岡田小地区	牛久市	年齢別人口割合	岡田小地区	牛久市
人口	11,931 人	84,615 人	0～14 歳	9.4%	12.6%
世帯数	5,486 世帯	37,423 世帯	15～64 歳	56.8%	57.9%
高齢化率	33.8%	29.5%	65 歳以上	33.8%	29.5%

各種施設	福祉資源
<ul style="list-style-type: none"> ・牛久市役所 ・中央生涯学習センター ・栄町運動広場 ・中央図書館 ・牛久市社会福祉協議会 ・岡田小学校 ・牛久第一中学校 ・東洋大学附属牛久中学、高等学校 ・県立牛久高等学校 ・つくば開成高等学校 ・すくすく広場 ・牛久さくら保育園 ・牛久消防署 ・牛久郵便局 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 セントラルゆうあい ・介護老人保健施設 セントラルふれあい ・地域密着型特別養護老人ホーム フロンティア牛久 ・茨城県警察 牛久警察署 栄町交番 ・牛久自然観察の森 ・栄町第 1 街区公園 ・栄町第 2 街区公園 ・栄町第 3 街区公園 ・柏田第 2 街区公園 ・柏田第 3 街区公園 ・柏田第 4 街区公園
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政区集会所数 14 2. 自主防災組織 11 3. 消防団 6 4. 民生委員児童委員 22 5. かつぱつ体操普及員 54 6. シルバーリハビリ体操指導士 10 7. ふれあいサロン数 13 8. 子ども会数 14 9. シニアクラブ数 8 10. 食生活改善推進委員 4

地区の活動目標

- 目標① 住民同士で見守り支え合う地域にする
- 目標② 行政区を越えた住民交流を広げる
- 目標③ 地域ボランティアが活動しやすい地域にする

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・地区社協の目標と活動内容が、地域住民に十分に理解されていない。また、住民の要望も十分に把握できていない。
- ・12 行政区には、農村部と市街化区域があり、それぞれ課題に違いもあるため、それを十分に知って諸活動を展開する必要がある。
- ・移送サービスや見守り活動に積極的に取り組んでいるが、活動を続けていくうえで、ボランティアの確保が重要な課題となっている。

目標 1 住民同士で見守り支え合う地域にする

具体的取り組み

- 地区社協、所属行政区、民生委員児童委員の連携強化
- 地域に合った見守り体制の充実と情報交換
- 子育て支援データベースの充実と定期更新
- 移送サービス事業の充実
- 日常生活支援事業の具体化
- ウォーキングパトロールによる児童の見守り
- サークル活動、サロン活動などのたまり場の充実

目標 2 行政区を越えた住民交流を広げる

具体的取り組み

- 地区社協事務所の整備と利用方法の検討
- 行政区を超えて、サークル活動やサロン活動の相互乗り入れを推進する
- 行政区の特徴に応じた活動を展開するために、各行政区の状況を把握する
- 「すまいるサポーター」への対応を検討する
- 岡田小学校、牛久第一中学校の諸活動への支援
- 広報紙、ホームページを活用した情報発信の充実

目標 3 地域ボランティアが活動しやすい地域にする

具体的取り組み

- 「すまいるサポーター」への定期的な情報発信と意見交換を通じて要望を聞く
- 地域住民やボランティアの要望を把握することにより、課題を明確にし、ボランティアが活動しやすくする

7. 中根小地区地域福祉プラン

地区の特徴

中根小学校区地区社協は、JR 常磐線、圏央道、小野川流域に立地し、JR ひたち野うしく駅前の発展著しい「ひたち野」、中根小学校周辺の緑豊かな田園地域、高度成長期に移り住んだ 408 号周辺市街地など、多彩な特徴をもった 12 行政区で構成されている。

ひたち野を除く地域では、日々の暮らしに不安を抱える高齢化が高まり、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができ、つながりを実感し合える「地域づくり」が求められている。

地域住民の状況

令和3年10月1日現在

	中根小地区	牛久市
人口	10,450 人	84,615 人
世帯数	6,893 世帯	37,423 世帯
高齢化率	18.5%	29.5%

年齢別人口割合	中根小地区	牛久市
0～14 歳	18.4%	12.6%
15～64 歳	63.1%	57.9%
65 歳以上	18.5%	29.5%

各種施設	福祉資源
<ul style="list-style-type: none"> ・牛久運動公園 ・教育センターさぼうの広場 ・牛久市こども発達支援センターのぞみ園 ・中根小学校 ・下根中学校 ・市立第一幼稚園 ・認定こども園こばと幼稚園 ・牛久幼稚園 ・下根保育園 ・牛久ひかり保育園 	<ul style="list-style-type: none"> ・こばと夢ナーサリー ・牛久めぐみ保育園 ・特別養護老人ホーム 牛久さくら園 ・介護老人保健施設 春秋園 ・柏田第 1 街区公園 ・ひたち野さくら公園 ・特別養護老人ホーム グランヴィラ牛久 ・茨城県警察牛久警察署
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政区集会所数 13 2. 自主防災組織 9 3. 消防団 4 4. 民生委員児童委員 17 5. かつぱつ体操普及員 74 6. シルバーリハビリ体操指導士 20 7. ふれあいサロン数 13 8. 子ども会数 7 9. シニアクラブ数 7 10. 食生活改善推進委員 7

地区の活動目標

- 目標① 12 行政区枠を横断した「交流・親睦」を進める住民交流事業
- 目標② 支援を必要としている人への「ふれあい訪問」及び支援事業
- 目標③ 小中学校と連携した児童、生徒のサポート及び登下校の見守り活動
- 目標④ 支え合い・助け合いのまちづくりを啓発する調査広報活動

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・一人の不幸も見逃さない地域福祉活動を展開するうえで、どのような支援を必要としている人がいるのか、少子高齢化が進み、日々の暮らしの中から様々な福祉課題を解決するため、地域の特徴に合った新たな「支え合い・助け合い」の活動基盤として、中根小学校区地区社協は9年目を迎えた。
- ・誰もが住み慣れた地域で、元気で自分らしく安心して暮らせるための様々な手助けをする仕組みが求められている。
- ・支え合いの地域福祉組織「地区社協」の認知と住民への啓発。
- ・各行政区の枠を超えた主体的参加と協力の温度差の解消。
- ・支援活動での個人情報共有の壁。

具体的取り組み

総務部会 総会・役員/部会長会議、総務委員会、運営委員会等の運営開催

- 横断的事項及び活動計画の立案
- 日帰りバス研修、研修会、講演会の開催
- 牛久市総合防災訓練への参加・対応
- 「盛人の集い」開催に伴う協力
- 赤い羽根共同募金運動店頭募金への協力
- 小中学校行事の交流/支援、登下校の見守り活動

住民交流部会 12行政区間の枠を横断した相互交流

- 我がまち「牛久」の魅力客観的視点から調査・研究活動
- 構成する12行政区間の情報共有の促進と連携が密になることによる「安心・安全」な地域づくりの促進
- 地域散策ウォーキングや紙飛行機競技会の開催
- 中根小学校、下根中学校行事の各種サポート

支援活動部会 支援を必要とする人への活動

- 各種サポート活動
要援護者、高齢者、子育て支援、支援を必要とする人への見守り、買い物支援、児童の登下校の見守り、関係機関との連携と活動の充実
- 民生委員児童委員による「支え合い活動」
- 支援及び交流、情報交換

調査広報部会 調査広報

- 広報計画の立案、実施内容精査を行い、今後の計画に反映
- 活動内容を周知するため、ホームページを開設・運用
- 「中根小区地区社協」広報紙を発行、約6,000世帯に配布

8.ひたち野うしく小地区地域福祉プラン

地区の特徴

暮らしやすい、子育てしやすいと評判の高い牛久市、ひたち野うしく小学校区は、市内でも特に人口が増加、発展している地域。子育て世代が多く転入し、若い世代を中心に核家族が多い。(3行政区)

新住民世代が多く、隣人・大人同士のコミュニティづくりが必要。大人同士の出会い・ふれあいの場づくりを進める。小・中学生が多い地域のため、子どもたちを中心として、安心安全に暮らせるまちづくり。ひたち野うしく小・中学校を中心に、地域の特徴を理解し合い、災害に強いまちづくりを！

地域住民の状況

令和3年10月1日現在

	ひたち野 うしく小地区	牛久市
人口	8,009人	84,615人
世帯数	3,106世帯	37,423世帯
高齢化率	8.1%	29.5%

年齢別人口割合	ひたち野 うしく小地区	牛久市
0～14歳	22.9%	12.6%
15～64歳	69.1%	57.9%
65歳以上	8.1%	29.5%

各種施設	<ul style="list-style-type: none"> ・牛久市リフレプラザ ・ひたち野うしく小学校 ・県立牛久栄進高等学校 ・ひたち野うしく幼稚園 ・牛久ふれあい保育園ひたち野うしく駅前分園 ・牛久保育園 ・ひたち野うしく保育園つくしんぼ ・牛久みらい保育園 ・JRひたち野うしく駅 ・ひたち野うしく郵便局 ・茨城県警察 牛久警察署 ひたち野交番 ・ひたち野みずべ公園 	福祉資源	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政区集会所数 2 2. 自主防災組織 3 3. 消防団 2 4. 民生委員児童委員 3 5. かつぱつ体操普及員 5 6. シルバーリハビリ体操指導士 2 7. ふれあいサロン数 2 8. 子ども会数 2 9. シニアクラブ数 2 10. 食生活改善推進委員 0
-------------	--	-------------	--

地区の活動目標

- 目標① 住民同士の交流を深め、支え合い、助け合い活動への理解や参加を推進する
- 目標② 小中学校と連携した活動を拡大し、地域住民と学校の交流を深める
- 目標③ 広報活動を強化する。各行政区の情報を活用するよう共有化を推進する

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・ 地区社協活動の認知度が低く、活動への関心が希薄になっている。
- ・ ふれあいまつりの参加者は多いが、その他の活動への参加者が少ない。
- ・ 住民同士の交流の場が少ない。
- ・ 学区内の大型マンション8棟の地区社協への加入がなく、行政区も未組織である。
- ・ 支援を必要とする人、子ども会、シニアクラブなどの情報も共有されていない。

目標 1 住民同士の交流を深め、支え合い、助け合い活動への理解や参加を推進する。

具体的取り組み

- ふれあいまつりを開催し、参加者の交流を推進する。
- 高齢者、子ども会、シニアクラブなどと連携し交流活動を推進する。
- 学区内のマンションも地域の一員として交流活動へ参加するよう、行政区と地区社協への加入について市と協力し啓発する。

目標 2 小中学校と連携した活動を拡大し、地域住民と学校の交流を深める。

具体的取り組み

- 子どもたちの登下校の見守りボランティアを充実するため、地区社協として募集、登録の組織化を進める。
- 災害に備え、学区ぐるみの防災訓練及び研修を行う。
また、訓練には小中学校も参画し、地域、学校の防災意識の向上を図る。
- 支え合い・助け合い活動は、小中学校とも連携して推進する。

目標 3 広報活動を強化する。各行政区の情報を活用するよう共有化を推進する。

具体的取り組み

- 地区社協の広報紙を適宜発行するとともに、市広報紙、社協広報紙などを通じて広報活動を強化する。
- 支援を必要とする人の情報、子ども会やシニアクラブなどの情報及び災害危険箇所や避難経路などの情報を地区社協活動に活用できるよう共有化を図る。

資料編

1 計画策定の経過

年月日	主な会議など	主な内容
令和3年5月28日	第1回 牛久市地域福祉計画 審議会及び地域福祉活動計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画」について市長より諮問 ・「地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画・地域福祉活動計画」策定の趣旨について ・地域福祉等に係る国・県の動向について
令和3年6月28日	第1回 庁内検討委員会・ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画」策定の趣旨について ・計画策定のポイント
令和3年7月8日 ～7月20日	地域支え合い懇談会 7/8 牛久小学校区 7/9 神谷小学校区 7/12 向台小学校区 7/12 ひたち野うしく小学校区 7/13 中根小学校区 7/15 おくの義務教育学校区 7/16 二小学校区 7/20 岡田小学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区の地区社協ごとに、日頃の活動の中で感じている地域の課題や地区社協のあり方等について、意見や要望を出していただきました。
令和3年8月27日	第2回 牛久市地域福祉計画 審議会及び地域福祉活動計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉等に係る牛久市の現状について ・地域福祉計画等に係る施策及び事業の評価等調査結果について ・地域福祉等に関する調査結果について ・地域支え合い懇談会の内容について
令和3年10月5日	第2回 庁内検討委員会・ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画」骨子案について
令和3年10月29日	第3回 牛久市地域福祉計画 審議会及び地域福祉活動計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「牛久市地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画・地域福祉活動計画」骨子案について
令和3年11月26日	第3回 庁内検討委員会・ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「牛久市地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画」素案について
令和3年12月24日	第4回 牛久市地域福祉計画 審議会及び地域福祉活動計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「牛久市地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画・地域福祉活動計画」素案について ・パブリックコメントの実施について
令和4年1月5日 ～1月31日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施
令和4年2月28日	第5回 牛久市地域福祉計画 審議会及び地域福祉活動計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの対応について ・岩井会長から市長へ答申

2

前回計画評価

1. 地域福祉計画

達成状況評価

- | | |
|-----------|------------|
| 1.計画以上 | 4.非常に遅れている |
| 2.計画どおり | 5.未着手 |
| 3.やや遅れている | 6.その他 |

今後の方向性

- | | |
|---------|-------|
| 1.充実させる | 4.廃止 |
| 2.継続 | 5.その他 |
| 3.見直し | |

施策名	達成状況評価	今後の方向性	前計画書掲載頁
基本方針1 優しい心を育みます			64
1. 福祉学習を進めます			64
①地域などでの福祉学習を進めます			64
学校教育で福祉学習を進めます	2	2	65
地区社協で福祉学習を進める	2	2	65
②地域交流を進めます			66
行政区活動を支援する	2	2	67
生涯学習講座を開催する	2	1	67
中央生涯学習センターを管理運営する	2	2	67
運動施設を管理運営する	2	2	67
放課後カッパ塾の運営	2	2	67
土曜カッパ塾の運営	2	2	67
地区社協活動を支援する	2	2	67
③地域福祉の担い手の発掘と育成・確保を行います			68
牛久市行政情報出前講座	2	2	69
地区社協での担い手づくりを支援する	2	2	69
基本方針2 支え合う地域社会をつくります			70
1. 市民主体による地域を支える拠点・ネットワークづくりを進めます			70
①地域で安心して暮らせる「見守り支援」を進めます			70
見守り台帳を整備する	2	2	71
見守り活動	2	2	71
SOSネットワーク事業	2	2	71
AEDの配備	2	2	71
②行政区活動の活性化を図ります			72
行政区による広報広聴活動を実施する	2	2	73
たまり場を開設する	2	2	73
行政区集会所施設の整備、管理	2	2	73
③地区社会福祉協議会の活動を支援します			74
地区社協支援事業	2	2	75
地区社協の活動拠点の整備	3	2	75

施策名	達成状況評価	今後の方向性	前計画書掲載頁
④広報媒体を利用して地域情報や災害情報を発信します			76
牛久市の行政情報を発信する	2	2	77
⑤市民の心の健康増進を図ります			78
道徳教育の推進	2	2	79
こころの健康に関する講演会	2	2	79
ゲートキーパー養成研修	2	2	79
自殺相談窓口一覧の作成	2	2	79
2. 地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます			80
①ボランティア・NPO法人などの活動を一層充実します			80
NPO法人認証事務	2	2	81
生涯学習センターを管理運営する	2	2	81
運動施設を管理運営する	2	2	81
②市社会福祉協議会との連携・協働を進めます			82
市社会福祉協議会の運営助成	2	2	83
地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	2	2	83
基本方針3 自立した生活を支える仕組みをつくります			84
1. 福祉サービスの適切な利用を進めます			84
①総合的な相談体制を整えます			84
家庭児童相談	2	2	86
子育て相談	2	1	86
特定健診結果説明会	2	2	86
牛久市健康づくり情報・年間予定表「すこやか」の作成・発行	2	3	86
高齢者あんしん電話	2	2	86
総合相談「あんしんホットライン」	2	2	86
国民健康保険・年金相談医療福祉費支給制度(マル福)	2	2	87
介護保険相談	2	1	87
障がい者相談支援事業	2	2	87
成年後見サポートセンター	2	2	87
地域ケアシステム推進事業	6	4	87
こころの健康相談	2	2	87
障がい者相談員の設置	3	2	87
認知症初期集中支援事業	2	2	87
②保健・医療・福祉が連携・協働し情報提供を進めます			88
特定健康診査・特定保健指導の実施	2	1	89
データヘルス計画の立案実施	2	2	89
情報提供・周知	2	2	89
各種健康づくり教室の実施	2	3	89
専門的相談体制の充実	2	2	89
社会福祉法人への指導	2	2	89

施策名	達成状況評価	今後の方向性	前計画書掲載頁
2. 福祉サービスの施策を進めます			90
①地域での健康づくりを進めます			90
ヘルスロードの整備	2	2	91
健康ウォークの開催	6	3	91
”ママと赤ちゃんの ほっと・すぱーす”	2	2	91
空気もきれいなお店登録事業	2	2	91
健康づくり事業の実施	2	3	91
②子育てしやすい地域をつくります			92
子育て広場の運営	2	2	93
一時預かり保育の実施	2	2	93
市民への情報提供	2	2	93
公立保育園における交流事業の実施	2	2	93
子育て支援拠点事業	2	2	94
妊産婦の健康づくり	2	2	94
子どもの成長発育の確認・支援	2	2	94
地域で仲間づくりができる交流機会の提供	2	2	94
公設児童クラブの運営	2	2	94
③障がいのある人が暮らしやすい地域をつくります			95
障がい者の地域活動を支援する	3	2	96
障害者自立支援協議会を開催する	2	2	96
障がい福祉サービス費給付	2	2	96
地域生活支援事業の実施	2	2	96
補装具の給付	2	2	96
自立支援医療の給付	2	2	96
④高齢者が暮らしやすい地域をつくります			97
介護予防対象者の把握事業	2	2	99
介護予防・日常生活支援総合事業	2	2	99
介護予防普及啓発事業	2	2	99
地域介護予防活動支援	2	1	99
地域包括支援センター	2	2	99
介護サービス給付	2	2	99
生活支援体制整備事業の実施	2	2	99
⑤地域の外国人を支えます			100
牛久市の国際交流を推進する	2	2	101
⑥地域の生活困窮者の自立を支援します			102
自立相談支援事業	1	2	103
住居確保給付金	1	2	103
一時生活支援	6	5	103

施策名	達成状況評価	今後の方向性	前計画書掲載頁
学習支援	2	2	103
フードバンクとの連携	2	2	103
奨学金	2	2	103
就学援助	2	2	103
3. 福祉サービスの利用者の権利を守ります			104
①福祉サービスの苦情解決を進めます			104
保育サービス向上に向けた助言、指導等の実施	2	2	106
民間児童クラブのサービスの向上に向けた助言・指導等の実施	2	2	106
介護サービス向上に向けた助言、指導等の実施	2	2	106
障がい福祉サービス向上に向けた助言、指導等の実施	2	2	106
社会福祉法人の指導	2	2	106
②成年後見制度の利用を促進します			107
成年後見制度利用支援事業	2	2	108
成年後見サポートセンター運営補助	2	2	108
市民向け研修	2	2	108
市民後見人養成講座	5	2	108
身上保護の充実	2	2	108
地域連携ネットワークの構築	2	2	108
中核機関の整備	2	2	108
基本方針4 安心して暮らせる環境をつくります			109
1. 暮らしやすい生活空間を整えます			109
①福祉のまちづくりを進めます			109
コミュニティバスかっぱ号の運行	2	1	111
福祉センター巡回バスの運行	2	2	111
高齢者移送サービス	6	4	111
重度障がい者の移動支援	2	2	111
市営住宅	2	2	111
バリアフリー住宅の整備費助成	2	2	111
ボランティア移送サービスの支援	2	2	111
②食の地産地消を進めます			112
給食における地産地消	6	4	113
地域における地産地消	2	2	113
市民参加型の地産地消	2	2	113
③ごみの減量・再利用・再資源化を進めます			114
資源物回収事業に補助する	2	2	115
行政区リサイクル事業に補助する	2	2	115
家庭排水浄化推進協議会の活動を支援する	2	2	115

施策名	達成状況評価	今後の方向性	前計画書掲載頁
④空地・空家・耕作放棄地などの適正管理や活用を進めます			116
空家等協議会の設置・運営	2	2	117
空家等対策の実施	2	1	117
耕作放棄地の再生	2	2	117
農地中間管理事業	6	5	117
⑤防災対策を進めます			118
地域防災計画の策定・改定	2	2	119
自主防災組織の育成	2	2	119
避難所開設・運営訓練の実施	2	2	119
⑥防犯と交通安全のまちづくりを進めます			120
交通安全活動の実施	2	2	121
交通事故相談の開催	2	2	121
交通安全施設の整備	2	2	121
交通安全教育の実施	2	2	121
子どもの交通安全対策の充実	2	2	121
防犯活動の実施	2	2	121
地域安全パトロールの実施	2	2	121
防犯灯の整備	2	2	122
街頭防犯カメラの設置	2	2	122
犯罪の未然防止のための啓発活動の実施	2	2	122
社会を明るくする運動街頭キャンペーン	2	2	122
青少年相談	2	2	122
薬物乱用防止	3	2	122

2. 成年後見制度利用促進計画

達成状況評価	今後の方向性
1.計画以上	1.充実させる
2.計画どおり	2.継続
3.やや遅れている	3.見直し
4.非常に遅れている	4.廃止
5.未着手	5.その他
6.その他	

施策名	達成状況評価	今後の方向性	前計画書掲載頁
基本方針1 利用者がメリットを実感できる制度の運用を進めます			25
1.利用者に寄り添った運用を進めます			25
①利用しやすい制度の運用を進めます			25
専門職による相談事業	2	5	26
民間事業者等との連携	2	5	26
成年後見制度利用支援事業	2	2	26
市長申立て	2	2	26

施策名	達成状況評価	今後の方向性	前計画書掲載頁
2. 利用者本人の意思決定支援および身上保護を実施します			27
①その時々々の心身の状況等に応じた適切な支援を図ります			27
日常生活自立支援事業	2	2	28
地域包括支援センターや介護事業者等との連携	3	5	28
相談支援事業所等との連携	3	5	28
身上保護の充実	2	5	28
基本方針2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます			29
1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の整備を進めます			29
①地域連携ネットワークの整備を図ります			29
地域連携ネットワークの構築	2	1	29
②地域の実情に応じた中核機関の設置を進めます			30
中核機関の整備	2	5	30
協議会の検討	2	5	30
2. 担い手の育成を図ります			31
①市民後見人の担い手の確保を図ります			31
市民後見人養成講座	5	5	31
後見人等情報交換会	5	3	31
スキルアップ研修の実施	2	5	31
基本方針3 安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します			32
1. 市民の制度への理解度を深めます			32
①幅広い市民への周知を図ります			32
地域での牛久市行政情報出前講座	2	2	33
「わたしの手帳」の配布	2	2	33
専門職団体・関係機関向け研修	3	3	33
市民向け研修	2	5	33
広報媒体の活用	2	5	33
2. 地域連携ネットワークの整備と不正を防止する取り組みを充実させます			34
①チーム体制で支援を進めます			34
市民ニーズの把握	2	2	35
一次相談窓口の設置	2	5	35
個別会議の開催	2	5	35
二次相談窓口の設置	2	5	35

3 牛久市地域福祉計画審議会設置条例

牛久市地域福祉計画審議会設置条例

平成 20 年 3 月 21 日条例第 3 号

最終改定 平成 30 年 3 月 21 日

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項の規定に基づく、本市の地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、牛久市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 福祉関係者の代表
- (3) 保健医療関係者の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 6 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

牛久市地域福祉活動計画策定委員会

平成 11 年 8 月 24 日制定
最終改定 平成 29 年 11 月 8 日

(設置)

第 1 条 地域福祉活動計画策定のため、牛久市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、地域住民への福祉ニーズに対するアンケート調査等の資料に基づき、次に掲げる事項を策定する。

(1) 地域福祉活動計画策定及び見直しに関すること。

(2) その他計画策定に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる機関のうちから選出された者を、会長が委嘱する。

(1) 社会福祉団体

(2) 社会福祉施設

(3) 民生委員児童委員

(4) 市民代表

(5) 医療関係者

(6) 教育関係者

(7) 学識経験者

(8) 行政関係者

(9) 社会福祉協議会理事

(10) その他会長が必要と認めるもの

(検討委員会)

第 4 条 検討委員会の補助機関として、検討会を置くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第 8 条 委員長は、第 2 条に定める所掌事項の成果について、速やかにその内容を会長に報告する。

(庶務)

第 9 条 策定委員会の庶務は、牛久市社会福祉協議会において行う。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 11 年 8 月 24 日から施行する。

(中略)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 11 月 8 日から施行する。

牛久市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成 20 年 2 月 13 日訓令第 1 号

最終改定 平成 30 年 3 月 28 日

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項の規定に基づく、本市の地域福祉計画の策定に関する方針の検討及び連絡調整をするため、牛久市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 牛久市地域福祉計画の策定に係る調査研究及び連絡調整に関すること。
- (2) その他牛久市地域福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副市長、副委員長には地域福祉計画担当部長、委員には教育長、各部等の長、教育部長及び関係課等の長を充てる。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(牛久市地域福祉計画ワーキングチーム)

第 4 条 検討委員会の補助機関として牛久市地域福祉計画ワーキングチームを置く。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第 6 条 検討委員会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、意見の聴取等を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、地域福祉計画策定担当課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則（平成 30 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

牛久市地域福祉計画策定ワーキングチーム設置要綱

平成 20 年 2 月 13 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、牛久市地域福祉計画検討委員会設置要綱（平成 20 年訓令第 1 号）第 4 条の規定に基づき設置される牛久市地域福祉計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 ワーキングチームは、牛久市地域福祉計画庁内検討委員会の方針に基づき、次の事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画策定のための資料収集、現状分析及び素案の作成に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 ワーキングチームは、市長が任命する市職員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 ワーキングチームの構成員は、地域福祉計画策定後に解任されるものとする。

(部課等の長の協力)

第 5 条 ワーキングチームに関係する部課等の長は、積極的にチームの運営に協力しなければならない。ただし、当該部課等の事務の繁忙期においては、当該部課等の事務を優先するものとする。

(運営)

第 6 条 ワーキングチームの会議は、地域福祉計画担当部長の命により、地域福祉計画担当課長が必要に応じて随時招集し、会議を総理する。

(庶務)

第 7 条 ワーキングチームの庶務は、地域福祉計画担当課において行う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

牛久市地域福祉計画審議会委員名簿及び牛久市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

委嘱期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

No	分野	所属	役職等	氏名	備考
1	市民の代表	牛久市区長会	会長	橋本 彊	
2	市民の代表	”牛久市ボランティア・市民活動ネットワークゆめまちネット	会長	坂 弘毅	
3	市民の代表	牛久商工会議所	理事	門井 聡	
4	市民の代表	地区社会福祉協議会	会長	石野 雅昭	
5	福祉関係者の代表	牛久市社会福祉協議会	事務局長	岡見 清	副会長/副委員長
6	福祉関係者の代表	特定非営利活動法人 ほっとピア	理事長	山本 光明	
7	福祉関係者の代表	牛久市介護支援専門員連絡協議会	管理者	国府田 達矢	
8	福祉関係者の代表	牛久市シニアクラブ連合会	会長	柳井 秀之	
9	福祉関係者の代表	牛久市障害者連合会	副会長	遠藤 むつよ	
10	福祉関係者の代表	牛久市民生委員児童委員協議会	会長	青木 隆志	
11	福祉関係者の代表	牛久市保育園連絡協議会	園長	宮本 恭子	
12	保健医療関係者の代表	牛久市医師会	副会長	鳥越 啓隆	
13	保健医療関係者の代表	訪問看護ステーションうしく	管理者	福恵 節子	
14	学識経験者	茨城県立医療大学	教授	岩井 浩一	会長/委員長
15	学識経験者	リーガルサポート茨城支部	副支部長	岩田 哲孝	
16	その他市長が必要と認めた者	牛久市学校長会	副会長	大竹 敦子	
17	その他市長が必要と認めた者	牛久市PTA連絡協議会	副会長	高橋 一生	
18	その他市長が必要と認めた者	牛久市保健福祉部	部長	内藤 雪枝	
19	その他市長が必要と認めた者	牛久市市民部	部長	小川 茂生	

		氏名		備考	
1	副市長	滝本 昌司		委員長	
2	教育長	染谷 郁夫			
3	市長公室長	滝本 仁			
4	経営企画部長	吉田 将巳			
5	総務部長	植田 裕			
6	市民部長	小川 茂生			
7	保健福祉部長	内藤 雪枝		副委員長	
8	環境経済部長	山岡 孝			
9	建設部長	長谷川 啓一			
10	教育部長	吉田 茂男			
11	議会事務局長	野口 克己			
12	市長公室	広報政策課	課長	植田 英子	
13	経営企画部	政策企画課	次長兼課長	柳田 敏昭	
14	総務部	管財課	課長	岩瀬 義幸	
15	市民部	市民活動課	次長兼課長	栗山 裕一	
16		地域安全課	課長	榎本 友好	
17		防災課	課長	中澤 久	
18	保健福祉部		次長	飯野 喜行	
19		社会福祉課	課長	石塚 悟	事務局
20		こども家庭課	課長	飯島 希美	
21		保育課	課長	橋本 早苗	
22		高齢福祉課	課長	宮本 史朗	事務局
23		健康づくり推進課	課長	渡辺 恭子	
24		医療年金課	課長	石野 尚生	
25	環境経済部	商工観光課	次長兼課長	大徳 通夫	
26		環境政策課	課長	横瀬 幸子	
27		廃棄物対策課	課長	木村 光裕	
28		農業政策課	課長	神戸 千夏	
29	建設部	都市計画課	次長兼課長	藤木 光二	
30		空家対策課	課長	柴田 賢治	
31		建築住宅課	課長	高野 裕行	
32	教育委員会	学校教育課	次長兼課長	川真田 英行	
33		生涯学習課	次長兼課長	大里 明子	
34		教育企画課	課長	吉田 充生	
35		指導課	課長	市村 毅	
36		スポーツ推進課	課長	高橋 頼輝	
37	社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会	事務局長		岡見 清	

			役職	氏名	備考
1	市長公室	広報政策課	主査	山越 美穂	
2	経営企画部	政策企画課	主事	森本 修多	
3	総務部	管財課	課長補佐	小林 浩子	
4	市民部	市民活動課	課長補佐	飯村 彰	
5		地域安全課	課長補佐	小松 貴之	
6		防災課	主事	市毛 大也	
7	保健福祉部	社会福祉課	主査	小松 恭子	事務局
8		こども家庭課	主査	川口 美亜	
9		保育課	主査	児玉 裕子	
10		高齢福祉課	主査	齋田 和也	
11		健康づくり推進課	課長補佐	野口 信子	
12		医療年金課	主査	北澤 浩代	
13	環境経済部	商工観光課	課長補佐	野崎 晴美	
14		環境政策課	主査	石川 恵子	
15		廃棄物対策課	主査	佐藤 伸枝	
16		農業政策課	主査	岩瀬 由里子	
17	建設部	都市計画課	主事	飯村 隆浩	
18		空家対策課	課長補佐	坂本 裕紀	
19		建築住宅課	主査	木村 由起子	
20	教育委員会	学校教育課	主任	濱島 史子	
21		生涯学習課	主任	小山 美佳	
22		教育企画課	主査	浅井 優子	
23		指導課	課長補佐	山口 明	
24		スポーツ推進課	課長補佐	保坂 正博	
25	社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会		事務局次長	中村 佳代	

牛久市地域福祉計画・
成年後見制度利用促進計画・
地域福祉活動計画

発行：令和4年3月

編集：牛久市 保健福祉部 社会福祉課
高齢福祉課

社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会

住所：〒300-1292

牛久市中央3丁目15番地1

電話 029 (873) 2111 (代)

FAX 029 (873) 0421
